

中大法曹



2007. 5

中央大学法曹会

No.22

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る
丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつ

栄ある歴史を承け伝

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学生会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

式修了学院大学科法第1回大学



第1回法科大学院修了式 2006年3月18日開催



合格者祝賀会風景 平成18年11月22日 (於 東京會館)

「中大法曹」第二十二号目次

表紙題字揮毫 大高満範

表紙写真 中央大学

市ヶ谷校舎

撮影 福吉 實

退任の弁辞……………中央大学法曹会幹事長 大高満範(7)

中央大学の将来像の確立に向けて……………中央大学理事長 鈴木敏文(11)

大学の現状と将来展望……………中央大学学長・総長 永井和之(19)

ロースクールの現状と将来……………中央大学大学院 法務研究科長 大村雅彦(27)

第一部 新司法試験特集

プロセスを重視した法曹養成システムと「法科の中央」伝統の再生

……………法科大学院教授(法学部教授・兼任) 法務研修特別委員長 福原紀彦(37)

第一回新司法試験 合格体験記……………新六〇期生(第一期修了生) 角田 勝政(48)

新司法試験合格体験記……………新六〇期生(第一期修了生) 佐藤 徳典(54)

第一回新司法試験合格体験記……………新六〇期生(第一期修了生) 堅 十萌子(60)

合格体験記……………新六〇期生(第一期修了生) 宮坂 希(65)

合格体験記〜体育会からの挑戦……………現行六一期生 岡部 鉦平(70)

第二部 大量増員時代の若手法曹へのアプローチ

中大法曹会の若手会員とともに……………三羽 正人(77)

日本の片隅から……………四六期 内田 文浩(84)

新たな時代の礎となる中央大学法曹会を……………五〇期 村上 智裕(87)

中央大学法曹会に望むこと……………五二期 大岩 和美(91)

中央大学法曹会への期待……………五四期 掛川 亜季(94)

中央大学出身の修習生を採用しませんか!……………進路指導対策委員 加戸 茂樹(98)

支部活動報告

地方支部紹介……………(107)

委員会活動報告

法職教育検討委員会活動報告……………法職教育検討委員会委員長 奈良道博(121)

大学問題委員会報告……………大学問題委員会委員長 鈴木康洋(124)

会則検討委員会活動報告……………会則検討委員会委員長 元木徹(129)

広報委員会活動報告……………広報委員会委員長 根岸清一(132)

機構改革実行特別委員会活動報告……………機構改革実行特別委員会委員長 三羽正人(135)

募金実行委員会活動報告……………募金実行委員会事務局長 飯塚孝(138)

人事委員会活動報告……………人事委員会事務局長 坂巻國男(140)

会務報告

平成一七・一八年度会務報告……………中央大学法曹会事務局長 坂巻國男(149)

資料

関係諸規定

学校法人中央大学基本規定(寄附行為)(規程第一号)……………(165)

中央大学学生会則……………(186)

中央大学法曹会会則……………	(193)
中央大学法曹会人事委員会規則……………	(204)
中央大学法曹会大学問題委員会規則……………	(206)
中央大学法曹会会則検討委員会規則……………	(208)
中央大学法曹会広報委員会規則……………	(209)
中央大学法曹会進路指導対策委員会規則……………	(210)
中央大学法曹会福岡支部会則……………	(212)
中央大学法曹会広島支部会則……………	(215)
中央大学法曹会北陸支部会則……………	(218)
中央大学法曹会四国支部会則……………	(221)
中央大学法曹会大阪支部会則……………	(224)
中央大学法曹会神奈川支部会則……………	(227)
中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則……………	(230)
中央大学法曹会募金実行委員会規則……………	(232)
中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会規則……………	(233)

役員名簿

中央大学法曹会役員名簿（平成一七・一八年度）……………（235）

中央大学法曹会／各種委員会委員名簿（平成一七・一八年度）……………（242）

中央大学法曹会役員候補者名簿（平成一九・二〇年度）……………（248）

中央大学法曹会各種委員会委員長候補者名簿（平成一九・二〇年度）……………（249）

編集後記……………（250）



退任の弁辞

中央大学法曹会 幹事長 大 高 満 範

一 私 は、中央大学法曹会幹事長の任期二年が満了するに当たり、ここに退任の弁辞として報告と意見を述べさせていただきます。

私が就任した平成十七年五月中旬は、中央大学の理事長の選考が、選考委員会において現在の鈴木敏文理事長とわが法曹会の候補者の間において、容易に結論を得ぬまま進行中であつた。退任直前には、前幹事長で大学の常任理事に就任して活躍中の中津靖夫氏が脳血栓で倒れ、一週間後の平成十九年三月二日に不帰の客となつた。私にとっては、激しい変革の出發であり、悲しい葬送の最後であつた。有為転変とはまさにこの二つの事実であろうか。

理事長選考については、紆余曲折はあつたが、熟慮の結果、法曹会執行部は多くの先輩、同窓の意見を斟酌して、法曹会候補者の決断を得て、同候補を取り下げることにした。その結果十七年十一月

に鈴木敏文氏が理事長に選任された。

二 中央大学の健全な発展を願う法人・教学・学員三者は、理事長選考の苦い経験から、熱いうちに理事長選考について学校法人中央大学の基本規定の検討をすることになった。第三次基本規定検討委員会は、理事長候補者の決定に関する議決要件について、平成十八年五月一日答申する運びとなった。この答申については、法曹会の大学問題委員会の意見が叩き台となった。右第三次答申を受けて、理事会はこれを検討した結果、平成十八年五月の評議員会に議案として上程して、以下の通り一部改正された。

基本規定第十五条第六項

前項の場合において、理事候補者の選考の際に、出席委員の三分の二以上の多数により決定することができないときは、委員総数の過半数により決定する。ただし、委員総数の過半数により決定できないときは、相対多数により決定することができる。

右のようにこの度の選考を混迷に陥れた三分の二条項を緩和する改正となった。

三 ロースクールの第一回卒業生の新司法試験が平成十八年五月に実施され、同年九月に合格発表となった。わが中央大学は百三十一名の合格となり、第一位の栄冠に輝いた。法曹会はロースクール創設の準備段階（平成十三年猪俣喜蔵幹事長の時代）から母校のためにバックアップ体制を組んで協力し、その後も松家里明幹事長のもとエクスターンシップの受け入れについて、全国同窓の弁護士に呼びかけ、三百人の応募者があった。また中津靖夫幹事長の下で、ロースクールの学生と法曹会有志との懇

談会を平成十七年二月初旬に東京會館で開催した。学生が先輩と懇親し、法曹への夢を膨らますアンビシャスな機会となり、学生諸君に好評を博した。当執行部でもこの懇親会を二月初旬に東京會館で開催し、踏襲している。中央大学法学部出身者以外の学生も、中央大学の伝統である家族的情誼を肌身で感じ、感激したようである。この催しは、中央大学の新しい卒業生の、中央大学学会への参加を期待することも一つの理由であった。この期待通り、昨年の卒業後大村雅彦法科大学院法務研究科長の肝煎りで同窓会が結成されたことは喜ばしい限りである。私たちは母校と協力して新司法試験合格者第一位の座を維持することを期待する。

四 もう一つ付言すると、中央大学と協議しながら、司法試験合格者の就職斡旋のプロジェクトチームを立ち上げ、全国の各支部に呼びかけている。中央大学出身の法曹人が団結して就職斡旋の協力をすることにより、その噂が全国に伝播すれば必ずや中央大学ロースクールに多くの優秀な学生が集まることになり、良い意味での循環となり、第一位の座の維持につながることになる。全国の法曹会会員の皆様に重ねて就職斡旋への協力をお願いする次第である。

五 私たち執行部は、若手会員の加入促進の努力を試みた。その一つとして、定時総会、幹事会などの席上、懇親会に入る前を利用して若手会員の現在の関心のあるテーマについて卓話をプログラムの一つとした。商法改正の問題点、消費者保護法制、深澤武久会員から最高裁評決について、高木新二郎会員の法曹人としての自叙伝などを講演していただき、好評を得た。

この他特に重要なことは人事の若返りである。しかし、この問題は弁護士を中心に申し上げると、

職業の性格上容易に実現しないことも事実である。しかし、これからの執行部役員はあきらめることなく挑戦を続けていただきたい。百二十五周年を迎える母校が、二十一世紀に存在感のある大学として運営されるための必須条件として、卒業生として有為な人材を送り出すことである。時代の流れに敏感・柔軟に対応でき、時代の先見性に富む、健康に恵まれた若手の人材が必要である。母校愛に燃えることが私学の卒業生には肝要である。また、人事については伝統として東京三会の慣行を尊重してきたが、これからは三会の垣根を超え、全国の支部まで枠を広げて人材本位の選考をする方向で検討することを提案したい。

六 百二十五周年の募金活動が目下展開されていますが、現在の経済環境の中で、今ひとつ弾みがついていません。法曹会では、飯塚孝募金活動実行委員会委員長の提案により、募金者の裾野を拡大し、多くの会員のご賛同を得るために、若手会員に呼びかけをすることとなりました。近く実行に移しますので全会員のご協力をここにお願ひする次第です。これまでは、多摩校舎の「炎の塔」(司法試験受験生のための学習棟)へ目的指定してご寄付を募ってまいりましたが、これからはロースクール学生の育英資金を募る目標を追加して掲げることしました。母校の歴史は、法曹実務家としての教育・養成をし、社会に送り出すことにあります。母校においては総合大学となった今日といえども、法学部の伝統を中核に置くことを忘れてはなりません。

母校愛の炎を燃やし、多くの司法試験合格者を輩出するために法曹会は、母校に対し物心両面の協力を続けましょう。



中央大学の将来像の確立に向けて

学校法人中央大学 理事長 鈴木敏文

中央大学法曹会の会報「中大法曹」が回を重ねられ、このたび第二二号が刊行されましたことは、誠に喜ばしく、心からお祝い申し上げます。

また、平素より、中央大学法曹会の役員並びに会員の皆様には、母校中央大学の発展のために、多大なるご協力、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この会報が発刊されます五月には、中央大学理事長として、就任後、一年半余を経過している頃とは存じますが、今年の新年祝賀会において、平成一九年を迎えて、中央大学の将来像の確立に向けた理事会の経営姿勢を披瀝いたしておりますので、この年頭挨拶の内容に、その後の進捗状況を付加して申し述べさせていただきますと存じます。

まず、大学の経営は、法人と教学が一体であるということが前提であり、企業は利潤の追求、大学は

人材の育成と研究というように、その活動目的の違いはありますが、経営という視点で考えますと、全く同じであり、現在の社会においては、学校だから経営を度外視していいという時代ではなくなっていると思います。今こそ、学校における経営が重要な時代に入ってきていると思います。ただし、学校経営を、経営・経営と大騒ぎしますが、実はこれは当たり前のことを当たり前に実施すれば可能なことであり、それを特別視することが、かえって経営というものに対して、目をそらせることになってしまっているかと思っています。

【法人の考え方について】

この視点からみますと、現実を直視するということが非常に重要であり、我々にとっての現実とは、やはり時代の変化が益々加速していることと、入学志願者数の減少傾向とが一番大きな問題となります。各大学の経営に携わっていらっしゃる方々とお会いする度に「このままでは生き残れない、いや、大変な時代を迎えた、どうしたらいいのだろうか」と、異口同音に仰います。まさに、大学経営の多難な時代に突入しているということだと思います。

そういう観点から見て、我々も学内の原則を思い切って見直して、意識改革を徹底しなければならなと思います。

また、時代の変化のスピードに対応するためにも、学内の諸手続きも、もっと簡素化していく必要があるかと思っています。

【理事会の経営姿勢に基づく重要事項の実施状況について】

① 創立百二五周年記念事業と募金について

創立百二五周年記念事業と募金の状況についてご報告しますと、記念事業としては、都心新施設整備計画と二一世紀館建設計画とを、事業計画に新たに付加した結果、総事業費を二百二十五億円から二百八十億円に拡大しました。都心においては、専門職大学院を中心とする教育研究機能の充実を、多摩キャンパスでは、学部教育の一層の充実を目指していくという考え方です。

都心施設については、後楽園校舎の増設プランを含めて、現在も多方面から情報を収集している段階です。

募金については、方法の多様化、合理化を図っており、従来は所属団体単位での募金活動でしたが、これに加えて、現住所が判明している卒業生二十六万三千人全員に、昨年の十一月末に募金の趣意書を送付いたしました。その結果、今年の三月末日までに、約三千六百人の方々から約一億円の募金が寄せられており、トータルで、延べ一万五千人余、総額四十一億四千万円を超えることができました。誠に有り難いことだと思っております。

また、寄付というのは一度お願いすればいいというものではなく、二度三度と、少額ずつでも継続してお願いするというのが趣旨でございますので、この点についても、皆さま方の胸に留めておいていただきたいと思えます。

② ビジネス・スクールの設置について

ビジネス・スクールの設置については、昨年五月八日開催の理事会において、理事長の諮問機関としてビジネス・スクールに関する構想検討委員会を設置し、その後、一〇月一六日開催の同委員会において、理事長宛の答申「設置構想案」が取り纏められ、引き続き、一月六日開催の理事会では、理事長直轄のビジネス・スクール設立準備委員会を設置して、設置構想案の更なる検討が進められました。

次いで、設立準備委員会の検討結果を踏まえて、本年二月五日開催の理事会は、中央大学大学院国際企業戦略研究科国際企業戦略専攻（専門職大学院）（仮称）の設置を決定、併せて、ビジネス・スクール開設準備室、同開設実行委員会及び同準備室事務室を設置し、ビジネス・スクール設置の具現化に向けた精力的な作業を進めております。この六月には、文部科学省に対して、設置認可申請をする運びとなっております。

③ 全学広報活動の推進について

全学の広報活動については、基本的な考え方として、都心から離れた大学環境の優位性を明らかにすることと、中央大学の優れている点を明確にアピールする機会を増やしていくために、全学の広報を所管する組織として新たに総務部内に広報室を設置し、広報活動の多様化を図っております。

昨年の九月二八日には、既にご周知のとおり、受験生及びご父母を対象としたビジュアルに訴える大学PRパンフレット十萬部を発行しました。

また、その後の十月十二日には、朝日新聞、読売新聞、地方有力四紙に全面イメージ広告を掲載し、

様々な方面から非常に好評だったという予想をはるかに超えた評価をいただいたことも事実です。

ここ二年連続で減少しておりました学部一般入試の志願者が、二〇〇七年度は、第一回の新司法試験合格者が全国トップであったことや経済学部の学科再編、それに二年目となる地方入試等の施策に、前述のイメージ広告も功を奏したのか、学部的一般入学試験と特別入学試験の志願者が、前年と比較して、五、八二七人の志願者増となりました。

しかし、この入学試験は、一年毎のサイクルで結果が動きますので、二年後、三年後を想定しながら、現在行うべき施策を着実に進めて行かなければなりません。

熾烈な大学間競争の時代を迎えて、本学が、これまで以上に競争力を発揮するためには、更に一層、本学の優位な点を、志願者やその父母、高校や予備校関係者に強くアピールし続けることで、より多くの優秀な受験生から選ばれる大学として、その地位を確立していく必要があります。法人としては、学長及び教学機関を強力に支援して、効果的な方策を図っていききたいと考えております。

④ 財務改善の推進について

財務改善推進の基本的姿勢としては、教育研究環境の改善に努め、本学の教育研究の質の向上を目指すこと、学生に還元する内容を充実することの二点に重点をおいております。

そのためには、各種の無駄を排除し、寄付をしていただいた方々に説明のつく管理、運営を行うこと、また、実際の財務状況をしっかりと把握し、財務の透明性を確保しながら、諸改革に当たっていくことを基本としています。

具体的には、平成十九年度以降の学部学費の改定に着手し、その定率漸増率を〇・五％から一・〇％に上方修正するとともに、平成二〇年度以降の大学院学費の改定手続きを進め、これまでの国立大学学費準拠方式から、学部学費準拠方式に変更することを決定いたしました。

⑤ 本学の特定スポーツ振興を目的とした特別支援計画について

スポーツ振興については、陸上競技部、硬式野球部、水泳部の特別支援を考えており、活動費を中心に各千七百万円を補助するとともに、スポーツ推薦入学者への経済支援として、学費相当の奨学金を給付しており、昨年までは陸上競技部四人、硬式野球部一人の合計五人でしたが、来年度は水泳部にも拡大し、三部合わせて合計十二人に給付する計画です。

法人としては、さらにスポーツも強くしなければいけないという観点から、思い切った施策を採っていくための検討も鋭意進めていきたいと考えています。

⑥ 中高大一貫教育制度の検討について

中学、高校、大学の一貫教育制度の検討については、総長の下に「付属中学校設置検討ワーキンググループ」を設置して、付属中学校設置構想概要の立案作業と関連機関との折衝準備に着手しました。また、本学の施策とは別に、文京区のビジョンに賛同して、中央大学高等学校が文京区立第三中学校と提携するという案についても、今、色々と話し合いを進めている段階です。

⑦ 管理運営体制の見直しについて

管理運営体制の見直しについては、自らの給与水準や仕事のやり方を維持したままで、学員や社会に

対して寄付を求めるということは、今の世の中の流れからも、到底理解していただけることではないと考えています。このことは、賃金が高いことがよくないといっているのではなく、ましてや、賃金削減や人員削減を推進することを方針としているのでもなくて、現在、多くの寄付を仰いでいるという観点から見ると、自らも積極的に将来を考えた上で、多少の痛みを伴いながらも、多くの寄付をいただけるような体制づくりを考えていかなければいけないということです。そのために、一部賞与を引き下げるということも実施したわけであります。

給与が低いということが良いということではなく、給与が高いほうが当然誇らしいことであろうと思います。そういう意味では、生産性を上げて出来るだけ給与の高い職場にすることのも一つの大きな目標として考えていく必要があると私は考えております。

【今年の展望、「中央大学の将来像」の確立について】

私としては、理事長就任後の一年余を、本学の実態を掌握することに傾注してまいりましたが、今春からはその把握した実態を更に掘り下げ、全学で共有しながら、法人と教学が共通の認識に立ち、「中央大学の将来像」を確立させたいと考えております。そのためには、それぞれの立場において、出来る限りの努力をしていただくことを期待しています。

「法人」の立場では、学部改革をはじめ、教学の諸事業に対しても、伝えるべきことは明確に伝えていきます。

「教学」の立場では、学部縦割りの意識を払拭して、中央大学全体としてのあるべき姿を常に発想のベースにおいていただきたいと思います。

例えば、校舎の使い方も、学部毎に区切るというのではなく、限られた資産を、お互いがいかに有効に使い切るかという考え方で、融通しあっていただきたいと思います。

「教職員」の立場では、共有した情報の下、お互いの仕事に目配りをして、仕事そのものを部分で捉えるのではなく、常にトータルコーディネートをするよう努力していただきたいと思います。

「学員」の立場では、募金活動にご賛同いただくことを通じて、中央大学の将来に向けての基盤確立に、是非ともご協力いただきたいと思います。

【むすび】

新しい時代、そして厳しい時代を迎えるに当たりまして、新年の挨拶において、役員・教職員に対して、大学関係者のすべての方々が力を合わせて、従来のやり方から脱却して、新しい時代を作り出していくという強い信念と覚悟で臨んでいただきたいと思いますことをお願いしました。

中大法曹の皆様におかれましては、今後とも、母校の一層の興隆・発展に対しまして、力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に中央大学法曹会の今後ますますのご発展と、会員の皆様方の一層のご健勝・ご繁栄をお祈り申し上げます。法曹会会報ご刊行のお祝いのご挨拶とさせていただきます。

以上

大学の現状と将来展望



学校法人中央大学 学長・総長 永井和之

法曹会会員の皆様には、常日頃ご支援・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。さて、早速ですが、まずは中央大学学長として、本学の現状と将来展望につきまして一言ご報告させていただきます。

まずは、教育・研究の充実ということですが、この根本は既存学部・大学院等の改革に向けた取り組みであります。その既存学部・大学院研究科毎の独自の特性・あり方の再検証と改善ということでは、全学的FD活動の推進と自己点検・評価及び認証評価へ向けた準備があります。これは既に『中央大学FD推進委員会』を設置して本学の教育に関する全学的な調整と情報収集を行う一方、各学部・研究科単位でFDを実施する組織を立ち上げ、授業評価アンケート等を実施して教育内容の充実・改善に鋭意努力をしているところであります。

また、本学は平成二十一年（二〇〇九年）には大学基準協会における認証評価を受けることを予定しています。そこで、学内に大学評価委員会を設置して、全学的レベルでの目標・改善計画案を学部長会議・研究科委員長会議の意見を聴取しながら作成し、二〇〇八年度中に自己点検・評価を行うための準備を進めています。

この教育には、①知識を教えるという教育、②理解させるという教育、③応用能力を涵養するという教育、とありますが、最高の教育は、④学生自身を燃えさせるという教育であります。そのためには、教えるもの自身が、教育に意欲を持ち、高度の研究機関であることから研究に邁進していることが必要であります。そして、教育の効果を高める教育方法にも理解を持たなければならぬと考えています。この点は教員のモラルの問題でもあります。研究活動等の報告・公表の義務化といったことによって推進されていくものと考えております。また、後者はまさにFD活動によって推進されております。

そしてなによりも各学部の特徴ある教育目標・指針を再確認し、本学の伝統と特色を確認する必要がある。そこで二〇〇七年四月から、経済学部・商学部では学部内定員の再配分を行い、併せて経済学部では学科名称の変更とカリキュラム改正を施行します。また、理工学部では学部内の定員を再配分することで新学科である生命科学科を平成二〇年四月に設置すべく準備を進めています。特に、理工学部生命科学科の新設は、技術面においてバイオ系産業だけではなく一般産業においても生命科学の成果を用いた技術が従来の技術に置き換わり、産学官連携が強く進められている現在において、本学の既存の専門領域にはない全く新たな魅力ある学科を新設することになります。このことにより受験生の理科離

れに歯止めをかけ、理工学部のみならず、大学全体の活性化に繋げることを目指しています。また、既存カリキュラムの検証と社会的ニーズに対応する新たなカリキュラムとして、既に商学部では「フレックスplus1」コースとして実務対応型プログラム科目を設置し、公認会計士合格者の増大に寄与し、受験生からの注目を集めています。今後は証券アナリストやファイナンシャルプランナー資格を視野に入れた財務スペシャリストプログラムや、ビジネススクールとの接続を視野に入れた国際地域ビジネスプログラム等の開設も検討しています。

その他、学外との連携を視野に入れたカリキュラムとして、インターシップや海外留学等による単位認定、他大学・他の教育機関による授業の単位互換等、各学部 of 教育目標を具体化するため、従来の教室内で完結する授業だけではなく広く社会に連携を求める多様な授業形態を拡大します。例えば、多摩地域の大学・企業・自治体からなる社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩が提案しております包括的な単位互換協定につきましても、学部長懇談会では前向きに検討を開始しております。これらを包括して、総合的により教育効果の高いカリキュラムを検討しております。

そして、既にほとんどの学部において半期で授業が完結する Semester 制については導入しています。が、今後は、授業科目や専門領域の特性を考慮し、集中した学修により教育効果が期待できる分野を中心に、一週二コマ・半期四単位の授業による完全 Semester 制を導入し、海外の大学との連携強化や九月入学の可能性についても各学部で検討を進めております。

この他、各学部・大学院の特性・専門性を活用した総合大学としての有機的連携の推進をはかるため

に、ファカルティリンケージ・プログラムの検証と発展的推進をいたします。

この学部の特長を越えて学修できるファカルティリンケージ・プログラムは、平成一四年度から施行し、本学の新しい教育システムの一つとして定着しつつあります。既に数多くの優秀な人材を輩出し、その効果を実証されています。同時に、全学共通プログラム・学部横断的カリキュラムも、既に教職・資格課程科目や、語学研修を主とした海外短期留学プログラム等を開始しておりますが、今後はインターンシップをはじめとする学生のキャリア支援を目的としたプログラム等についても整備します。

少子高齢化社会において、女性キャリアの進出が大きな社会的課題となっている中、女性の技術者や高度専門職業人の社会的需要は高いものがあります。理工学部では二〇〇六年度に文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム「産学連携教育による女性研究者・技術者育成」として理工系女子学生のための産業キャリア教育プログラムが採択されました。そこで、二〇〇七年度はカリキュラムの実施段階となります。このような取り組みは、文系の女子学生にとっても大きな課題であり、今後は全学的なプログラム設置を含めて検討します。

より高度な専門的技術や知識を求められる社会では、大学院博士前期課程や専門職大学院へ進学することが上級の技術職や専門職に就くための条件となることから、学部学生には低学年の内から大学院進学を意識させるための指導や、学部早期卒業制度を含めた学部・大学院の連携、一貫コースの設置をしております。例えば、法学部の早期卒業制度では、その多くが本学の法科大学院へ進学をしますが、東京大学の法科大学院等にも進学しております。

このように既存大学院と高度専門職業人養成の役割を果たす専門職大学院との間の連携と協調を模索しつつ、長期的視野に立った本学の後継者養成を含め、大学院の充実と活性化を大学院の研究科委員長を中心に検討しております。

以上のような全学共通プログラムや学部・大学院間の垣根を越えた横断的連携を推進するためには、遠隔授業・オンデマンド授業を実施できる施設の整備が急務となります。既に、本学の大学院理工学研究科では文部科学省が実施する「先導的ＩＴスペシャリスト育成推進プログラム」に慶應義塾大学の連携大学として選定され、後楽園キャンパス三号館三三〇〇号教室に最先端の遠隔授業教室を設置し、二〇〇七年四月から慶應義塾大学・早稲田大学との間で共通授業や共同研究プロジェクトレビューを実施します。学部レベルでは、現在、後楽園キャンパスと多摩キャンパスの授業時間が異なり、リアルタイムの遠隔授業が出来ないため、可能となるようこれを調整すると共に、多摩キャンパス内においては、将来的な新学部・学科の増設も視野に入れ、学部毎に占有している授業教室を全学で共有化し、現在は九時二〇分から開始している一時限目の授業開始時間を早め、一日七時間の時間割を最大限に活用できる体制を検討しております。

このように既存各学部の特色・独自性を検証し、その教育目標を実現するためには既存の枠組み内での改革・再編だけでは社会的な需要にこたえられないと判断された時は、全学として学部横断的な定員再配分や新学部の設置等が必要となります。具体的には、学部の既存学科の特色を生かした形での学部分割、複数の既存学部の学生定員を適正規模に縮小し、これを集約して新たな専門領域からなる新学部の

設置等を、各学部における改革委員会の検討結果を受けて早急に全学的視野で取り組みます。

なお、社会的要請に対応した専門職大学院の充実ということで、本学では既に二〇〇二年度から国際会計研究科（アカウンティングスクール）を設置し、二〇〇四年度から法務研究科（ロースクール）を設置し、その社会的な要請に応えています。さらに、二〇〇八年度設置を目指して準備を進めているビジネス・スクールと合わせて、他大学に引けを取らない施設の充実を早急に実現し、本学にしか成し得ない専門職大学院相互の連携と協調を強化することが必要です。今後は、本学ならではの相乗効果を発揮した高度専門職業人養成を目指し、ビジネス・スクールの開設準備に合わせて既存専門職大学院との協議会を開設し検討を進めます。

以上のような教育の充実のためにも、研究の充実が求められております。そこで研究奨励の意味も含めて本年度の顕著な研究成果として、学内で一〇人に学術研究奨励賞を、二人に学長特別賞を授与しております。その他、全教員の研究活動・学会活動・社会的な活動に关しましては、大学のホームページで教員の業績紹介が掲載されております。このように教員の研究活動等が公表されることは、研究機関としての社会的責任であると同時に、教員にとって研究を促進させる要因となるのではないかと考えております。

このような研究成果は単に教育に活かされるだけではなく、本学が開かれた大学として社会の課題に応えるためにも、本学が所有する知的財産として社会に還元する必要があります。そこで本学では、世界規模での国際交流や社会貢献はもとより、文系学部を中心に多摩における地域に根ざした社会貢献も

活発に実施し、その信頼性が定着しています。そのような拠点に相応しいキャンパスを整備するために、現在、教学の下に「二二世紀館（仮称）」検討ワーキング・グループを設置して検討を進めています。

この建物は歴史館をはじめ国際交流や学部横断的授業や学外との連携も視野に入れたオンデマンド・マルチメディア授業に対応する施設、学部再編等にも対応した学部・大学院横断的な施設も包括した中央大学の象徴となるような施設を構想しています。

二〇〇四年度には文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」で地球環境指標の作成や環境教育の提供を通じて地域の人材育成や住民参加実現を支援する『中大・八王子方式』による地域活性化支援』が採択され高い評価を得ています。また、多摩地域の大学・企業・自治体からなる社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩では本学が中核的な役割を果たしています。また、後樂園キャンパスにおいては、研究開発機構や産学官連携・知的財産本部等が組織され、理工系の分野を中心に企業との委託契約等に基づく研究が推進され社会的な責務を果たし、文京区との連携も強化しています。

しかし、一方では、産学官連携に伴って生じる利益相反問題が指摘され、今後は教員と大学を社会の批判から守り、産学官連携に伴う研究活動を促進することを目的とした規程や利益相反マネジメントの構築が迫られています。この利益相反問題は広義では、産学官連携に係る理工系分野に留まらず、広く文系にも共通の問題点であることから、当面二〇〇七年度については産学官連携分野を中心に検討し、その後は全学的な連携をとりながら取り組むこととします。

最後に、昨年度大変ご心配をおかけしました受験生の減少ということに関しましては、一般入試につい

て、二〇〇六年度入試の志願者数減を真摯に受け止め、同年七月付けで入試・広報審議会に対して「二〇〇八年度以降の入試制度に関する検討について」を諮問し検討を行いました。そこで、二〇〇七年度から地方会場において経済学部・理工学部・文学部の一般入学試験を実施すると共に、首都圏志願者拡大のため全学部において後樂園キャンパスの使用を開始しました。その結果は、学部によって増減がありますが、受験者総数は概ね一昨年並に回復しました。とりわけ、地方会場については増加傾向にあります。

二〇〇八年度に向けては、今年度の入試結果も分析し、全国の優秀な受験者層獲得のため、全学部が地方会場で一般入試を実施することとし、さらに低迷が続いている首都圏志願者拡大のため、全学部において多摩・後樂園キャンパスに加えて大宮・横浜の首都圏主要都市においても入試を実施することを予定しています。

以上、学長として大学の現状と将来展望を報告させていただきましたが、本学の伝統を発展させるために、一層の努力をいたす覚悟であります。

最後になりましたが、法曹会および法曹会会員の皆様のますますのご清栄を祈念しております。

ロースクールの現状と将来



中央大学大学院 法務研究科長 大村 雅彦

一 はじめに

法科大学院（ロースクール）は、司法修習の前期修習の一部をも取り込んで理論と実務の架橋を目指す教育を行う法曹養成機関であり、法科大学院に入る者はみな法曹になることを目標としている。そこが従来の法学部と根本的に異なるところである。

早いもので、法科大学院が開設されてから、三年が経過した。この三年間は、文科省の厳しい監督下にあり、設置申請時の我々の計画がそのとおりに履行されているかどうかの「履行状況調査」を毎年受けてきた。これは全国のロースクール、どこも同じである。さいわいにして、大した注文を付けられることもなく、いわゆる完成年度を迎え、文科省からは一応解放された。しかし、これからは、文科省の認めた認証評価機関（大学評価学位授与機構、日弁連法務研究財団、または大学基準協会のいずれか）

による認証評価（第三者評価）を定期的に受けることを義務づけられている。認証評価機関による評価の結果は世間に公表されるとともに、大きな問題点が発見されれば、評価機関から文科省に対して設置認可取消の勧告がなされることもありうる。中央大学法科大学院は、誰から見ても文句の付けようがないトップ・ロースクールを目指して、鋭意努力を続けなければならないと考えている。

二 昨年の成果と反省

さて、昨年は初めての卒業生（短縮二年コースの法学既修者二四〇人）を送り出し、第一回の新司法試験では、一三一名の「全国最多数」の合格者を輩出することができた。この事実が持つ意義は、学員OBにとって格別のものがあると思われる。「長年これ wait していた」「快挙だ」という声が大学に寄せられたことは、言うまでもない。この成果は、中央大学関係者はもとより、OBの方々の直接・間接のご支援の賜物であると、心から感謝している。英吉利法律学校以来の法曹養成への伝統と理解が学内に醸成されていたとはいえ、人的・物的資源に限りのあるなか、大学法人執行部は、阿部三郎・前理事長時代から、法科大学院の開設・充実を中央大学の発展の牽引車と位置付け、戦略的重要性を認めてくださった。法曹養成の分野での巻き返しがなくては、中大の復活はあり得ないからである。

とはいえ、「合格率」で五五％というのは、決して十分な成果とは言えず、教員たちの期待値を下回った。その背景については慎重な考察が必要であるが、私個人は、旧司法試験と同じ発想で取り組んだ学生が多かったのではないか、それが最大の原因ではないかとみている。新司法試験の趣旨については、

我々教員からの注意・指導が徹底していなかったかも知れないと反省している。

学内で統計的に調べたところ、我々の卒業生のうち、在学中の授業成績で上位四分の一の者は新司法試験の合格率が七四%、次の四分の一の者は合格率七〇%、その次の四分の一の者は合格率四三%、最下位の四分の一の者は合格率三一%であった。このデータをどう読むかは慎重でなければならない。もともと力のある者は何をやらせても強いという一般論も妥当するであろうからである。しかし、授業の予習・復習に力を入れて高いGPAを得た者の方が、授業をそこそこにして自分勝手に旧試験型勉強に熱を入れていた者よりも合格しやすかったという傾向も読み取れそうである。なぜかという点、法科大学院の授業は事例中心でその法的分析を重視するので授業の予習・復習に力を入れたことが結果的に新司法試験にも役立ったという合格者が多いのに対し、不合格者の中には規範レベルの論証パターンを美しく書いたが事例に即した分析とあてはめをきちんと書くことをおろそかにした者が多かったらしいからである。

再度挑戦する者や今年の卒業生には、そのところを再認識してもらいたいと考え、注意を促しているところである。

三 今後の課題

中大法科大学院にとっては、今後、トップ・ロースクールとしてのレベルを維持・向上させていくことが重要課題である。そのためには、いろいろと考えなければならないポイントがある。ここでは、次

の四点を特に取り上げたい。

(一) 第一に、レベルを維持するためには優秀な入学者を全国から集めざるを得ない(かつて中大法学部が強かった一つの理由は、全国から優秀な者が集まっていたからである。最近は関東近辺出身者の比率が非常に高いと聞いている)。優秀な学生は法学部の学修においても着実に成果を上げ、法曹になれる蓋然性も高い。現在、中大法科大学院の入学者は、その三分の一が全国のさまざまな大学の出身者である。法曹を目指して全国から中大法科大学院に集まってきている。かつての中大法学部の姿がそこにダブって見えるのである。

ところで、中央大学の学部出身者で中大法科大学院へ入学する者の比率は、現状では入学者のおおむね三割である。これは低いようにみえるが、慶応や早稲田の法科大学院でも自大学出身者は四割程度であり、他大学からの入学者の方が多数を占める傾向は共通している。原則として法科大学院を修了することが新司法試験の受験資格と法定されているため、その入試は客観的かつ公平であることが特に要求され、特別な内部進学制度などは許されない。その結果、法科大学院の入学試験が「新司法試験の前哨戦」と化し、一流の法科大学院ほど入試での競争が激しくなっている。中大の学部生には、その現実を覚悟して勉強に励んでもらいたい。この関係では、多摩の法職講座や学研連研究室の指導的役割に、これまで以上に期待している。法曹を目指すという強い意欲とやる気を鼓舞していただきたいのである。またその際、法学部生だけでなく他学部生にも目を配っていただきたい。彼らにも

中大法科大学院へ進学してもらわなければ、多様性のある法曹の養成という制度理念の実現も難しくなる。法科大学院としても、中大生向けの説明会などを充実させ、インセンティブを高める方策を検討したい。

一方では全国から優秀な者を集めたいが、他方では、なるべく多数の中大学部生が中大法科大学院に進学してくれることも、我々はやはり期待しているのである。

(二) 第二に、中大法科大学院が競争力を伸ばすための方法として、都心での法科大学院施設の刷新が不可欠である。法科大学院構想が持ち上がる頃にいち早く取得した市ヶ谷キャンパスは、築三〇年、四〇年の老朽建物であり、内装に手をかけたとはいえ不便な点が多く、また、なによりも一学年三〇〇人、全体で七〇〇人（法学未修者一〇〇人×三学年、法学既修者二〇〇人×二学年）という人数を収容するには無理がある。ましてや、新司法試験を受験するにはまず法科大学院を卒業しなければならぬところ、卒業後の勉強場所を市ヶ谷キャンパス内に確保してやるスペースなどまったくない。現在は別のビルを大学に借り上げてもらって臨時的に対処しているが、それも近いうちに溢れることになるそうである。本来であれば、十分な規模の図書館や自習室を法科大学院の建物内に作り、受験する卒業生たちも併せてそこに収容してこそ、相互の切磋琢磨や図書館その他の施設の有効利用が可能になるはずである。今後二年間くらいのうちに大規模な新棟を都心に建設しなければ、現施設の物理的制約のために、新入生を定員どおりに取ることすらできず、卒業生の勉強場所も足りなくなつて、

新司法試験での中大ロースクールの成績は下降線を辿るおそれがある。施設を新築した他大学に比べ、中大法科大学院の施設は既に見劣りしている。中大法人執行部は、昨年来、専門職大学院の総合棟を都心に新たに設けることを事業方針の一つとして掲げておられるが、一日も早い実現を要望したいところである。

(三) 第三に、法学教育を受けた経験のない純粹未修者の教育をどうするかという深刻な課題がある。

法科大学院は三年コースが標準とされ、将来的にはこちらに比重を置くというのが、司法制度改革審議会以来の方針であると思われる。しかし、少なくとも現状では、法学部で四年間かけて法律を学んだ既修者に比べ、純粹未修者は不利であることは否めない。なかには急速に進歩する人も確かにいて、個人差があるので一概には言えないが、三年生になってもその差がなかなか埋まっていないケースが多いのではないかと思われる。法律以外の多様な領域を経験した者をも法曹にするという制度趣旨は重要であるが、いざその教育を任された現場では、依然として手探り状態が続いている。これは、中大法科大学院だけの問題ではない。今年の新司法試験は未修入学者が初めて受けることになるので、その結果をみただうえで、全国的に大きな議論が巻き起こるのではないかと、私は予想している。

(四) 第四に、法科大学院を修了して新司法試験に合格し修習も終えた者の就職問題が、深刻の度を加えている。彼らの数に比べ、法律事務所からの予想求人数が圧倒的に少ない、という日弁連の調査結

果が出ている。企業法務部や官庁等も採用意欲が低く、今後五年間の「組織内弁護士」の採用見込み人数は、わずか二〇〇人前後であるらしい。不祥事が後を絶たない社会状況を思うとき、企業や官庁・自治体が法令遵守の時代的要請を踏まえ、法曹倫理に拘束される弁護士の採用に前向きな対応をすることが望まれる。

とはいえ、新規弁護士を採用する最大の雇用主は既存の法律事務所であることは確かであるので、後輩弁護士の就職問題については、中大法曹会の組織的かつ全面的なご支援をお願い申し上げたい。新司法試験に通っても就職に結びつかない法科大学院には、早晚、学生が集まらなくなるであろうからである。

以上

第一部

新司法試験特集



プロセスを重視した法曹養成システムと「法科の中央」伝統の再生

法科大学院教授（法学部教授・兼任） 法務研修特別委員長

福 原 紀 彦

はじめに

プロセスを重視した法曹養成システムのもとに、平成一八年には初めての法科大学院修了生を対象とする司法試験が実施され、その合格者の司法修習が開始されている。また、すでに、平成一九年三月には新たな法科大学院修了生が誕生し、新制度下で二回目の司法試験実施時期を迎えている。

新制度のもとで初めて実施された司法試験は、法科大学院に法学既修者として入学して二年コースを修了した者だけが受験したのに対して、今年の司法試験からは、法科大学院の法学未修者として入学して三年コースを修了した者が受験することになり、これにより、全国的に受験生が増えるとともに、多様な人材を法曹として養成しようとする新制度そのものの成果が問われることになる。他方で、新司法試験合格者の実務修習を主とした一年間の司法修習の後には、相当に厳しい結果が予想される二回試験

が待ち受けている上に、法律事務所への就職も容易でない状況が報じられている。法科大学院、新しい司法試験、新しい司法修習、新しい二回試験、そして法曹として就職先を得ての出発まで、この長いプロセスのなかで社会が必要とする法曹が鍛えられ選ばれることになるが、こうしたプロセスを重視した法曹養成システムのなかで、「法科の中央」伝統の再生を図るために、どういう取組がなされているのか、また、今後なされなければならないのか、各々の現場を簡単に紹介しつつ、中大法曹の諸先輩にいつもの御指導と御支援を賜るにあたっての参考に供したい。

一 法学部教育の改革と法科大学院入学者選抜

法科大学院の制度は、司法制度改革の一環であることはもとより、大学改革の一環でもある。今、法科大学院の創設と同時に法学部改革が進んでいる。多様な進路をとる法学部の学生のなかで、法曹志望の学生に対しては、将来の長いプロセスによる訓練と選抜を耐え抜くことができる確固たる志のもとに、豊かな人間性を育みながら、タフな心身と頭脳を鍛え、法律の学修を積み重ねる堅固な基礎を築いてもらわねばならない。

大学受験勉強の技術から脱却して、ルールに従って言語を運用することの意義を確かめ、日本語を論理的に使えるように、外国語の教育が真の語学教育として行われている。中央大学法学部では新入生全員にTOEICを受験させてスコアを持たせるようになった。法科大学院進学にあたって、今後、外国語能力を高く評価する大学院が増えることが予想される。語学教育の重要性が再認識されなければなら

ない。

また、幅広い教養を身につけ、論理力と表現力を鍛える必要がある。私立三教科型の入学試験制度だけでは、その基礎が十分に判定できないであろうから、論述式を重視する旧国立型入試のルートに有為の人材を持って行かれないように複線型で思考力を問う大学入試の展開が望まれ、地方入試や都心会場入試が始まっている。そして、法学部新入生には、導入演習、基礎演習、法学基礎演習、法曹演習など、専任教員が一丸となって、法曹会からの協力を得て、少人数教育が行われている。「やる気応援奨学金」が動機付けとなって、とかく温和しいと言われる中大生が、積極的に自己研鑽に取り組む風風が生まれつつある。

法学部各学科のカリキュラムが一新されており、法曹論や総合講座が展開され、三、四年次には受講生を選抜して判例研究を行う法曹特講が意欲的な研究者教員と熱心な弁護士教員との協同で開講されている。他方で、法職講座や学研連等の研究室で、新時代の法学部教育を睨みつつ、法科大学院時代の指導体制が整えられつつある。授業は単位をとるだけで受験勉強を別に行うというタイプの学修方法ではなく、特色ある授業の機会を活かして時間を有効に使うことが学生には求められる。

すべてではないにしろ、今、中央大学の授業は、面白く充実してきていると思われる。法科大学院ではもちろん、法学部の授業においても、理論と実務を架橋できる教育が、名ばかりでなく質実相伴って展開できるのは、「法科の中央」の伝統が息づいている証左である。

法科大学院への進学には、適性試験や小論文で法曹に向けた法律学修に必要な資質や適性を示すこと

が必要であり、法学既修者として進学する場合には、法科大学院教育課程の一年次配当科目修得済み相当の法学修レベルを身につけていることを示す必要がある。従来の大学等の入学試験の延長として受験勉強型で法科大学院への進学の対策を考えたり、旧司法試験対策から安易にシフトする者がいるが、制度趣旨を踏まえて、長いプロセスの内、今どの位置で必要な能力を判定されているかを自覚して臨まなければ、望む結果を得られないことになる。奇をてらわず術におぼれず、論理的な思考を大切にして長文を読み書きでき、一定の知的レベルで正確に議論ができる学生を、法科大学院は、入学者選抜で選ぶことになるが、その選抜に耐えられる学修と訓練が法学部教育に求められている。

法科大学院を設置した大学では、法科大学院教育の特色、すなわち、理論と実務の架橋（授業内容と教員構成も）、双方向・多方向の少人数教育、学生の授業評価アンケートや教員の授業参観などのFD活動による授業改善活動、単位実質化による予習復習を含めた学修の充実、厳格な成績評価等が、法学部教育にも好影響を与えつつある。中央大学では、法科大学院が都心施設で開設されたこともあって、法学部と法科大学院との連携・相乗効果に関して心配する向きもなくはなかったが、キャンパスの分離にかかわらず熱意ある教員が移動の労をいとわず双方で授業を担当するなどして、法科大学院開設の好影響が多摩キャンパスでも発揮されていると思われる。欲を言えば、学部学生が法科大学院学生の大人としての法学学修態度を模範にして、勉学意欲を高める機会が多く設けられることが望ましい。先輩の後ろ姿を見て法曹へのプロセスを歩ませる「法科の中央」の伝統が、法学部から法科大学院へ進学することで途絶えることがないように、学研連等の研究室や法職が種々のサポートに努めていくことが望

まれる。

二 法科大学院教育の改革と司法試験

法科大学院教育が法曹養成の主要で必須の課程とされ、その内容は、すでに各方面で紹介がなされているとおりである。新制度が旧司法試験制度と併行する間は、旧司法試験ルートとの選択や二股もあって、法科大学院が新司法試験の受験のための形式条件のように、また、そこでの学修が司法試験準備の受験勉強でもあるかのように受け取られることもあるようだが、そのような思い違いで新司法試験ルートを歩むと、得たいものが得られないことになる。新しい司法試験の実施の趣旨を確かめれば、法科大学院で提供される授業内容やその授業で訓練されることと、新司法試験の出題内容が一致していることが分かる。法科大学院では、従来の司法修習前期集合教育が取り込まれ、要件事実教育が始まり、事実認定の重要性も学ぶことになる。新司法試験は、それらも踏まえて実施される。旧司法試験と同じモードで捉えることはできない。授業は別にして受験勉強というタイプでは受験することもできず、受験しても得点を得られる答案は作成できない仕組みになっている。法規範内容を明らかにするべく学説・判例から自説を選択して論証する作業は必要最小限に止めて、長く詳細に記載された事例と資料に即して、求められた専門的な知的作業を答案上に展開することが必要となる。旧司法試験ルートとの併願者や転身者にとっては、モード変更を上手く行うことが必要である。

弁護士先輩には、自分が司法試験に合格したのはもうずいぶん前だから学生に教えることはできな

いよとおっしゃる方がおられるが、法科大学院の学生が弁護士の先輩から指導して欲しい内容は、法曹としての仕事で使う頭の「筋肉」の働かせ方であったり、複雑な生の事件から法律的に処理すべき事実を抽出して整理する「技」であったり、まさに法曹からしか学べない事柄であるから、どうか御指導を賜りたい。

法科大学院では、法律学の理論的教育とともに、実務教育が重視され、シミュレーション型の模擬裁判等のほかに、臨床型のリーガルクリニックやエクスターンシップが行われている。当初、新司法試験に目を向けているばかりに実務教育に目が向かないのではないかと懸念されていたが、最近では、不熱心と伝えられていた旧国立系大学までもが改心して、実務教育で法的センスを磨き法的マインドを鍛え、志を確かめ高めることの大切さを再認識するようになった。中央大学法科大学院では、開設時から実務教育の実施を円滑に行い、しかも全国法律事務所や、企業法務、諸官庁等で、エクスターンシップの学生を受入れて戴けるのは、「法科の中央」の伝統のおかげである。中大法曹会では、法科大学院の二年次終了の頃に、エクスターンシップに赴く学生達の壮行会を催して戴いているが、その場で、受入先の諸先生はじめ先輩法曹の先生達に優しく暖かく励ましてもらっている学生達の顔には、厳しい学修環境のなかにあっても、嬉しさが溢れていた。残り一年の研鑽の後に司法試験に合格して、お世話になった先輩に挨拶に伺うことを誓った学生の多くが、現に、その挨拶に参上することができた。法曹を身近に感じ、直接の指導を受けられること、これは中央大学法科大学院の最も誇りにする特色である。

実務教育の大切さはもちろん、各分野の法律学の理論教育が、新司法試験と連続しつつ、さらに司法

修習を経て法曹として活躍する場をも睨んで、そこで成果が発揮されるように展開されなければならない。中央大学法科大学院では、開設当初三年間実施のカリキュラムの良さを保持しつつも、その後の諸々の動向を分析して、新しい魅力あるカリキュラムを再編成して今春より実施している。法学末修入学者への実務家教員指導の充実、多様な入学生のニーズに併せた少人数教育・ゼミ教育の充実、先端展開科目・選択科目の学修の質的・量的拡大、起案演習の重視等である。今後、たいへんな作業を伴うカリキュラム編成ではあるが、不断の努力により、日本一のエデュケーションの維持と発展が続く。

授業中心の学修が必要な法科大学院教育であるから、授業実施期間には、いわゆる補講や課外活動の時間を設けることは困難であるが、質問や学修指導の時間を、フォローアップ演習として確保し、長期の休みには、多様な学生の学修進度にあわせて、法職講座等を活用した学修支援プログラムが実施されている。答案練習の時代は終わりつつあるが、二、四時間かけて起案に取り組む訓練として、総合的な起案演習が企画され、多くの先輩法曹の協力を得て実施されている。こうした法職企画に、本学学部出身で他大学法科大学院進学者にも参加させることができないかと、学研連委員会等から要望が寄せられているが、施設利用等に伴う大学との調整、施設の限界等から、今のところは、要望に応じられない状況にある点は、ご理解を戴きたい。

三 司法試験と修習準備、進路支援

昨年、平成一八年九月二一日（水）午後四時、法務省にて、新制度のもとで初めて実施された司法試

験の合格発表が行われ、合格者総数一〇〇九名中、中央大学法科大学院修了者が一三一名を占め、全国最多の合格者数を記録した。続いて、東京大学一二〇名、慶応義塾大学一〇四名、京都大学八七名であった。中央大学は、従来の司法試験において、昭和二六年から四五年までの二十年間、連続して日本一の合格者数を記録し、中大法科の名声を誇るとともに、その後も、年度によっては全国最多の合格者数を記録しつつ、毎年、多数の合格者を輩出してきた。そして、昨年、新制度下の司法試験において、合格者数日本最多の成果を得るに至った。

新司法試験は、法科大学院教育課程での厳しい訓練と厳格な成績評価を前提として実施され、原則として、法科大学院修了生（法務博士）だけが法科大学院修了後五年以内に三回まで受験することができるとされているので、一定の高い合格水準が維持されつつも、従来の旧司法試験に較べて格段に高い合格率が予定されている。しかし、全国に多くの法科大学院が創設されたことや、しばらくの間は旧司法試験が併行実施されることもあって、現実には、法科大学院を修了できたからといって新司法試験合格は決して楽観視することができない状況にある。そのような状況のなかで、本学法科大学院第一期修了生が、初めての新司法試験において合格者数全国最多の成果をあげ、中大法科の伝統に新たな歴史が創造された。中央大学法科大学院を修了して法務博士号を取得し、新司法試験を受験した者達の活躍により、「法科の中央」の伝統が承継され、新しい「実学ルネッサンス」の伝統が創造されることが期待されている。

二回目の本年は、全国で五、二八〇名が新司法試験の受験を予定しており、合格者数が二、〇〇〇名

前後だとすると、予想合格率は三八％程度になる。中央大学法科大学院からは、昨年に続く再受験者が加わるものの受験者総数は多くない（新卒者が、入学時から少なく、旧司法試験合格者が抜けている）が、本年も健闘が期待される。

ところで、制度上、年度末に法科大学院を修了した後、五月に司法試験に臨み、九月の合格発表を経て一月末からの新司法修習に赴くまで、法科大学院修了生は各自で勉学の場所を見つけて大切な時期を過ごさなければならない。そこで、中央大学では、従来から実施されている法曹志望者への支援活動を拡充する施策を新制度下でも展開し、この事態に対応している。すなわち、昨年初頭に、法職事務室が管理する駿河台記念館内の研究室その他関連施設の転換・拡充を図るべく、市ヶ谷近辺で借り上げた臨時施設（市ヶ谷別館）を整備し、一人一席のブース型の自修研修席を用意し、図書資料室、PC室、教室型会議室、演習室型会議室、談話室等を設置した。そこには、中央大学法科大学院修了生を法務研修会員として迎え入れ、法科大学院修了生のほとんどが、新司法試験に向けたラストスパートにあたり、この市ヶ谷別館の研修施設を活用している。市ヶ谷別館の研修環境整備にたいする大学の配慮に対して、修了生達は大きな感謝をしており、また、教職員も必要資料を選定・寄贈したり、修了生達の質問にも出向いて応じている。二年目を迎え、市ヶ谷別館は、まさしく伝統の復活と新たな創造を実現する最前線拠点の様相をみせている。

そして、新司法試験終了後は、さらに、新司法試験合格と司法修習に向けた様々な講座や研修機会が、市ヶ谷別館で企画され展開された。昨年度実施の法務研修プログラム（六・九月）としては、要件事実

と事実認定、実務会社法講座、実務起案演習「行政法」、実務起案演習「法律基本科目」、法律家のための簿記会計講座、司法制度改革の最前線（講演会：公設事務所と司法支援センター）、ローファームと新人弁護士（講演会）などがあり、中大法曹会からも協力を得た。また、司法修習所教官との懇談会、企業法務部講演会、海外ロースクールセミナーなども実施された。これらのことは、新司法試験受験まではもちろん、受験後も司法修習に赴くまでの研修機会を用意して、司法制度改革の趣旨に則り、法科大学院を中核にした法曹養成のプロセスを間断なく実現しようとするものであり、中央大学が、伝統をベースにして法曹養成に寄与する意気込みと姿勢を示すものにほかならない。

また、修了生が、修了後や試験後も散在することなく大学で研修してくれることは、先輩の後ろ姿に学ぶ法学の伝統を継承する上で不可欠でもある。修了生が先輩に貴重なアドバイスを与えてくれてこそ、新しい伝統は創造できる。修了生達は、修習に赴くまで、選択科目ガイダンス、新司法試験分析会、在学生への質問・相談コーナー、オリジナルゼミ、多摩法職インストラクター、通教インストラクター等で、協力してくれた。中央大学法科大学院修了生の同窓会も組織され、修習中も、先輩の激励に本館や別館に立ち寄ってくれる。初月給では、先輩を励ます会を開いてくれた。その昔、研修所から先輩が水道橋の研究室に来て、教えてくれたり、食事を御馳走してくれたりしていたが、その姿が、市ヶ谷に修習生バッジを付けてやってくる法科大学院修了生の姿から、私の涙目からは、思いついて嬉しかった。ここは今、私が委員長を務める法務研修特別委員会が企画立案にあたり、法職務室が管理・執行にあっているが、同委員会は、法職の委員会と法曹会と学研連から熱意ある弁護士

の委員をお迎えして、企画等の審議に加わって戴いている。そのご協力に感謝し、さらに多くの先輩のご理解とご支援を、修了生と一緒にお願いしたい。とりわけ、進路支援については、厳しい就職状況が予想されるなかで、中大法曹会での御指導に心から期待させて戴いている。

おわりに

最後に、「法科の中大」の伝統の復活と創造を実感できる日を迎えるための環境整備に注がれている大学の法人・教学の英断と尽力、さらには、寄附等を通じて寄せられる中大法曹会をはじめ学員各位の厚意と激励に、法科大学院および法職・法務研修委員会の関係者一同、心から感謝し、今後も継続して、さらなる御支援を賜りますよう御願ひする次第である。

第一回新司法試験 合格体験記



第一期修了生

角 田 勝 政

中央大学ロースクール修了生の角田勝政と申します。この度、第一回新司法試験に幸運にも合格することができました。以下では、中大ロースクールへの進学から、ロースクールでの二年間の学修、新司法試験の受験、そして合格まで、私が歩んできた道程について記したいと思います。

一 中大ロースクールへの進学

私は、札幌で生まれ育ち、一九九五年に北海道大学法学部を卒業後、東京で石油会社に就職しました。しかし、入社四年を過ぎたところから、法律の専門知識を生かして人の役に立つやりがいの大きな仕事をしたと考え、在職のまま旧司法試験の勉強を始めました。しかし、仕事が忙しく、一日の勉強時間は多くて二時間という状況であったため、正直に言って合格するには程遠い状態でした。「二足のわらじ

のままではいけない」と考えていたところにロースクール設置の話があり、法曹になるという夢を実現するために一念発起して約8年半勤務した会社を退職し、ロースクールへ進学することを決断しました。妻と両親も、私のこの決断を理解し応援してくれました。

ロースクールの中で中大を選んだのは、説明会において中大のロースクールにかける意気込みがとても情熱的に感じられたことが大きな理由です。会社でのキャリアを捨てて背水の陣で法曹資格取得に挑む私にとって、ロースクールがどれだけ熱心であるかは重要な選択のポイントでした。そして、無事に入学試験を突破し、いよいよ中大ロースクール一期生としてのスタートを切ることになりました。

二 中大ロースクールでの学修

(1) 二年次

二年次は法律基本科目（基本六法＋行政法）の授業が中心でした。その内容は、科目毎に多少異なるものの、授業で取り扱う事例問題と関連する判例・参考文献が事前に配布され、予習が行われていることを前提に先生と学生の間で質疑応答が行われるソクラテスメソッド方式によるものでした。これまで、勉強時間の少なさから効率の良い（＝中身が薄い）勉強ばかりで実力不足だった私にとって、最初はこの形式にとまどったこともあり、授業についていくことはかなり困難でした。更に、入学直後の五月に我が家に娘が誕生し、学校生活のみならず私生活も慌しくなったことで、特に前期の間は体力的にも相当厳しいものがありました。しかし、一日二時間しか勉強できなかった

た昔に比べれば、今は二四時間（やろうと思えば）勉強に時間を使えるということをととても幸せに感じていたこともあり、何とかめげずに食らいついて行きました。そのおかげで、今まで表面的にしか身についていなかった法律知識・理解が深まり、また事案に対する分析力も養われたことで、新司法試験に合格する基礎体力を身につけることができたのではないかと思います。

また、注文書作成や民事訴訟実務の基礎などの実務基礎科目は、弁護士や裁判官の先生から実務の話を聞いたりすることで将来の仕事をイメージしたり、また春休みの三週間に法律事務所派遣されるエクスターンシップでは、現在勉強していることが実務にも繋がっていることを目の当たりにして、勉強のモチベーションを高めることにとても役立ちました。

なお、新司法試験に関しては、あまり情報がなかったこともあり、この時点では殆ど意識していませんでした。そのおかげで、ロースクールのカリキュラムに即した勉強に集中できたことも、結果的に良かったと思います。

(2) 三年次

三年次は法律基本科目が少なくなり、展開・先端科目が履修の中心となります。当時、私の頭の中には、「新司法試験に合格しなければ本末転倒だ」という学生全員が持つ気持ちと、もう一方で、「会社を辞めてまでこのロースクールに来て、なおかつ安いとはいえない授業料を払っていながら、新司法試験のことしか考えないのは勿体無い」という気持ちがありました。そこで、前期は、後者の気持ちを優先して、将来仕事をする上で自分の興味や関心のある科目を中心に履修し、新司法試

験を意識した勉強としては、必修科目であった刑事法総合Ⅲ（刑法・刑訴）と選択科目として受験する労働法に限定して取り組みました。試験に合格したから言えるのかもしれませんが、この選択は自分の視野を広げたり深めたりすることができて、とても良かったと思います。特に、中大ロースクールでは、様々な分野で超一流の先生が揃っていたこともあり、そのような先生方のお話を聞くことはとても楽しく、受験勉強の気分転換にもなりました。

後期は、さすがに新司法試験科目に関連した科目の履修が中心となりました。また、これまでの期と比べて取るべき授業数が少なくなったことから、ようやく試験用に自分の時間を取ることができるようになってきました。試験対策のための勉強内容としては、過去問が存在しないためどのような勉強をすればよいか迷うところでしたが、「新司法試験はロースクールでの学修成果を確認するものだ」と信じて、ロースクールと心中する覚悟を決めました。具体的には、特に論文試験に関して、これまでロースクールの学修を通じて鍛錬してきた事案分析や論理的法思考の手法を、問題演習を通じて自分に定着させるという勉強方法をとりました。ただ、択一試験に関しては、ロースクールのカリキュラムはそれに対応しているものではなかったので、自分で基本判例や条文の知識を確認する作業を地道に行う必要がありました。

三 第一回新司法試験の受験

このような勉強を経て、五月一九日から二三日まで、第一回新司法試験を受験しました。

択一試験は、旧試験に比べるとパズルの要素が減少し、条文・判例などの基本知識をストレートに聞く問題でした。ただ、知識の正確性がないと点数が伸びない（例えば五つの肢の正誤につき、全部正解だと三点もらえるが、一つでも間違うと一点しかもらえない）形式の問題も相当数あり、個々の問題の難易度以上に苦勞したような気がします。

論文試験は、長文の事例で難解なものが多く苦勞しましたが、全体的な傾向を抽象的に言うならば、「雑多な事実関係の中から問いに答えるために必要な法律問題を抽出し、それについて基本知識をベースに自分の頭で考えた上で、事案に適切な結論を導き出す」問題であり、ロースクールでの学修を経た身につけたことが生かせるような内容でした。ロースクールと心中するとの判断に間違いはなかったようです。

そして、特筆すべきは、この試験における物理的・心理的プレッシャーの大きさです。物理的なプレッシャーとは、四日間で択一試験（七科目）と論文試験（八科目）を一気に受験することに対する疲労で、初日の択一試験（五時間半）を受験し終えて疲労困憊で自宅に帰ってきたときに、「明日から論文試験を八科目受けるのか」と思って絶望的な気持ちになったことを今でもよく覚えています。

心理的プレッシャーとは、受験回数に制限（五年で三回）があることと、合格率（初年度は約五〇％）が高いことが、特に大きな理由でした。

いずれのプレッシャーも結局は気合と根性でなんとか乗り切りましたが、ここでもロースクールでのハードな二年間の学修生活をおくることで身につけた忍耐力？が、意外にも本試験で役に立っているな

という印象を持ちました。

四 合格そして新たなスタート

本試験から、四ヶ月後の九月二一日午後四時過ぎ、法務省の掲示板の前で自分の名前と番号を見つけ、私の新司法試験へのチャレンジは、合格という幸運な結果でフィナーレを迎えることができました。

私が、このような幸運な結果を手にすることができたのは、授業やオフィスアワーにおいて懇切にご指導していただいた先生方、勉強に集中できるように在学中の学修環境を整えてくださった職員の方々、卒業後も利用できる自習施設を用意してくださった大学関係者の方々、多忙な弁護士業務にもかかわらずフォローアップ演習において起案指導を行ってくださったOB・OGの諸先輩方、そして、私のチャレンジを支え続けてくれた妻と両親、のおかげです。私を支えてくださった全ての方々に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

これから司法修習が始まり、その後には実務がまっています。現在のところは、中小企業や市民のために広く活躍できる弁護士を目指しており、様々な事件に取り組む中で、一つ一つの事件に対して誠実に対応できる弁護士になりたいと思っています。このような思いを実現するために、自己研鑽の道程は今後とも続いていきますが、中大ロースクールで学んだという誇りと自信を持って、これから着実に歩みを進めて行きたいと思います。

以上

新司法試験合格体験記



第一期修了生

佐藤 徳典

・はじめに

私は、平成一〇年に中央大学法学部を卒業し、実家の北海道へ帰り父親の仕事を手伝った後、駒澤大学大学院修士課程に入学し、平成一五年に修了後中央大学法科大学院に入学し、平成一八年に修了、この度、新司法試験に合格した。この間、修士課程在学中に結婚、法科大学院在籍中に第一子が誕生するなど、家族とともに頑張った受験生活であった。

私は、弁護士になることを志して中央大学法学部に入学したが、大学受験からの開放感で「なんとなく」の学部生活を送り、時折言い訳程度に受験勉強をするだけであり、当然のことながら択一合格すらできずに卒業し、諸般の事情で地元の北海道に戻り父親の仕事を手伝うことになった。それでも、勉強をやり直したいという思いがあり、父の許しを得て勉強を再開した。駒澤大学では倒産法を専攻したが、

実務家（弁護士）の教授による豊富な経験に基づいた指導を受け、法曹への憧れを新たにした。そのころ、大学院の友人の紹介で妻となる女性と知り合い、学生結婚した。その後も司法試験の勉強を続け、中央大学法科大学院に入学した。

・長男の誕生と子育て

法科大学院を修了するまでは新司法試験を受験できないこともあり、在学中の二年間は旧試験を受験していた頃と比べいくらかの余裕があった。充実した奨学金制度の恩恵や、近くに住んでいた妻の実家の協力で、平成一六年末に長男を授かることができた。

第一子誕生の喜びも束の間、妻と共に毎晩無邪気に夜泣きをする息子の世話をした後は、徹夜明けのような状態で授業に臨むこととなり、授業終了後も提出すべき課題の作成に追われたりして、毎日寝不足が続いた。修了に必要な単位を取得するためには手を抜くわけにはいかず、長男誕生からの約半年間が試験直前期よりも大変であった。それでも、一日中息子の世話をする妻はもっと大変であり、出産という命にもかかわる仕事を成し遂げた後の彼女には、授業についていくだけで四苦八苦している私がいぶん甘く見えたに違いない。

・法科大学院での勉強と新司法試験

法科大学院での勉強は、当初想像していたよりも充実していたものであった。例えば刑事法総合Ⅰと

いう科目は、研究者・実務家あわせて六人の先生によるオムニバス形式という、非常に贅沢なものであった。また、行政法に関する公法総合Ⅰという科目は、毎回論文や裁判例の抜粋など大量の資料が配られ、授業ではパワーポイントを使用するなど、学部の授業とは比べられない濃密なものであった。

このように法科大学院のカリキュラムは充実したものでしたが、それだけで新試験に対応できるかは判らず、頼みの綱(?)の予備校も対応が遅れており、自分達の力で準備をしなければならない部分も大きかった。例えば、行政法については、「ケースブック行政法」という裁判例を題材とした演習書が授業で使われていたが、模範解答がなかったので、クラスの自主ゼミに参加して各自が独自に作成した解答を配布しあったりしていた。また、要件事実論については「ケースブック要件事実・事実認定」という演習書を自主ゼミで検討してその結果を報告書に纏めた上で、実務家教員の先生にコメントしていただいた。(先生からは、民法の基本的事項をしっかり理解することを強く説かれた。)

新司法試験対策は、法科大学院入学時から意識していた筈なのだが、やはり多少浮ついたところもあったのか、在学中に受験したプレテストの出来は芳しくなかった。そこで、上記のような勉強の他に、基本書を精読し直すなどして、基本事項の再確認を行うこととした。

・直前期

本格的に新司法試験の対策を行ったのは、法科大学院の期末試験が終わる二月初めからであった。もう少し早くはじめたかったが、在学中はどうしても単位が気になるということもあるし、中央大学の授

業はそれほど試験勉強とかけ離れているということもなかったので、遅めのスタートとなった。

中央大学では、法科大学院修了後も、市ヶ谷にある別館の自習室を使うことができた。私もたまに利用したが、自宅で勉強するのがほとんどだった。私の家から大学までは電車で片道一時間ほどかかるので、その時間が惜しかったからである。

そのころは長男も一歳になったので、日中私が自宅で勉強しているときは、妻は近くの子育て支援センターや実家に連れて行って遊ばせたりしていた。夕方になると帰ってきて私が風呂に入れ、夕食後また勉強を再開するというのが典型的な一日であった。朝は六時頃に起き、夜遅く勉強することは稀であり、ストレスのかかる直前期でも規則的な生活を送ることができたのは妻と子供のお陰である。

新司法試験では、択一式試験と論文式試験が一度に行われる。択一につき、「各科目の最低ライン」と「合格に必要な成績」が設定されているだけではなく、総合点にも一定の割合で反映されるのが特徴である。そのため、公法系・民事系・刑事系の三科目（実質的には七科目）にわたる択一式試験の比重は旧司法試験よりも重く、直前期の勉強も択一の対策を直前まで行った。

論文については、新試験の長大な問題に対応したものがなかったため、法科大学院の期末試験やレポート課題を解き直したりした。これらの問題は、予備校の答練よりも新試験の傾向に近かったように思える。

択一は、科目が多く、在学中に実施されたプレテストの問題が、条文や基本的な判例の正確な知識を問うものが多かったため、本試験も同じ傾向と予想して対策を行った。論文と異なり、択一では予備校

の答練を利用して、クラスの友人と協力し、受講した答練の問題を効率よく解きなおせるよう、問題のデータベースを作ったりした。また、細かい知識を問う問題が多かったので、条文を素読したりもした。択一では、こなすべき量が多いので（七科目）、なかなか終わらず、全科目を回し終えたときには、初めの科目の知識を忘れていたりして、非常に苦勞した。

それでも、勉強に疲れたときは、子供を連れて近くの公園に遊びにいたり、妻の買い物を手伝ったりして、比較的暢気な直前期であった。もっとも、そう思っていたのは私だけで、妻は相当氣を遣っていたらしいが…。

・本試験く発表まで

本試験は四日間（途中に一日の休みがある）に渡って行われた。中央大学は法科大学院生が多いので、私が受験した東京会場ではいたるところで知り合いに会い、励ましあったりした。試験終了後は親しい友人らと宴会を行って、憂さを晴らした。

本試験後は、東京に移転した父親の会社に戻って仕事を手伝ったり、法職講座で試験対策ゼミを行ったりしていた。択一につき「合格に必要な成績」を取得することはできたが、論文については友達に聞いても書いたことが皆ばらばらで一体何が正解か判らず、本試験から合格発表まで四ヶ月は時折不安を感じた。それでも自信があったのか良く判らないが、合格発表のときは妻を連れて祝田橋庁舎まで行ったりした。

・おわりに

この体験記を書いている現在は民裁修習中である。当たり前のことであるが、生の事件は一つ一つとして同じものがなく、記録を読んでいるだけでも非常に面白い。もっとも、これも当たり前であるが法廷や弁論準備室でみる当事者や代理人はとても真剣であり、厳粛さを感じる。

私の法科大学院での受験生活は、家族が励みになったと同時にそれに伴う重い責任の両方を感じ続けたものであった。ささやかではあるが自分のそのような経験をもとに、当事者の気持ちに真剣に答えることができる弁護士になりたいと思っている。

第一回新司法試験合格体験記



中央大学法学部・中央大学法科大学院出身

豎 十萌子

待ちに待った合格発表の日

——自宅にてパソコンの画面と向き合い、法務省にアクセスすること三〇分。サイトが混んでいてなかなか法務省につながらない。緊張が焦りに変わってきたところ、合格者の番号がパソコンの画面いっぱいに並んだ。心臓の音が体全体を包み込み、手足がしびれ、息が苦しくなった。今にも目をつぶってしまいたい衝動を抑え、慎重に自分の番号を探した。「あった!」と思ったと同時に、もう一度自分の受験番号を確認した。念のため、受験票以外でも自分の受験番号を確認した。「あった。」そう確信すると、体中の力が抜け「良かったぁ」と何度も呟き、静かに涙がこぼれてきた——

新司法試験の合格を知って流した涙は、感激の涙というより、安堵の涙でした。五割が合格すると言われた試験。しかし、レベルの高い仲間が一生懸命勉強している中で、半分程度しか合格しない試験。

そして二年半の時間を費やして臨んだ試験。一緒に机を並べて勉強した仲間の多くが合格してしまうであろう試験。この新司法試験一回目に合格しなくてはならないというプレッシャーは、大変大きなものでした。合格できて本当に良かったと、安心感で胸がいっぱいになりました。

中央大学法学部にて法律家を目指す

幼いころより、家族や友人から相談を受けることが多く、相談内容を真剣に聞いて解決方法を考え、相談者の問題を解決していくことに大きな喜びを感じていました。人の争い事を不幸と思わず、積極的に話し合っ解決していくと考えて行動する性格でした。問題が解決すると、人が笑顔になる瞬間がとても好きで、このような瞬間を味わえる仕事に就けたら幸福だろうと考え、法律家という道を志すようになりました。

中央大学は、法曹を目指すには最高の環境であり、私は中央大学に入学していなければ、本気で司法試験を目指すことはなかったと思います。私にとって司法試験とは雲の上の存在であり、目指すことが傲慢と想っていたからです。しかし、一年次から司法試験を意識する機会が多々あり、仲間も勉強に励んでいたので、私も自然と司法試験を目指すようになりました。

中央大学合気道部に入部する

中央大学に入学してから法律の勉強を始めると共に、合気道部にも入部しました。法律家になるため

には精神的にも肉体的にも強くなくてはならないと思ったからです。坂本弁護士事件に衝撃を受けたことと、法律家が必要となる現場には危険が伴うと思ったことがきっかけでした。合気道部と法律の勉強を両立させることは大変困難なことでしたが、部活の仲間に支えられて四年間全うすることができました。合気道は、和を重んじ、人と争わないことを追及していく武道でした。人と争わないための自分の立ち位置を意識し、どんな時も自分の中心軸を持つことを学びました。これから一生にかけてさらなる精進が必要だと感じています。

中央大学法科大学院に入学

大学時代は現行司法試験の勉強をしていました。若くして合格した方から、大学の授業には一切出ず自習したと言われ、私も同じようにひたすら自習室で勉強をするようになりました。すると、法律が無味乾燥のものとなり、人との関わりが面倒なものとなって争い事には近づかないようになりました。人が好きで法律家を目指したのに、人を避けて勉強をするようになり、辛い毎日が続きました。

そんな中、事案を議論し合いプロセスを重視した試験にしようという法科大学院構想を聞いた時は、まさに我が意を得た思いでした。すぐに法科大学院を目指そうと決意し、大学院の中でもカリキュラムが充実していた中央大学を第一志望にしました。中央大学への入学を強く希望していたので、合格のお知らせを受けた時には本当に嬉しくて大声で泣いてしまいました。今振り返ると、一番驚き感動した合格発表は、司法試験合格発表ではなく、中央大学法科大学院の合格発表だと思います。法科大学院構想

に全面的に賛同していたので、成功させたいと強く思いました。

中央大学法科大学院にて

法科大学院では、判例を読み込みクラスで議論をし、何故そのような判例が出たのかをじっくり考えました。法律が生きていると実感することができ、法律が楽しいと再び思えるようになりました。

ビジネス法務戦略という授業では、ビジネス界トップクラスの弁護士の先生が二〇人程の学生を相手に講演して下さり、質疑応答もできました。法律以外の専門分野の知識も豊富で、講演も大変楽しいものでした。

検察官であった先生からは、授業の合間に検察官の醍醐味や事件の経験談を伺い、毎度胸が躍る思いがしました。また、弁護士の先生から刑事弁護の心得も教えて頂き、先生の書かれた弁論要旨の素晴らしさに感銘を受けました。さらに以前から興味のあった児童虐待や女性の人権の問題の授業も履修し勉強しました。

法科大学院に入学して、法律家の可能性の広さに感動しました。法曹三者を始め、様々な分野で活躍をすることができるということを改めて知りました。そして、司法試験合格はゴールではないということとを、活躍する先輩方に教えて頂きました。

法科大学院構想の理念と現実を比べて

法科大学院を卒業し、初めに抱いた法科大学院構想の理念と現実には、やはり齟齬はあったと思います。それは、新司法試験の合格率が予想以上に厳しくなったことに起因しているのではないかと考えます。私も三年後期からは試験合格を一番の念頭に置き、ほとんどの時間を試験勉強に費やしたと思います。その時には、事案のプロセスよりも結果ばかりを暗記して頭に詰め込む作業をしていました。

理想と現実には多少の齟齬はありましたが、私は法科大学院に入学して本当に良かったと思っています。人間関係を学び、苦楽を共にするかけがえのない仲間ができました。尊敬する沢山の恩師にも出会えました。法律家になるという現実味を帯びた中で、勉強に励めることの素晴らしさを体感しました。

これから新司法試験の合格率がますます厳しくなっていくと、学生は試験勉強のみに力を割かざるを得ず、また、法律家になれるのかという不安の中で勉強を続けなければなりません。そうなると法科大学院構想の理念が破壊しかねないとの危惧を強く持っています。法科大学院のカリキュラムをこなし、授業を一生懸命受けてきた学生が、きちんと合格できる試験であり続けることを願って止みません。

最後に

最後に、長年どんな時も学生を支援し下さる中大法曹会の先生方に、心から御礼申し上げます。先生方の期待と激励がどれほど強い力を与えて下さったか分かりません。これから中央大学法曹会の名を汚さないように一生懸命頑張ります。これからもご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

合格体験記



新六〇期司法修習生

宮 坂 希

一 はじめに

私は、ロースクール一期生として、二〇〇六年に新司法試験に合格することができました。ロースクール入学以前は、法律事務所の事務職員として勤務する傍ら、旧司法試験を受験していましたが、十分な勉強時間を確保するにいたらず、知識も理解も不足していたため、到底合格には至りませんでした。そんな折、ロースクール制度が導入されることになり、常々きちんと法律の勉強をしたいと思っていた私にとっては絶好のチャンスが訪れたのです。そこで私は、法律を再度学び直そうとロースクール入学を決意し、母校である中央大学の法科大学院既習者コースを受験することにしました。その結果、同大学院に入学することができましたので、以後二年間じっくりと法律を学ぶことができ、密度の濃い時間を過ごすことができました。今回は、新司法試験の合格へいたるまでの道程について、ロースクールでの

勉強を中心に述べさせていただきたいと思います。

二 ロースクールでの勉強

(1) 一年目（二年次）～二年目（三年次）前期まで

今まで法律の勉強らしい勉強をしてこなかった私にとって、ロースクールでの授業は、非常に新鮮で、驚きの連続でした。特に判例の勉強については、判例の要旨だけではなく、事案から始まり全文を読み、第一審と上訴審の判断の違いを検討していくというもので、時間もかかり、骨の折れる作業でしたが、今思えば、そのような勉強をすることで、法律家としての思考方法を学ぶいい機会になったと思っておられます。授業の時間的制約等から、取り上げる判例の数に限りはありましたが、一部の判例でも深く読み込んで解釈するという勉強方法は、以後、自分で勉強する上でも非常に有益でした。

ところで、私がロースクールに入るにあたっては、新司法試験合格だけでなく、合格後を見据えた上で時間の許す限り、専門科目についての勉強をしたいと思っていました。そんな中、選択科目は倒産法を選択しましたが、選択科目以外の専門科目も可能な限り受講しました。これにより、法律と社会との様々な接点を学ぶことができ、法律の奥深さ、楽しさを感じるとともに、改めて基本科目を復習するきっかけにもなりました。

(2) 二年目（三年次）夏～二年目（三年次）後期まで

二年目（三年次）の前期は、専門科目の勉強が楽しくなつてしまい、勉強時間のほとんどを選択科目

である倒産法をはじめ、その他の専門科目の勉強に費やしていたように思います。

しかし、二年目（三年次）前期のテストも終わり、夏休み最初に行われたプレテストを受けることにより、そのような勉強内容を見直す必要が生じました。結果的に見れば、この時期に行われたプレテストは、私にとって非常にいい転機になったと思います。なぜなら、初めて本試験と同じ時間で問題を解き、試験時間の長さや、時間内に長文の問題を読み、問題点を抽出して自分の考えをまとめ、読みやすい答案を書くことがいかに難しいかを実感したからです。そして、それまでの勉強方法、内容を見直す直接のきっかけとなったのは、プレテストの結果が非常に悪かったことでした。この時期から、基本科目を勉強しなおし、本試験を見据えて試験で求められていることは何かを考え、自分の弱点を少しずつ克服していく勉強を始めました。

二年目（三年次）後期になると、刻々と本試験が近づいてくる状況でしたが、普段は主に授業の予習・復習を中心に、自分の苦手科目を合わせて勉強しており、日々淡々と勉強していました。ただ、そのときに常に意識していたのは、試験まで時間がないこと、科目数が多く、行政法や選択科目、新会社法など、絶対的な勉強量が少ない科目が多いということです。そのため、今勉強していることはもう勉強する時間がとれないかもしれない、という気持ちを常にもち、これが最後になるかもしれないという気持ちで集中して勉強に望んでいました。また、その際私は、本試験直前の一週間に何を見直すかを考えながら、ノートを作って勉強していました。自分の弱点を理解し、まとめるという作業を行うことで理解も深まり、直前期に記憶喚起をする際にも、非常に役立ちました。

(3) 二年目（三年次）修了（直前期まで）

法科大学院での授業が終わり、二年目（三年次）の二月になると、あとはもう、時間とのたたかいです。限られた時間で、何を勉強するかを考え、科目ごとに自分の弱点や重要事項を書き出して、再度、記憶喚起や確認をしていきました。時間がないのは自分だけではなく、全ての受験生に与えられた条件なので、ただ漫然と勉強するのではなく、どのような勉強をしたら試験で良い点がとれるのか考えながら勉強することは、非常に重要だと思います。何より時間とのたたかいでしたので、択一でも論文でも、関連事項について条文や判例をできる限り確認して、自分の弱点をなくしていきました。今になってふりかえると、ロースクールでの二年間、授業の予習、復習として判例についてじっくり考える作業をしながら、自分の弱点についてまとめておいたことは、問題点を把握し、考える訓練にもなっていたので、直前期は択一などの知識の補充に重点を置くことができ、比較的に焦らずに過ごすことができたと思います。

また、この時期に非常に心強かったのが、周りの友人の存在です。皆、不安を抱えて試験に臨んでいるのは同じであり、そんな中で励ましあったり、自分の勉強の疑問点を聞き、議論したりすることで、試験直前の不安が和らぎ、気持ちを落ち着かせることができました。

さらに、この時期何よりも気をつけたのが、体調管理です。試験の直前期は、肉体的精神的疲労が頂点に達していましたが、体調を崩す前に休養をたっぷりとるようにしていました。日々の勉強もそうですが、四日間の本試験では、ベストな体調で臨めることが非常に重要になってきます。当日の体調によっ

て、点数が左右されるといっても過言ではありません。ですから、勉強に疲れたら、しっかり休養をとることも大事だと思います。

四 最後に

以上のようなロースクールでの勉強を経て、四日間という長丁場の試験も体力と気力で何とか乗り切り、無事に、新司法試験に合格することができました。試験勉強自体は、自分とのたたかいでしたが、ロースクールでは友人と励ましあい、先生方の熱心な指導や助言を受けることができ、そして、家族や友人、その他多くの人々に支えられ、無事に今日に至ることができました。

新司法試験は、択一、論文が連続して行われるため、肉体的にも、精神的にも非常に大変な試験でしたが、ロースクールの友人や先生方をはじめ、家族や、勤務していた事務所の先生の存在があって、このような大変な試験を乗り切ることができたと思います。働きながらの司法試験の受験から始まり、決して短くない受験生活でしたが、今まで私を支えてくださった皆様に、この場をお借りして御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

合格体験記／体育会からの挑戦



現行六一期
岡 部 鉦 平

一 法曹を目指した理由

私が法曹を目指した理由は簡単ではありません。様々な理由がありそれらを総合的に考慮して、法曹を目指すことを決心しました。字数の関係上、ここで全ての理由を書くことはできません。そこで、理由のごく一部をここで書きたいと思います。

私は、大学四年の時、体育連盟バレーボール部の主将を務めていました。そのため、簡単にチームを離れることはできず、就職活動をすることも容易ではありませんでした。バレーボールを続けるという選択肢もあったのですが、それには限界を感じていました。体育会の先輩の伝を使って、就職することには納得いかず、少ない時間の中で自分なりに就職活動もしました。一社内定をもらったのですが、役員面接での体育会や今までの自分の生活を否定する言葉がどうしても納得いかず、自ら断ってしまいま

した。そこで、私は、これからの人生をどのように生きるべきか、必死で考えました。そして、私は自分が勉強をしたいことに気づきました。これは、私が多くの人の経験している受験勉強を経験していないこと、社会人になった先輩の話を聞くともっと勉強しておけばよかったという話をよく耳にしたこと等からです。そして、日本は法治国家であり法律を中心に社会が動いていること、偶然裁判と接する機会があったこと、スポーツ選手を法律面からサポートしたいと考えたこと、せっかく勉強をするなら高い目標を持ったほうがいいと考えたこと、私が司法試験合格者を多く輩出している中央大学法学部に入学できたということ等々、様々なことを考え、次第に司法試験を受けて法曹を目指そうと考えるようになっていきました。そして、最終的に決心したのは、父親の尊敬する父親の上司の方に、「どうせ勉強するなら、法律の勉強をやれ。」と言われた時でした。この時に、私の心は一気に固まり、法曹を目指すことを決心しました。

この考えを両親に打ち明けると、両親も応援してくれるということでした。

そこで、私は三〇歳を期限として法曹を目指すことにしました。

2 学生時代・受験生時代について

(1) 学生時代の生活

私は中学生の時にバレーボールをはじめ、高校、大学とスポーツ推薦で入学しました。そのため、学生時代は、ほとんど勉強をしておらず、大学のときも南平寮と体育館を往復するという生活を送っ

ていました。

主将を務めさせていただいた大学四年の時には、バレー部としては数年ぶりに二部リーグに陥落するという最悪の結果を招いてしまいました。このときは私自身もどん底に落ちました。

しかし、この経験がなければ、受験勉強をしたことのなかった私が、五回の試験で司法試験に合格することはできなかったと思います。というのも、この経験があったからこそ、プライドを捨て、素直に勉強に取り組むことができたし、また、這いつくばって泥まみれになりながら日々の勉強をすることができたと考えられるからです。

このように私は、多くの司法試験受験生とは異なる学生生活を送っていました。

(2) 受験生時代の生活

私は受験生時代もまた多くの司法試験受験生とは異なる経験をするようになってしまいました。

一回の試験で受かってやる！と気負っていた一年目、一二月のある朝、起きようとすると、起き上がれません。後輩に背負われて病院に行くと、即入院。バレーボールで痛めていた腰痛が悪化し、重度の椎間板ヘルニアとの診断でした。原因はバレーボールをやめ、急に一日中、机に向かう生活を送ったため、元々悪かった腰に負担がかかると同時に、筋力が低下したことにありました。これにより、初の司法試験受験を断念することになりました。

ようやく、短答式試験に受かることができるようになってきた三、四年目、毎日、少なくとも論文過去問を一問書くという生活を送っていました。ある日、腕が痛くて、病院に行くと、今度はなんと

腱鞘炎。手を動かすな、という診断でした。しかし、動かさないわけにもいかず、腕に鎮痛剤を塗りながら、過去問を書いていました。

こんな生活を送り、短答式試験は安定して受かるようになってきた六年目の六月のある日、交通事故に遭い、頭蓋底骨折、眼窩底骨折の重傷を負い、生死をさまようことになりました。論文試験が、約一ヶ月先にせまっていました。絶対安静の入院生活は二週間に及び、その間、まったく勉強はできませんでした。私は、論文を受けることができないのではないか、私の受験生活もこれで終わりか、とさえ思いました。しかし、医者も驚くほどの回復で、ほぼ二週間で完治し、幸い後遺症も残りませんでした。退院後の数週間は、バレーボールで培った、気力、体力、集中力で死ぬ気で勉強し、論文本番の日には、万全の体調及び知識で臨むことができました。

このようにして、論文の合格発表で自分の番号があった時の喜びは、バレーボールでは味わったことのないような、今まで経験したことのない特別なものでした。

このように、私は、六年間で二度の入院というまるでスポーツ選手のような、他の多くの司法試験受験生とは異なる受験生活を送ることになってしまいました。

3 目指す法曹像

以上のように、私は多くの受験生とは異なる人生を歩んできました。これは、私の人生の糧であり宝です。これからは、これらの経験を生かして一人でも多くの人の幸せの手助けができる法曹家を目指し

たいと思います。また、私の受験生活を支えてくれた、両親、中央大学教授の長内了先生ご夫妻、彼女、多くの友人、私の進む道を後押ししてくれた父親の上司の方、中央大学バレーボール部の仲間などの期待に恥じぬよう、しっかりと地に足を付け、前進していきたいと思っています。

司法試験に合格したとはいえ、法曹としてはいまだスタートラインにたったにすぎません。これからは今までとはくらべものにならないくらいの壁にぶち当たることがあると思います。そのときには、皆様のご指導宜しくお願いします。

第二部

大量増員時代の

若手法曹へのアプローチ

中大法曹会の若手会員とともに



三羽 正人

中大法曹会の若手諸君、それぞれの持ち場で日々活躍されていることにお労いを申し上げます。中大法曹会は、若手諸君に向けて、普段の個別事件の処理とは別途、是非とも中大法曹会の先輩諸賢との交流に積極的に参加していただきたくメッセージを送ります。

一 法化社会の進展

二十一世紀に入って七年目を迎えた日本社会の様相は、複雑化、多様化、高度情報化、国際化等々といわれておりますが、法曹にとって特に重要なことは、法化社会の進展が目覚ましいことです。法化社会といってもその定義は様々ですが、日弁連法務研究財団理事長の新堂幸司先生の、「広く、紛争が生じたら法を使って解決してゆこうと人々が考える社会」というご説明が簡明です。

二 司法制度改革の根底に流れる志

明治維新、戦後改革に匹敵する歴史的な改革とも言われる司法制度改革は、司法制度をより利用しやすく、分りやすく、頼りがいのあるものにするために、第一の柱を人の改革として、質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する法科大学院の開設、第二の柱を制度の改革として、全国展開を開始した日本司法支援センター（「法テラス」）、第三の柱を国民参加として、国民が刑事裁判に直接参加する裁判員制度等三本の柱からなり、平成十六年十一月までの国会で二十数本の関連法案がほぼ与野党一致で成立し、現在は実践・実行段階に入っております。これらの司法制度改革を推進する要の役割を、国会、内閣、最高裁、法務省及び日弁連・弁護士会を通じて、多くの中大法曹が担っていたことを、平成十二年～十三年度の日弁連事務総長を務めた私は直接体験いたしました。中大法曹会の多くの会員の目に見える活躍ばかりでなく、地元での中大法曹の地道な活動がこれらの改革を確実なものにいたしました。

司法制度改革の根底に流れるものは、平成十三年六月十二日に提言された内閣の司法制度改革審議会意見書によれば、国民一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的であつた社会的責任を負つた統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを戻そうとする志です。

三 若手諸君への期待

司法に関する国の基本政策が大きく変わりました。これまで、三権の中で永らく小さな役割に留まっていた司法が、いよいよ飛躍的に重責を担う出番を迎えています。若手諸君は、二十一世紀の法治社会のインフラであるこれらの新しい制度を担い、改善し、かつ加速させてゆく世代です。そのような役割りであるということは、同時に、若手諸君の活躍の場が大量に提供されるということです。

司法制度改革の根底に流れる志は、司法が大きく強くなることによって、日本社会の創造性とエネルギーを取戻そうという、いわば二十一世紀の日本を支える意気込みであります。この出番に應えることは大変ではありますが、私たちの取組み如何では、司法に対する社会の信頼をさらに高めることができて、わが人生、法曹という職を得てよかったということになります。もし取組みが不充分であつたり取組みを誤れば、司法に対する信頼が地に堕ちるかもしれないという厳しい緊張関係に直面しています。

四 自分を向上・充実させることを強く意識していますか

制度が改革され、若手の活躍の場が用意されている、期待されているからといって、将来に対する不安があるのは若手ばかりではありません。複雑・多様な価値観の渦巻く時代に、とりわけハイスピードで変化が進んでいる今、法曹も従来従どおりの考え方や仕事振りを続けていては社会から取り残されてしまう虞があります。しかも将来の社会がどのようになるかの見通しは不透明で、確たる海図や処方箋はありません。法律分野でも、大立法時代といわれる程、基本法の改正や新法の制定などが相次ぎ、ま

た判例や解釈を巡る動きにも眼を光らせている必要があります。

最近、文部科学省の助成による社会学者の「国民の法意識調査」が二年間の面接調査を実施し、「権利を主張することは正義にかなうか。」という肢に対して「正義にかなう。」と答えた人が六〇パーセントを超えました。和の精神は大事ですが、必要なときには権利主張をする国民が六〇パーセントを超えているのです。さらには、法曹人口の急速な増加も相俟って、弁護士同士の競争が増加することは間違いないありません。かつて弁護士がお客を選んだ時代から、お客が弁護士を選ぶ、あるいは他の弁護士にセカンドオピニオンを求める傾向が出てきています。

多数の情報を容易に手早く入手できる情報化社会にあつては、権利意識の向上も加わり、お客が法曹に期待する仕事の質は確実に上がって来ます。取扱う事件の処理は、激務でかつ複雑さを増していて競争も激しくなるのに、中大法曹会の活動などに参加していただけるかという声が聞こえなくはありません。しかし、高い質の仕事、換言すればお客様の納得を得る仕事ができるためには、日常の個別事件を誠実に処理しているだけでは足りないのではないのでしょうか。

私たちは、自分自身をどのように向上・充実させ、同時に、業務基盤をいかに充実させるかを強く意識していくことが求められています。

五 若手諸君の不安を自信につなげるには

専門職が一人前になるには長い年月を要します。専門職である法曹もまた然りです。一人前になるた

めには、OJT（実地訓練）を待っているのではなく、日頃、自分の不安を自信につなげることにについて強く意識していることが必要です。法律知識の点に限っても、学ばなければならぬことが次から次に待ち構えており、これまで仕入れた知識は直ぐに陳腐化してしまう時代に、個人の努力だけで、あるいは事務所単位で学び切れる量ではありませんし、例えば弁護士会の研修で十分とは限りません。

法曹として生きてゆくうえで、法律知識と同時に必須なことは知恵と感性です。あまりにも多くの情報の洪水の中から、自分に必要な法律情報を適切に収集し、知識として蓄え、知恵と感性を研ぎ澄ましてこれらの情報に評価を加えること、しかも、それをハイスピードでこなすことが必要になってきていると思われます。

情報化社会に流出しているあまたの情報の真偽・意味・匂い・位置付け・評価等、直接人と対面して得らる情報に接することが不可欠です。

感性と言えば、分る人には分るけれども、分らない人にはチンプンカンプンというのが感性の正体のようなものです。これらのことが満たされていないと、現代の法曹は務まらないでしょう。そのためには、情報化社会であるからこそ、eメールやパソコンだけではなく、生身の法曹との交流、即ち中大法曹会という場での交流が極めて興味深いものとなります。

六 先輩方の情熱

大高満範幹事長のご指導のもとで、中大法曹会の先輩と後輩の交流、及び若手同士の交流などの中で、

お互いに学びあい、鍛えあいながらこれらを体得してもらおうと研修・交流・親睦・就職や進路指導までの具体的プログラムを順次展開してまいります。

中大法曹会の先輩の方々は皆さん、家族的情味という中大の校風を振り返りつつ、合格も仕事も今日があるのは先輩からの身近な指導を受けたからこそであるとおっしゃっています。自分が後輩のときにそうであったように、今度は先輩として後輩の面倒を見よう、後輩を招いて自分たちの知識や知恵を伝授しよう、いや、もしかして若手から学び取れることが多いのではないかなど、強い意欲に満ちています。先輩として後輩を指導するとは、上から教えるのではなく、世代を超えた交流が双方の世代を鍛えるということになると思います。

中大法曹会の先輩方は、若手諸君の参加と交流を待ち受けています。若手の発案による企画も準備中です。若手諸君は、中大法曹会の先輩との交流の中で知識・情報を得るだけでなく、新しい自分自身を発見する「よすが」にしていただければ光栄です。

七 二十一世紀に相応しい中大法曹

建学以来言われてきた校風は、実学の精神と家族的情味です。

中央大学法科大学院は、初年度最多の司法試験合格者を輩出いたしました。法科大学院で学ぶ目的のひとつは、理論と実務の架橋です。実学の精神とは、まさに法が社会で活かされること、法の支配が地域的にも分野的にも日本の津々浦々にまで及ぶことを言い当てています。法曹とは、人の心や痛みが

分る人でなければなりません。家族的情味とは、現代の法曹に基本的に求められる感性を表わしていると思います。中大法曹会を舞台にして、市民に信頼される力強く大きな司法を実現してゆこうではありませんか。

日本の言明



日本の片隅から

四六期 内田文浩

昭和六二年、本来であれば卒業すべき年でしたが、何故か就職試験に軒並み落第し、やむなく一年留年することになりました。政治学科ではありますが、一応中央大学法学部に在籍していましたので、一念発起して司法試験を目指す覚悟を決めました。法律の知識は全くなく、六法全書を丸暗記すれば受かるくらいの甘い考えで勉強を始め、すぐに自分の過ちの重大さに気付き深く後悔したものの、最早途中で投げ出すこともできない状況に追い込まれましたが、平成三年、無事合格することができました。

福岡出身ですが、なぜか希望が叶い実務修習地は東京でした。当時は高望みしなければ就職先に困るようなことはなく、東京、福岡のいずれで就職すべきか悩みましたが、世間の耳目を集める大事件を扱いたいとか、お金持ちになりたいとか、テレビに出て有名になりたいなどの大それた望みはまるでなく、そこそこの仕事をしてそこそこの生活ができれば十分でしたので、福岡で就職することにしました。

どのような仕事をしているかという点、まあ色々なことをやっています。東京だと専門化が進み、涉外事件だけ、知的財産権関係の事件だけ、刑事事件だけしかやらないという先生方も大勢いらっしゃるでしょうが、福岡くらいの規模だと、専門分野だけで生活できるほどの需要はありません。皆、倒産や離婚、遺産分割や刑事事件等もやりつつ、多少専門性のある事件も扱っています。私も基本的に何でも扱いますが、地場の企業を依頼者とする事件、医療機関側に立った医療過誤事件、破産の管財人となる案件が比較的多いと言えるかもしれません。

福岡では、弁護士会での活動を無視して仕事を続けることはできません。私も少年付添を含めた当番弁護士や国選弁護人名簿に登録しています。精神保健の当番弁護士というものにも登録し、精神病院に入院している方から呼び出しがあれば、どんな郡部の病院であろうと出掛けて行きます。最近サボりがちではありますが高齢者障害者委員会に所属している関係から、福岡県社会福祉協議会のある委員会の副委員長を仰せつかっていますので、最低月一回はその会議や後処理等に時間を費やします。平成一八年度は、九州弁護士会連合会の事務局長も担当しました（まだ任期を残しています）。これには相当な時間が割かれ、正直申し上げて肉体的にも経済的にも疲弊しました。

このように雑多な仕事をしているため、所期に描いたようにそこその仕事をしてそこその生活をする、ということにはなっていません。弁護士会の会務も含め、仕事にはかなりの時間を取られてしまい、生活レベルだけはそこそこに留まっています。

さて、これでは中大法曹とは何の関係もない話になってしまいますので、最後に多少こじつけ気味で

はありますが、私と中央大学との関わりについてお話します。

初めに書きましたとおり、私は法学部とはいえ政治学科でしたし、そのうえ殆ど学校には通っていない出来の悪い学生でした。就職試験に失敗した際も、中央大学に通っていなければ、絶対に司法試験に挑戦するという発想にはならなかったと思います。中央大学にいたお陰で法曹となることができました。法曹界には中央大学の出身者が大勢いらっしゃいますので、私のような出来の悪い者でさえ、中央大学出身というだけで親近感を持って受け容れて頂くことができ、非常に仕事しやすい環境にあります。イン弁をしていた当時のボスは中大OBですし、現在、四人で共同事務所を経営していますが、そのうち私を含め三名は中大出身です。

世間の方にも中央の法科は名が通っており、依頼者から出身大学を問われ「中央の法学部です」と答えると安心した表情をされます。政治学科出身ですが、敢えて詳しい説明はしません。

近年、中央大学の司法試験合格者が減少傾向にあり、陰ながら憂慮していました。しかし、先般の司法試験において、中央大学の合格者数が一位になり、中央大学のステータスが復活したことは非常に喜ばしく思っています。私のような者には出身大学くらいしか誇れるものがありませんので、是非現役の学生諸君に頑張って頂くのは勿論のこと、中央大学法曹界にも側面から援助して頂き、今後も大量の合格者を輩出し中央大学のステータス、ひいてはOBである私のステータスを向上させるべく努力を怠らないよう切にお願い申し上げます。

新たな時代の礎となる中央大学法曹会を



五〇期 村上智裕

私は一九九八年に弁護士登録し、それ以降国内外の企業法務に携わっています。この度、中央大学法曹会に望むことについて寄稿依頼を頂きました。しかし、私は中央大学法曹会の存在についてこれまであまり意識することがありませんでした。そこで、渉外系企業法務法律事務所勤務する登録十年目を迎える弁護士の視点から、中央大学法曹会のどのような活動が魅力的に映り、ひいては中央大学全体の発展に貢献することになるのかを私なりに考えてみました。

私はいわゆる大手渉外法律事務所において主に金融法務に従事しております。渉外法律事務所の多くは、所属する弁護士に対して海外研修の機会を提供しています。近時、海外研修に代えて中央官庁など公的機関や企業への出向を選択する若手弁護士も増えております。

私は、海外研修として、アメリカのボストン大学ロースクールおよびイギリスのロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのマスタープログラムにて、それぞれ一年間、法律及び法と会計の学際領域を学び、またオーストラリアの大手法律事務所において一年弱勤務いたしました。海外研修期間中に、留学前に所属していた渉外法律事務所が外資系法律事務所と合併交渉を開始し、その後解散するという事態にも見舞われ、現在日本の渉外法律事務所が直面する問題について考えさせられた機会もございました。

海外研修から帰国後は、日本の大手渉外法律事務所に入所し、金融法務の分野で更に自分の専門性を磨くとともに、新たなプラクティスに挑戦しております。金融といっても多岐にわたりますが、私は仕組み金融といわれる分野を中心に扱っております。とりわけ弁護士一年目から Management Buy-Out (MBO) や Leveraged Buy-Out (LBO) ファイナンスの本邦初案件に関与する機会に恵まれたため、現在でも、国内最大級の MBO ファイナンスを含む国内およびクロスボーダーの買収ファイナンスを多く取り扱っております。

渉外法律事務所勤務して残念に思うことは、渉外法律事務所においては、東大、早稲田、慶応などの他大学出身弁護士の数と比較すると、中大出身弁護士が少数と思われる点です。勿論、大変に高名な先輩方も多数存じ上げております。また、私は正確な数字を把握しているわけでもなく、各法律事務所において程度の差があるのは承知しております。しかし、過去に経験したリクルート活動等を思い起こしてみても渉外法律事務所では中大出身弁護士は相対的には少数であるという印象を持っています。

そこで先ず中央大学法曹会に望むことは、中央大学法学部および法科大学院（CJS）に対する長期的なビジョンを持ったサポートです。法科大学院では司法試験合格のみが重視されがちですが、CJSはそれに終始せずに、今後一層複雑化、国際化する社会のニーズに柔軟に対応できる素養を備えた多彩な人材を輩出して頂きたいと思います。そういった人材こそ大手法律事務所は求めています。二〇〇四年にスタートしたCJSは、幸いなことに大変優秀な教員と多種多様なバックグラウンドを有する志の高い学生に恵まれていると思います。様々な分野で経験豊かな法曹を擁する中央大学法曹会のサポートは、きっと中央大学法学部およびCJSの学生にとって心強いものとなるでしょう。そして、その中から涉外系の企業法務法律事務所にも一人でも多く進まれることを期待しています。

次に、学員会の中で中心的な存在であった中央大学法曹会は、各界で活躍する同窓との交流を促進する積極的役割を果たし得るのではないのでしょうか。それは、中央大学出身の法曹が活躍する場を広げることに繋がります。例えば、中央大学出身の専門職相互間における交流ならびに経済界OB・OG（南甲倶楽部）との交流の活発化などが考えられます。中央大学法曹会が学生にとって魅力的な存在であり続けるためには、先輩にあたる我々がそれぞれの分野の第一線で活躍し続けることが不可欠です。中央大学出身の法曹の皆様は日々研鑽を積み、意欲的に物事に取り組みまれていることと思います。しかし、高度に専門化する法律問題は、他分野の専門家とのコラボレーションなくして解決は困難です。

また、法曹人口とりわけ弁護士人口は今後急速に増加することが予想されます。しかし、現状の業務

分野にとらわれていては弁護士への供給量に対応する弁護士需要を確保することは困難でしょう。これは大手渉外法律事務所でも同様です。より積極的に弁護士需要を創出する必要があります。経済界や政界で活躍の先輩方・同窓との交流は、これまで弁護士が関与してこなかった新規業務分野の開拓の第一歩に繋がるかもしれません。法律や契約を軽視した企業活動は株主の理解を得られませんし、企業の競争力の低下を招きます。従って、経済界のOB・OGにとっても我々法曹は強力なバックアップとなることでしょう。経済界に進出しようとする弁護士も生まれるかもしれません。中央大学法曹会が法曹の新たな可能性やキャリアパスを創出する礎とれば、中央大学法曹会は私達にとって更に心強い支援者となるのです。

最後に、司法試験改革は中央大学にとっては「法科の中央」を復活させる大きなチャンスであるとともに、既に法曹界に身をおく弁護士にとっては法曹人口の急増というこれまでに経験したことのない時代の幕開けを意味します。この様な変革期においてこそ、中央大学法曹会の活動が益々活発となり、その目的が広く達せられることを期待しております。

中央大学法曹会に望むこと



五二期 大岩 和美

はじめまして。中央大学卒業生、五二期修習の大岩と申します。

昨年末、「中央大学法曹会に望むこと」というテーマでの寄稿のお誘いを頂いたのですが、大変申し上げにくいことなのですが、私は、中央大学法曹会の活動等に参加したことがないばかりか、中央大学法曹会について何にも存じ上げず、とても何かを「望む」ことができる立場にはないのでございます。しかしながら、私は人の誘いを断ることが苦手なこともあり、本稿を書くことになった次第です。このような事情故、どうか「お前に何かを望まれる筋合いはない。」などとご立腹なさらぬようお願い申し上げます。

中央大学を卒業して、はや一〇年。私と中央大学法曹会とのかかわりを振り返ってみると、どうも接点が……いやいや、会報は拝読させて頂いておりました。ん……会報を読んでいながら、会費を支払っ

た記憶がない……大変申し訳ございません。次から払います。

このような有り様です。そこで、私は考えたのですが、学生に向けて「中央大学法曹会」という名前をもっと前面に押し出してアピールする、というのはいかがでしょうか。「中央大学法曹会に入れば、こんな素敵な先輩方とお近づきになれるんだよー」とか、「中央大学法曹会に入れば、もれなくこんな特典がついてきます。」とか。そうすれば、エサにつられて？ 私のような不屈者は減少するのではないでしょうか。弁護士になって実感したのは、色々な「会」があって、どこに顔を出してよいかわからない、ということでした。しかも、勇気をもって顔を出すと、もれなく「会務」がついてくる。別に「会務」が嫌なわけではないのですが、新人のうちは特に事務所の仕事で手いっぱい、で、「会務」をする時間がない。で、「会務」が怖くてどこの会にも出なくなり、こうして私は事務所に引きこもっています。もし「会務」ではなく「特典」がついてくれば、きっと誰もが魅力を感じるはず。

そこで、どんな特典がついてくるといいかなあ、と考えておりますと、大学卒業後にダンナ様探しに右往左往していた頃がほろ苦く思い出され、あの頃に、中央大学法曹会の独身若手懇親会みたいなものがあつたらなあ、と思います。中央大学出身の方は、本当は大勢いるはずなのに、それに素敵な方がいっぱいいなすなのに、研修所でも、実務についてからも、何故かあまり出会わなかったのです。私が避けられていた……いやいや……。

次に思い出すのは、就職活動でしょうか、中央大学つながりで素敵な事務所を紹介してくれたらなあ、と思います。もっともこれは、弁護士の数が増えた現在、難しいことかもしれません。でも、だからこ

そ「中央大学法曹会」の腕の見せ所……ってすみません。

これで最後にしますが、私は平成一七年に出産しまして、昨年はずっと育児休暇を頂いていたのですが、「中央大学法曹会ママさん支部」ってのもあると、ものすごい魅力的。弁護士って、男女平等であるが故か比較的母親にはややシビア。先輩方のご尽力により弁護士会費が一部免除になっているものの、四か月分だけじゃあサラリーマンの妻にはちとつらい。かといって、私のようなバイタリティのない人間には四ヶ月で復帰するなんて無理。しかも今年は会務活動不履行により罰金五万円。出産前に貯金は必須なり。愚痴はここまでとして、私は、復職後も短縮勤務などで多大な迷惑をかけて小さくなりつつも、心暖かい事務所の弁護士に支えられてなんとかやっております。でも、同じような経験のある方とお茶飲みながら、子どもがグレたらどうする？なんてお話できたらなあ、と思いました。

何にも望めるような立場にない、などと前置きしたにもかかわらず、ちゃっかりあれこれ書きました。が、私は真面目なので「中央大学法曹会に望むこと」というテーマを与えられると、そこから外れたことが書けないのです。そこで無理にでも望んでみた、というか、中大法曹会がもっと素敵になるようにそれなりに真剣に考えてみました。言い訳すればするほど厚かましくなってくるので、他の方々ももっとちゃんとした寄稿をなさっているのだらうなと恥ずかしく思いつつ、この辺で終わりにします。大変失礼致しました。

中央大学法曹会への期待



五四期 掛川 亜季

司法試験に合格し、祝賀会にお招き頂いた際に、初めて中央大学法曹会の存在を知りました。それ以前は中央大学全体のOB会や、各学研連（研究室）ごとのOB会の存在だけだろうと思っておりませんでした。こういった団体があること自体でまず、中央大学出身の法曹の層の厚さを感じました。

さて、しかし私は祝賀会には出席させて頂いたものの、その後は足が遠のいておりました。と申しますよりは、普段どのような活動がなされ、どれに参加できるのか（情報が来ていたのかもしれませんが）日々の生活に追われ分らないままでしたというのが真相です。

これまで活動が分かりましたのは、諸々の中央大学関係の寄付の要請、それと合格祝賀会ですが、後者は若輩者の私が出て行っても、同年代の方もそれほどおらず、恐縮してかしこまっているだけではいかとの偏見（？）があり、尚更参加しにくい感がありました。

本稿執筆のご依頼を頂戴し、改めて「中大法曹」の行事報告書を拝見致しました。が、残念ながら若手会員が参加し、諸先輩方と交流ができそうなものはほとんどありませんでした。

しかし、これは非常に勿体ないことだと思います。先に申し上げました中央大学の法曹の層の厚さ、これは他大出身者は後からどんなに望んでも手に入りませんが（僭越ながら、後輩との交流ということも、諸先輩方にとって新しい視点や現在の時流等を知ったり、法曹となった当初の熱い思いを思い起こすきっかけとなるという意味でお役に立てる場合もあるのではないのでしょうか）、その利点を活かすことができず、逆に大所帯であることが災いしてか、おそらく固定化した方々のご負担により会が成り立っており、会の活性化ができないという悪循環にあるように思われます。では、どうしたら中央大学法曹会が若手も参加しやすく、諸先輩方と親しく交際して活性化していくのでしょうか。

非常に難しい問題ですが、まずは、若手会員も参加ができる機会をたくさん作って頂きたいと思います。

そもそもの前提として、最近の若手（弁護士の場合を想定していますが、裁判所や検察庁も同様と想われます）、特に勤務弁護士は、事務所の業務に関わらない活動に参加しにくい、させない風潮が強いのではないのでしょうか。無理強いするわけには参りませんから、これに対する対策としては、参加することによって、これだけのメリットがあると自信を持って言え、また魅力のある企画（例えば、非常に実践的な内容の研修であり、業務に直結する。隣接他業種や専門分野に長けた先輩との面識がもてる懇談であり、次の業務につながる。等とボスに説得的に言える、また、若手が限られた自分の自由に使え

る時間をつぶしてでも参加したいと考えることができる。)を立てることが第一だと思います。また、何回か欠席しても、時間の都合がつく回に出席できた場合には、疎外感を持つことなく、なじみやすい雰囲気作りも欠かせないものと思います。

次いで、せっかくよい企画を立てても、会員が知らなければ参加は振るわないでしょう。広告費用を掛けずにすむメーリングリストを活用するなどして、即時に目のつきやすい方法によりどのような企画が行われているか、また日常的に中大法曹会としてどのような活動をなさっているのかを知ることができる仕組みを作ることが必要ではないでしょうか。FAXや郵便等の活用も一つの手ですが、埋もれないように、目立つようにレイアウトをしたり、何回か送付するなど目に付くようにする工夫をする必要があると思います。

それから、是非、様々な企画にあたって地方にいる会員も参加しやすい仕組みを作って欲しいと思います。私のことで恐縮ですが、私の事務所は東京都の二三区外(多摩地域)に事務所がありますが、弁護士会館のある霞ヶ関まで、或いは駿河台記念館のあるお茶の水に行くまで片道一時間程度はかかります。参加しやすい日取り、時間帯(例えば、霞ヶ関で午後一時から午後三時などという設定ですと、昼食を取ることを考えると午前のうちに事務所を出て、戻るのは夕方となってしまう。二三区内の勤務弁護士にとっても、日中の時間帯の参加はほとんど不可能でしょう。)である夕方、或いは土日の開催であれば、参加の可能性は格段にアップします。地方在住の方にとっても、できるだけ参加しやすい日時で広く参加を呼びかけられると良いと思います。

以上僭越なことを申し上げましたが、中大法曹会の会員が、会の存在を日常的に意識し、その帰属に愛着と誇りを持てるよう、会員に向けた企画や広報などの取り組みを増やして頂ければ非常にうれしく思います。

中央大学出身の修習生を採用しませんか！

— 中央大学法曹会進路指導対策委員会から —

進路指導対策委員

加 戸 茂 樹

一 中央大学法曹会では、勤務弁護士の採用をお考えの先生方に、中央大学出身の司法修習生を紹介いたします。

中央大学法曹会では、この度、進路指導対策委員会を設置し、本学出身の司法修習生の就職の紹介をいたします。

在京の法曹会員を中心に、北は北海道から南は九州まで、地方支部にも委員を配置し、全国組織でその任に当たります。

委員の選任をほぼ終え、平成一九年度から本格的に活動いたします。

二 「修習生を採用しようと思って、事務所のホームページで募集したら、応募が来すぎて処理に困った。」

そうなんですよ。今はそういう時代なんです。

面接するために履歴書をセレクトするだけでも大変です。普通の事務所では、大手の渉外事務所のように採用担当の弁護士・職員がいるわけではありませんから、こういう作業だけでも大変です。

逆に修習生の側からすると、応募のメールを出したのに返事も来ないという不満に繋がっているのです。弁護士の側からすれば、一〇〇通も来たメールに返事を書く暇なんてないのですが……。

我が進路指導対策委員会を利用すれば、そんな苦労とは無縁です。ご希望に応じた修習生を探して、面接可能な人数だけ絞ってご紹介します。紹介した修習生にこれはという人材がなければ、第二段の紹介も致します。

三 中央大学出身の修習生は優秀です。中大法曹会が、有能のイソ弁を採用したい先生方と、優秀な修習生のために一肌脱ぎます。

「法曹会の紹介する修習生なんか、どうせ就職にあぶれた修習生ばかりだろう」とお考えの先生方、そんなことはありません。

私たちが修習生の頃は、弁護修習先の先生や、弁護教官に就職先を紹介してもらったりしました。でも、今年年間三〇〇〇人時代、修習期間も一年になり、弁護教官だって、とてもクラスの修習生全員の

面倒なんて見切れません。

また、修習生の側にも、どこの事務所がイソ弁を求めているかの情報がなく、特に地方で修習している修習生はインターネットで採用情報を探すのが一般化しているのです。その結果、ここはどう見たって非弁提携だろうという事務所に、何も分らず面接に行ってしまったりと……困った事態も発生しています。修習生も良い勤務先を求めているのです。そのために中大法曹会が一肌脱ぐことになりました。ロースクール制になった今、どこのロースクールを出たかは、修習生の実力を判断する上で重要な要素です。この点、中大ロースクールは、他大学も羨む環境で、優秀な学生が集まり、新司法試験合格者となれば、大学側も優秀な学生ばかりと太鼓判を捺しております。実際、進路指導対策委員が会った印象でも、素直で優秀な若者ばかりです。

「それでも心配だ」という貴方には、今は、司法試験の成績も本人には開示されますから、進路指導対策委員に言って下されば、本人にその旨伝えます。

四 多様な人材を紹介します。

中大法曹会では、紹介旋の対象を

- ① 中央大学ロースクール出身者（他大学出身者を含む）
- ② 中央大学学部出身で、他大学ロースクール出身者
- ③ 中央大学出身で、旧司法試験合格者

としております。

したがって、「どうも、新司法試験はまだ信用できない」なんて考えている先生方には、旧司法試験組に絞ってご紹介することも可能です。

さらに、うちのイソ弁は中大出身ばかりだから、少し幅を広げたいとお考えなら、他大学出身で中大ロースクールを出た修習生や、中大を出て他大学のロースクールで、いわば余所の釜の飯を食ってきた修習生をご紹介することもできます。

五 「必ず雇うって訳じゃないんだけど」

全く構いません。

いい人がいたら採ってみたいという程度でも結構です。その旨事前にお伝えいただければ趣旨に添います。

六 「私は雇うつもりはないけど、知り合いの弁護士が雇いたいって言っていたなあ。でも、彼は早稲田出身だけど。」

大歓迎です。

紹介する先は、中大出身者に限りません。先生方から見てよい弁護士さんなら、どんどんご紹介下さい。

その先生が、「早稲田出がいいなあ」って言うのなら、中大法学部卒↓早稲田ロースクール、あるいは、早稲田大法学部卒↓中大ロースクールの修習生を紹介します。

七 「紹介とか言ったって、どうせ、履歴書を回してくれるだけでしょ。」

そんなことはありません。

できるだけ、進路指導対策委員自ら修習生に面接して、人物・性格・能力・意欲等を把握した上で、ご紹介します。そのために、委員を全国配置したのです。地方に散らばっている修習生との接点を持つるためにそうしました。

進路指導対策委員には、主に四〇期以降の比較的若手の会員を充てています。修習生の気質も理解しやすいし、先生方との仲人としても最適です。

八 「今さら、会社法とか勉強できないよ。」

そうでしょ、そうでしょう。

固くなった頭で新しい法律の本を読んだって、理解できません。弁護士会の研修をちょっと聞いたくらいでは、いざクライアントから聞かれたときに役に立ちません。

自分で勉強するより、理解している若手弁護士を雇った方が得策です。先生方は、教えてもらえばいいんです。

九 「面接して採用しないときには、断りにくいなあ。」

大丈夫です。

採用・不採用の返事も委員を介して行えます。直接断るのは忍びないという気弱な貴方でも心配要りません。

一〇 採用予定のある方、具体的な採用予定はないけど関心はあるという方は、左記までご連絡下さい。

平成一八年度中央大学法曹会事務局次長

平成一九年度中央大学法曹会進路指導対策委員 加戸 茂樹

〒一六〇一〇〇〇四 東京都新宿区四谷一―八―三

四谷三信ビル五階 四谷東法律事務所

電話 〇三(五三六六) 一六〇一

FAX 〇三(五三六六) 一六〇二

mailto:kato-yotsuyahigashi@deluxe.ocn.ne.jp

この章では、基礎知識と応用技術について詳しく説明する。まず、基礎知識として、数値解析の基本的な概念と、応用技術として、最新の研究成果を紹介する。また、数値解析の応用範囲が広いため、具体的な応用例についても触れる。さらに、数値解析の発展と今後の展望についても述べる。

地方支部紹介

地方支部紹介

中央大学法曹会には、札幌、神奈川、名古屋、北陸、大阪、広島、四国及び福岡の八支部があります。が、本号では、このうちの、札幌、神奈川、北陸、広島及び福岡の五支部を紹介いたします。

一 札幌支部

平成一〇年九月設立。

支部会員数 一〇名

支部長 能登 要

幹事長 太田三夫

年会費・支部規約のいずれもなし。活動実績も今のところないとのことである。

二 神奈川支部

平成一七年三月設立

支部会員数 九三名（うち、会費納入者は約八割）

支部長 村瀬統一

年会費 三〇〇〇円

支部規約 本書巻末記載のとおり。

支部活動の概要 総会（年一回・六月）、忘年会（又は新年会、新規登録弁護士・修習生・エクスターンシップ院生歓迎会を兼ねる。）

三 北陸支部

平成一五年三月設立

支部会員数 一九名

幹事長 米沢龍信（金沢）

副幹事長 佐伯康博（富山）、小島峰雄（福井）、西 徹夫（金沢・事務局長兼任）

会計担当 前川直善（金沢）

年会費 五〇〇〇円

支部規約 本書巻末記載のとおり。

支部活動の概要 設立総会を平成一五年三月二九日開いたが、その後総会等の定期会合は開催されていないが、今後の活動方針を決めたいとの意向が示されている。

なお、現状について、次のようなアピールが西副幹事長名で寄せられている。

今般北陸支部から寄せられたアピール全文

「平成一五年三月二九日（土）、金沢市内の金沢全日空ホテルで開催された設立総会において、幹事長に米澤龍信（金沢弁護士会所属弁護士）、副幹事長に佐伯康博（富山県弁護士会所属弁護士）、小島峰雄（福井弁護士会所属弁護士）及び西徹夫（事務局長を兼務、金沢弁護士会所属弁護士）並びに会計担当幹事に前川直善（金沢弁護士会所属弁護士）が各選任され、中央大学法曹会名古屋支部北陸分会として発足した。

会則によれば、会員は北陸三県に住所又は勤務場所を有する法曹関係者をもって組織されることとなっているが、実際、その主軸となっているのは北陸三県の弁護士会所属の弁護士ばかりで、その数一九名（富山三名、金沢一〇名、福井六名）である。残念なことに、裁判官、検察官及びその他弁護士以外の数については、現時点では把握しきれていない。

設立総会開催時は、出席会員一同、母校中央大学の隆盛と司法の発展に寄与することを活動の根幹とし、地域に密着した諸活動を行うべく主体的、積極的な意識の下スタートしたが、その後における活動は当初の思いとは裏腹に沈静化しているのが現状である。

地方の法曹界に身を置く会員各位が公私にわたって多忙を極めていることもあり、設立総会が開

催されてから現在まで少なくとも「総会」と指称される会は一度も開催されておらず（会則には年一回の定時総会を開催する旨規定されているが）、正直申し上げて会員相互間の交流も充分に図られていない状況にある。

また会員の多くは各県における中央大学学員会支部の役職を兼務している状況にあり、該会務に忙殺される現状にあって、本会の方に手が回らないのが実情といえる。

然るに、若い新会員の相当数の増加が見込まれる現在、これからは同人らに是非とも本会の運営の中心となり、会の発展に寄与してもらいたいと願っている。実年齢が若いとか、入会年次や法曹界での経験の深浅に拘らず、自由闊達に、かつ率先して会の運営に関わってほしいものである。この思いは一人私のみならず、先輩諸氏の思いでもある。司法制度の改革（司法試験合格者の大幅な増加）に伴い、法曹界に携わる中央大学出身者の数も格段に増えることが予想される中、その思いをより強くする昨今である。

近年、法律事務所がとすると都市部に集中し、かつ巨大化する傾向にあるが、他方、生まれ育った土地に帰り地域住民と共にあって司法と向き合おうとする者も少なくないことを忘れてはならない。また新天地を求めて、この地を終生の棲家とする方もいると仄聞する。そうした方々にとって、本会が地域法曹関係者との窓口的役割の一助を担うことができれば幸いである。

今後は、北陸三県から選出された連絡担当幹事が本部会あるいは他支部と密に連携を取り、情報交換が尽くされるよう、まずは年一回の総会開催を定例化できるよう心掛けていきたい。また折に

触れ、テーマ・人材を選んだ講演会や勉強会などの開催にも積極的に取り組んでいきたいと思っている。本部会や支部会等の知恵を拝借のうえ、幾多の御支援、御助言を頂戴することが余儀なくされる次第で、その折には何卒御高配願えればと思う。

北陸という風土が生んだ地域性を十二分に生かしつつ、その地でしか育めない特色ある組織作りをすることが、本会の発展を招来し、ひいては本部会の隆盛に寄与すると信じてやまない。

平成一九年一月一九日

執筆責任者 副幹事長 西 徹 夫

※ 米沢先生からの報告書には、名古屋支部北陸分会を北陸支部に変えて欲しいとの要望が記載されており、同先生から送られた支部規約にも「名古屋支部北陸分会」となっていますが、中大法曹巻末の支部規約では「北陸支部」になっており、そもそもどちらが正しいのか不明です。確認を要すると思います。

四 広島支部

平成一六年一一月設立

支部会員数 四〇名

支部長 国政道明

副支部長 二国則昭

なお、幹事には、判検事も選任されている。

年会費 未定

支部規約 本書巻末記載のとおり。

支部活動の概要 総会を年に一度開催することとなっているが、平成一七年、一八年は開催されていない。今後は幹事会を開き総会を定例化する意向が示されている。

支部活動の特色 法曹三者で支部を構成している（編集部注……なお、いずれの支部でも、規約上は中大出身の「法曹」を正会員としており、判検事も含まれることになっているが、広島支部では前記のとおり判検事からも幹事を選任しており、特色となっている。また、法曹会本部に対し、東京から広島に転勤する判検事の情報を伝えて欲しいとの要望が挙げられている。）。

支部から中央大学への要望 法科大学院の現状を知らせてもらいたい。

五 福岡支部

平成一三年七月設立

支部会員数 約一〇〇名

支部長 湯川久子

副支部長 加藤達夫（福岡部会）、島内正人（北九州部会）、堺 紀文（筑後部会）

事務局長 市丸信敏

年会費 三〇〇〇円

支部規約 本書巻末記載のとおり。

支部活動の概要 毎年七月又は八月に総会を開催。総会の際には中大OBの卓話を行っている。なお、本書二〇号（平成一五年五月発行）に「福岡支部の歩み」が掲載されている。

支部活動の特色 総会には修習生を招待している。

平成一九年一月三〇日付けで支部役員の連名で中央大学理事長宛に、同年二月三日付けで総長・学長宛及び学員会長宛に、大学の都心展開を求める建白書を提出している。建白書の内容は後記のとおり。

今後の活動目標等 福岡県以外の九州各県（沖縄県を含む）や山口県の中大法曹とも交流を深めることとし、総会開催地を順送りすることにして、平成一九年は、熊本市での開催を予定している。

記

建白書

中央大学理事長 鈴木 敏文 殿

平成一九年一月三〇日

福岡弁護士会

（卒業年次順）

弁護士	湯川 久子 (昭和二六法卒)	福岡 部会
弁護士	出雲 敏夫 (昭和三六法卒)	福岡 部会
弁護士	岩崎光太郎 (昭和三六法卒)	福岡 部会
弁護士	伊達健太郎 (昭和四六法卒)	福岡 部会
弁護士	市丸 信敏 (昭和五三法卒)	福岡 部会
弁護士	野田部哲也 (昭和五六法卒)	福岡 部会
弁護士	岡崎 信介 (昭和五七法卒)	福岡 部会
弁護士	吉原 洋 (平成一〇法卒)	福岡 部会
弁護士	木崎 博 (昭和四二法卒)	北九州部会
弁護士	島内 正人 (昭和四五法卒)	北九州部会
弁護士	堺 紀文 (昭和三八法卒)	筑後 部会
弁護士	塩澄 哲也 (平成 四法卒)	筑後 部会
弁護士	西村 尚志 (昭和六〇法卒)	飯塚 部会

中央大学当局が、母校発展のため日夜懸命に御尽力されていること、かねてより敬服いたしております。

私共は、中央大学法曹会福岡支部の有志ですが、中央大学が全学多摩に移転してより、司法試験

はじめ国家試験合格者の順位が下降し、中央大学の入学志願者も減少していることを知らされ、一同深く憂慮しております。まず一部の専門課程だけでも至急「都心へ回帰」お願い致したく、弁護士有志で話し合いペンをとりました。

多摩に移転した理由については、大学当局より種々聞き及んでいます。が、「法科の中央」とも「商科の中央」ともいわれ、栄光を誇った中央大学が、このままいけばすっかりローカル大学になってしまうと、心配でなりません。

私共は、中央大学の起死回生の策として、せめてかつて「法科の中央」といわれていた記憶が残っているうちに、先ず法学部を都心に回帰させることではなかうかと思っています。現に、第一回ロースクール卒業生に対する司法試験では、合格者数で中大がトップとなりました。都心の市ヶ谷に開設されたことが大きな要因と思われます。

いま私共は、中央大学が、明治一八年（一八八五）若き法律家一人によって、東京の神田錦町に「英吉利法律学校」として創立されたこと、明治三八年（一九〇五）に中央大学と改称され、本年で二二年になることを思い起こしております。名称の由来については詳らかではありませんが、「中央大学が『学術の中枢』になることを期し、同時に大学の所在地である神田が東京の中央にあたり、東京は日本の中央であるという含みがある」と推定した先輩たちに、建学の気概を感じます。その年経済学科が、四年後商業学科が新設され、大学は総合化に踏み出しています。

戦後の昭和二四年（一九四五）に理工学部が、その二年後に文学部が設立されますが、この昭和

二〇年代、三〇年代、中央大学は、「中央大学で学んだ者の中から、国立大学に対抗できるような学者を輩出しよう」。「国家試験の成果において他のすべての大学を凌駕しよう」という二大政策を決め、これを実行に移し成果を挙げていきます。

私共有志の多くは、司法試験で東大と一、二を争いまたは東大を凌駕した時期に、神田駿河台で、先輩の指導のもと合格した者たちです。

女子も昭和二年に男女共学になった後は、法学部の学生中女子はわずかパーセント位の人数の中から、昭和二五年以降毎年一名乃至数名の合格者を出して、他校を凌駕するようになります。

中央大学は「法科の中央」ともいわれるようになります、法律家をめざす若者たちは、こぞって「中央大学」を受験するようになりました。すると「法科の中央」は、一つのブランドとなって、国家試験に無関係な学科まで優秀な学生が受験するようになりました。

毎年一月二日と三日に行われる東京箱根大学駅伝でも、中央大学は、昭和二三年から三九年までの一六年間に一三回も優勝し、「大学駅伝の名門」といわれるようになります。そのころの学生たちは自信に満ちあふれ、「お茶の水駅」界わいを大手をふるって闊歩しておりました。

大学は次第に駿河台の敷地を狭く感じはじめ、昭和三〇年代になり、中央大学の進路を確定するため外国大学の視察団が派遣されるなど、模索をはじめます。

昭和四〇年代の後半、中央大学は激しい学園紛争の拠点となり、大学は荒廃、多摩キャンパスに移転せざるをえない事態に追い込まれ、大学は遂に「全学移転」を決断します。

ところが昭和五三年（一九七八）大学が多摩へ全学移転すると、国家試験の合格者数が落ち込み、中央大学は凋落の一途をたどりはじめます。このことは大学当局も予想外のことと、苦慮されていることと存じますが、九州の方には、大学の衰退をとめる手だてがなされている様子は見えてきません。しかし心ある人は、もはや「都心回帰」しかないと思っっているのではないでしょうか。

昨年理事長宛、「公開建白書」や「手紙」が各地から出され、貴重な意見が述べられています。私共もまったく同感です。都落ちした中央大学の浮上は、都心回帰しかないと思います。

私共が都心回帰を提言する理由は、およそ次の通りです。

一、都心だと、教授、先輩、ロースクールの学生らと交流が容易にでき、意欲をかきたてられ、刺激がうけられること。

二、都心だと、優れた教授、講師、売れっ子の教授を招聘しやすいこと。

三、都心だと、自宅通学も容易にでき、都会の大学というイメージが上がり大学志願者が増えること。

四、都心だと、就職活動や他学との交流も至便となること。

五、若者の多くは、いまでも都会に憧れ、群れを好み、賑やかなところが好きであり、都心だと催物も多くみられ、幅広い視野をもつ人間が育つと思われること。

六、法学部の三、四年生を都心に回帰させれば、大学志願者も増え、必然的に質の高い学年も集まり、中央大学のロースクールに入学する中央大学出身者比率も高まり、司法試験の合格者数も増

えると考えられること。

七、教養課程は多摩で、専門課程は都心で学ぶという大学の態勢ができれば、中央大学の未来は輝かしいものとなること。

資金面については、寄付だけに頼らず、学債を発行するなどして広く集め、大学も無駄を省くなど経営努力をしていくことで、今まで寄付しなかったOBたちも振り向いてくれるようになると思われます。

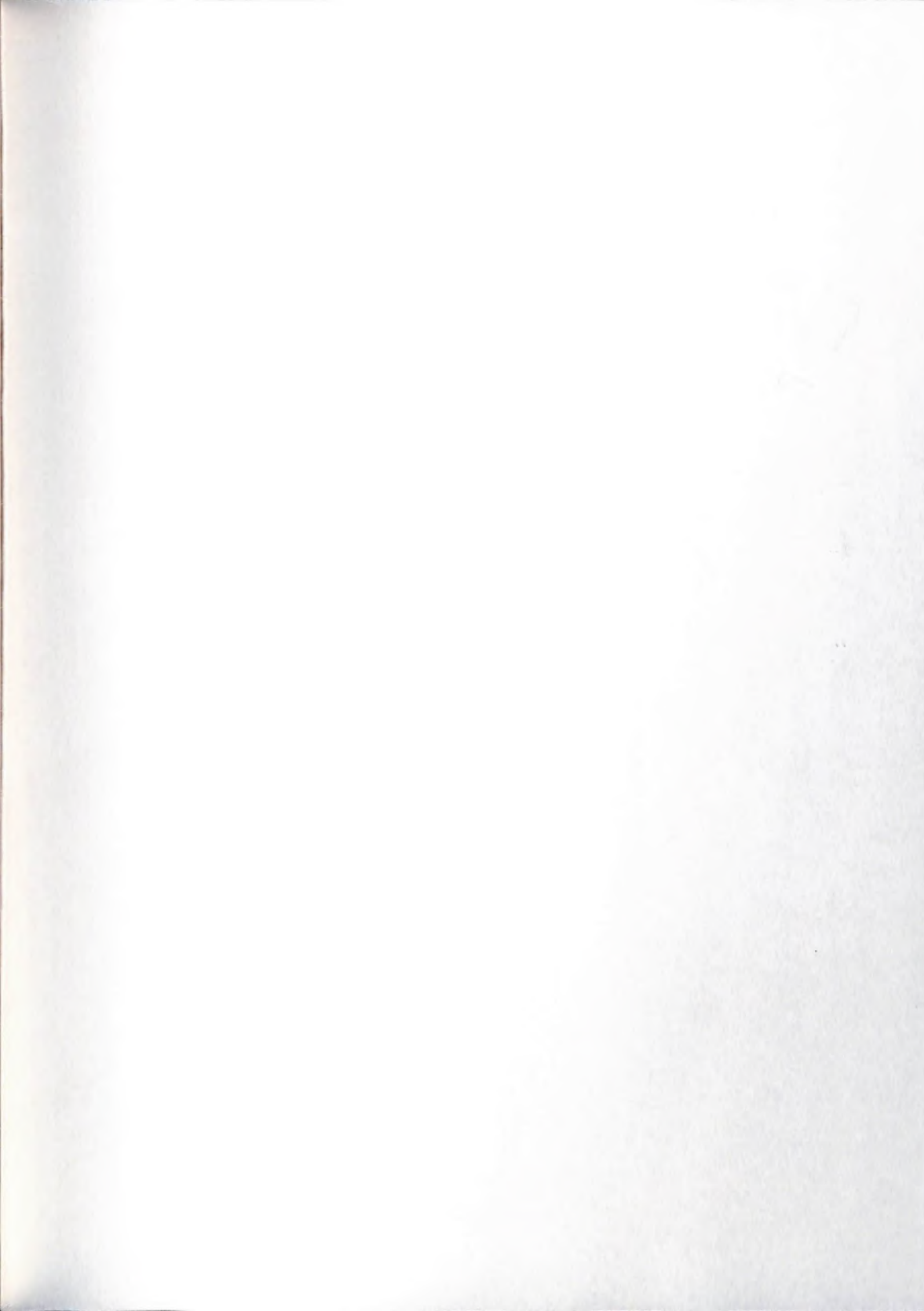
九州では、「法科の中央」を知らない人が多くなりました。私共が元気でいる間は、ブランドの火を灯していくつもりですが、「都心回帰」は急を要します。今一度、中央大学の原点にたちかえり、先ずもって法学部の三、四年生だけでも早急に都心に移していただきたく、ここに中大OBの弁護士有志、建白書を提出し、伏してお願ひ申しあげます。

以上

※この建白書は既に鈴木敏文理事長に提出されたとのことです。

以上

委員會報告



法職教育検討委員会活動報告

法職教育検討委員会委員長

奈良道博

法職教育検討委員会委員長代行

横溝高至

一 当委員会の活動の方針

当委員会は、中大法曹会が本学法科大学院と本学法学部の法曹養成教育に対する支援活動を行うことに
関し、検討し実行することを主眼としている。

平成一八年度に実施された初めての新司法試験において本学法科大学院は一三一名の合格者を輩出し、
他の大学の法科大学院を押さえ第一位になった。今後もこの位置を確保しつづけていたいただきたいと願う
次第である。司法制度改革の結果、法曹養成制度は、法科大学院を中心とし、理論教育と実務教育のバ
ランスを配慮しつつ、理論と実務の架橋を目指すものとなっている。こうした視点から見て、強靱な法
曹実務家の揃った中大法曹会は、本学法科大学院の発展のため寄与し続けることが求められている。

また、法科大学院は、社会人や未習者に対しても門戸を広げるといふ制度ではあるが、中心はやはり法学部卒業生が担っていくものと思われる。したがって、本学法学部における法曹養成教育はさらに充実したものになる必要がある。中大法曹会は、本学法学部の法曹養成教育のためにもいっそうの寄与・貢献をする必要がある。

以上のような観点から、当委員会は、本学法科大学院と本学法学部の法曹養成教育に対し支援すべく活動をしている。

二 本学法科大学院への支援

本学法科大学院への中大法曹会の支援としては、法科大学院の学生に対する実務基礎科目のエクスターンシップと実務家教員に対する支援があげられる。エクスターンシップは、法理論と法曹実務との架橋を実現するために研修担当弁護士において学生の実務体験に協力するものである。中大法曹会は、全国で多数の弁護士に研修担当弁護士としての協力を得て、エクスターンシップの実施に関し貢献をしている。なお、本学法科大学院においては、エクスターンシップの報告会も実施し、エクスターンシップの実施状況を確認しつつ、今後の実施のための改善点等について意見交換も行っているが、この報告会にも多くの研修担当弁護士に参加していただいている。

本学法科大学院では、中大法曹会会員の中で、多くの実務家教員が法科大学院教育に貢献してくださっている。中大法曹会は、法科大学院との懇談会を通じ、実務家教員との意見交換をする等し、実務家教員に対する支援を続けている。

三 本学法学部への講師派遣と法廷傍聴会

中大法曹会では、本学法学部が実施する「法曹演習」に多数の講師を派遣している。当委員会は、学生にとって受講してよかったという講師と演習内容を提供すべく、あらかじめ講師を依頼したい弁護士にアンケート調査をし、講師受諾の意思確認、法曹演習内容の予定等についてご回答いただいたうえ、派遣講師を推薦している。この「法曹演習」は学生に好評を博している。

本学法学部は、多数の学生に法曹への志しをもってもらうべく「法務インターンシップ」という制度を実施している。これは、法学部学生が、二週間程度、ほぼ毎日弁護士事務所に通い、弁護士事務所において弁護士実務に接し、弁護士から実務の概要を聞く等の機会をもつというものである。法務インターンシップに参加した学生は皆、紙面一杯に報告・感想を書いた報告書を提出している。中大法曹会は、当委員会の委員を中心に実習先事務所を推薦している。

当委員会は、例年七月と十一月の二回にわたって法学部生を対象とした法廷傍聴会を実施している。刑事法廷が中心であるが各回五〇人の学生が参加し、どの回も盛況である。法廷傍聴後、参加者と当委員会委員との懇談会を行うが、法廷での法曹三者の活動について鋭い感想を述べる学生も多い。このような学生が法曹の道を志し、初志貫徹をすることを願う次第である。今後とも、この法廷傍聴会は続けていく予定である。

大学問題委員会活動報告

大学問題委員会委員長

鈴木 康 洋

一 当委員会の目的

当委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会第三条第一号に定める事項（中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること）を審議し、回答することを目的とする委員会である（中央大学法曹会大学問題委員会規則第二条）。

二 平成一七、一八年度諮問事項

平成一七年度及び同一八年度の幹事長の諮問は、次の二つであった。

1 平成一七年一〇月一二日付け諮問事項

- (1) 総長制度について、現行規定では総長を必須機関としていますが、「……を置く。」（中央大学

基本規定第四条)の規定を「……を置くことができる。」に変更し、任意的機関とするのがよいかどうか、検討して下さい。

- (2) 理事長及び総長の選考方法について、現行規定では三分の二の特別決議(同基本規定第七条四号)によることとなっております。従来総長選考についてこの規定により選考することができなかった先例があり、また、現鈴木敏文理事長の選考についても上記同様の規定(同基本規定第一五条五号)のため混乱を極めたことはご承知のとおりであります。これらの先例を踏まえて、特別決議を維持するのかもしれないが過半数の決議によるのかご検討下さい。

2 平成一八年一月一七日付け諮問事項

- (1) 学長選考について、現行規定では第七条に「選挙人」の規定があります。それによると、教授と職員即ち

① 各教授会会員(特任教授を除く。)

② 職員のうち副参事以上の者、主事及び副主事で互選した者若干人の合計一五〇人をもって選挙人とされております。ここでは、学員(卒業生)は選挙人となっております。

- (2) そこで選挙人に評議員などの学員を参加させて、中央大学の革新を図るべきとの意見がありますが、これについての可否を検討して下さい。

- (3) 更に、前項②の「副参事以上の者、主事及び副主事で互選した者若干人合計一五〇人」の職員が選挙人になることの可否並びに可とする場合、職員の数は一五〇人でよろしいかどうか、また

適当と思われる数は何人であるかを検討して下さい。

三 委員会の開催条項

上記の諮問事項を審議するため、平成一七年一〇月二日、十一月八日、十二月六日、平成一八年一月一七日、二月一四日、三月一四日、四月一日、五月三日、六月二六日、七月三一日、九月二六日、十一月二〇日、十二月二日、平成一九年一月一六日、二月一五日、三月一三日、四月一六日の計一七回開催された。

四 答申

1 平成一七年一〇月二日付け諮問事項

平成一七年一〇月二日付け諮問事項に対しては、平成一八年一月一七日に開催された当委員会において、「基本規定改正案」の形で取りまとめた。これは、平成一九年一月二六日に開催された中央大学法曹会幹事会において、中央大学に提出することについての承認を得た。

基本規定改正案の概要は、次のとおりである。

- ① 総長について、現行は必置の期間となっているが、任意機関とする。
- ② 総長を置かなかった場合、総長の職務を行なう者を理事会で定める。
- ③ 理事長の選考については、理事選考委員会の出席委員の三分の二以上の多数で選任するものとする。

るが、三分の二の多数を得るものがいなかったときは、最も多くの得票を得たものと次に多くの投票を得たものによる決選投票を行い、その決選投票において多数を得たものを選考するという方法による。

2 平成一八年一月一七日付け諮問事項

平成一八年一月一七日付け諮問事項に対しては、平成一九年三月一三日に開催された当委員会での次のとおり意見を取りまとめた。

①学長の被選資格については、制限を設けない。

②学長の選挙人を以下に掲げるものとする。

- (1) 教授、准教授、専任講師、特任教授、客員教授、高等学校長
- (2) 本学の部長（相当）職以上の職員
- (3) 教職員でない理事及び教職員でない評議員

③権限について

- (1) 職員人事委員会の委員長には、教職員ではない常任理事を当て、理事長が委嘱する。
- (2) 職員人事委員会の委員には、常任理事のみならず、理事長が委嘱する教職員ではない理事3人を委員として加える。

(3) 情報研究教育センター所長、保健センター所長、国際交流センター所長、高等学校長、事務局長、総合企画室長、事務システム推進室長等重要人事については、職員人事委員会の審議を

経た上、理事会の承認を得て理事長が任命する。

- (4) 教員の選考・昇進のうち、教授及び准教授の任命については、教授会の審議に基づき、理事会の承認を経て理事長が任命する。

なお、上記取りまとめについて、平成一九年四月一二日に、南甲倶楽部、国会白門、学員体育会と意見交換を行なったところ、当会を含めた四団体で構成する検討委員会を設置し、検討のうえ、最終成案を得て、大学に意見具申することを合意したことを付記する。

以上

会則検討委員会活動報告

会則検討委員会委員長

元 木 徹

第一、当委員会の目的と構成

当委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規定、細則等に関する事項を審議し、答申することを目指すことを目的とし、本年度の当委員会の構成は次のとおりである。

委員長 元 木 徹（一 弁）

委員（東 弁） 稲 田 寛、河 東 宗 文、瀬 川 徹、森 徹

（二 弁） 木 戸 弘

（二 弁） 新 井 嘉 昭、辻 居 幸 一

（裁判所） 橋 本 和 夫

（検察庁） 青 沼 隆 之

担当副幹事長 林 勘市（一弁）

担当事務局 若 江 健 雄（一弁）

第二、当委員会宛平成一八年六月二九日付諮問書による左記諮問事項について、同年九月二二日に次のとおり答申した。

記

諮問事項

一、中央大学法曹会の活性化方策の一環として、若手会員の参加意識を高めるため、若手会員の年会費を減免することの可否。

二、減免を可とする場合は、その内容につき、中央大学法曹会会費規則の改正案を作成されたい。

答申の趣旨

一、当会の会費規則第二条を改正し、次のとおり若手会員への会費優遇処置を講ずるべきである。

（一）当会の正会員となった後一年以下の者については年会費を免除する。

（二）当会の正会員となった後一年を超え一〇年未満の役員である者については年会費を五〇〇〇円とする。

二、前記一の若手会員への会費優遇処置を講じる場合、その整合性を保つために会則第一四条二項を

改正し、会費を納入しなければならない会員を会則第四条一号に定める正会員とするべきである。

第三、当委員会宛平成一八年一〇月三十一日付諮問書による左記諮問事項について、同年一月一〇日に次のとおり答申した。

記

諮問事項

一、中央大学法曹会の基盤拡充を実践する実務委員会として、進路指導対策委員会を設置するので、進路指導対策委員会規則を作成されたい。

答申の趣旨

当委員会が、諮問書の諮問理由に則して作成した進路指導対策委員会規則は別紙（省略）のとおりである。

なお、第四条二項の委員会の構成のうち、各ブロックの人員構成は、執行部において検討されたい。

第四、中大法曹会執行部は当委員会の前記の答申を受けて、同年一月二二日開催の幹事会において、若手会員の年会費減免のため会費規則の改正及び進路指導対策委員会規則を制定した。

広報委員会活動報告

広報委員会委員長

根 岸 清 一

一 本委員会の二年間の活動は、平成一七年度が「中大法曹ニュース第六号」の発行、平成一八年度が『中大法曹第二二号』の発刊を目標に進められました。

二 平成十七年度の活動は、「中大法曹ニュース第六号」の発行のために、まず編集方針として次の三点を定めました。

- ① 従来どおりタブロイド版、四ページ建てとする。
- ② 見やすく、楽しい読み物とする。
- ③ 若手会員や女性会員の参加を促すものを掲載する。

①については、「中大法曹ニュース」は、二年に一回発刊される『中大法曹』の中間年に、会員に対する情報提供手段として発行されるものであり、近時のトピックスを中心に編集されるものから、

大部のものは相応しくないため、従来どおりの分量とすることにしました。

②については、①に対応して気楽に読めるものにした方が、実際に読んでいただけるものと考えました。そのため、一ページあたりの字数を三割程度減らし、写真やカットも増やしました。

③については、大高執行部が、若手会員と女性会員の積極的参加を促し、中大法曹会の活性化を図るという方針を打ち出していますので、それに沿ったものとするにしました。

現実の紙面構成は、第一ページが、鈴木敏文理事長、永井和之学長・総長のご挨拶を掲載し、第二ページに、大村雅彦法科大学院長の新司法試験の展望を踏まえた、「法科の中央」復活に向けた力強いご挨拶と、大高満範中大法曹会幹事長の挨拶を掲載しました。

第三ページは、「中大法曹会と若手会員の参加」をテーマに座談会を開催し、その結果を加戸茂樹事務局次長がまとめた記事としました。

最後に第四ページは、白井典子会員による、ご自身の経験も踏まえて、(若手)女性会員に対し、中大法曹会に参加するメリットやアドバイスを執筆していただきました。

そして、平成一八年五月十一日の定時総会に合わせて発行いたしました。

三 平成一八年度は、『中大法曹第二二号』の発刊が、唯一最大の目標になりました。

編集方針は次の四点としました。

- ① 従来の体裁は維持し、各責任者の挨拶、活動報告、資料等については、きっちり掲載する。
- ② 第一回新司法試験の結果発表を受けて、新司法試験について特集を組み、会員に広く新司法試験

について知って頂くこと。

③ 大量増員時代を迎え、如何に若手会員を中大法曹会に迎え入れるか、若手会員はどう考えているのか、執筆してもらう。

④ 支部の活動が日本全国に広まって来たことから、全国の支部の活動報告と、誌上支部長座談会を記事として掲載する。

以上につき、委員で担当を分担し、執筆のお願い、督促、出稿、校正を行いました。

右のうち、②の新司法試験特集については、中央大学法科大学院が合格者第一位の成績をおさめたことから、合格体験記に多くの原稿を寄せられました。更に現行試験六一期についても、体育会バレーボール部の主将から転進してみごと合格した岡部鉦平君の合格体験記も掲載することができました。

③については、幅広い分野の若手会員に忌憚ない意見を寄せて頂くことができました。

④の支部特集については、各支部の報告を基に記事を組みましたが、全支部から意見、記事を満遍なく集めることができず、結果として誌上支部長座談会が掲載できなかったことは心残りです。

こういう刊行物の編集の例に漏れず、最後に急にバタバタすることになり、冷や汗をかくことになりましたが、皆様のご協力を得て、こうして無事発刊することができました。

三 二年間にわたる当委員会の活動に当たって、大高執行部からの数々の援助を頂戴し、定期的に開催した委員会に当たっては、委員各自の協力もあり、「中大法曹ニュース第六号」の発行と、『中大法曹二二号』の発刊が無事できましたことを感謝申し上げます。

以上

機構改革実行特別委員会活動報告書

機構改革実行特別委員会委員長

三 羽 正 人

はじめに

司法制度を、国民の視点からより利用しやすく力強い大きなものとする司法制度改革の立法を経て、これらを定着させ、改善する取組みを担う中大法曹会が、支部組織の強化及び後進の指導に積極的に取り組むための活動の報告を致します。

一 当委員会の活動目的

- ① 本会支部及び支部分会の設立の実行及び推進（規則第二条）
- ② 若手会員の参加増強についての諮問案件（答申済）のフォロー。

二 現在までの活動状況―委員会開催状況

第一回	平成一八年	五月一八日中止
第二回	同年	六月二〇日
第三回	同年	七月一日 広報委員会との合同委員会兼暑氣払い
第四回	同年	九月一三日
第五回	同年	一〇月一七日
第六回	同年	十一月一五日
第七回	同年	十二月四日
第八回	平成一九年	一月一五日
第九回	同年	二月二一日
第一〇回	同年	三月一九日 一二五周年募金実行委員会に引続き開催
第一一回	同年	四月一八日

三 活動目的①について

ア 高裁所在地のうち、東北ブロック以外は支部設立済。

東北（仙台）については、幹事長・委員長等から働きかけ中。

イ 支部会員からの会費徴収方法、本部・支部の会費の割り振り等について、

各支部長宛にアンケート調査を平成一八年一二月末に実施し、得られた支部の回答を検討中である。

四 活動目的②について

進路指導対策委員会の設立準備

ア 幹事長の諮問に対し、中央大学（学部及び法科大学院）出身の司法修習生の進路指導対策委員会構想を具体化し、幹事会の議を経て委員会設立準備

イ 主な活動目的は、修習生の勤務弁護士への就職支援と相談、研修、親睦。構成は四五期を中心とした実働部隊とする。南甲クラブ等との交流も図る。

ウ 下記員数で委員を人選中である。

東弁三〇名、一弁一六名、二弁一六名、裁判官六名、検察官六名。

地方支部ブロック二〇名、幹事長指名枠六名、合計一〇〇名以内とする。

東京三会の割当て分は当委員会委員により、地方支部については、支部長宛て候補者を推薦依頼し回答を得つつある。

以上

募金実行委員会活動報告書

中央大学法曹会募金実行委員会

飯塚孝

募金実行委員会は、平成一八年六月一九日に、大高満範幹事長及び坂巻國男事務局長並びに募金実行委員会新事務局長三羽正人先生同席のもとで、前募金実行委員会委員長安原正之先生及び同前事務局長石渡光一先生から事務引継ぎを受け、創立一二五周年募金の法曹会関係について報告を受けました。

その結果、法曹会としての募金応募状況はあまり芳しくなく、その一因に募金要請の主体が一元的でないことや募金の使途が明確になされていないことなどが挙げられました。そこで、募金実行委員会としては、名簿の整理と募金の呼びかけ人を各会の多数の有力者をお願いして法曹会として特色ある募金方法を考えるべきであるとの方針で合意し、取りあえず東京三会における役員経験者に副委員長のお願いをすることになりました。

募金実行委員会は、平成一八年一一月七日、一二月八日、本年一月二二日、二月一九日、三月一九日

に開催され、本日現在、副委員長に中島義勝先生、今井勝先生、山岸憲司先生（以上東弁）、林勘市先生（一弁）、根岸清一先生（二弁）、事務局長三羽正人先生、事務局助川弘之先生（東弁）にそれぞれお願いすることになりました。

募金実行委員会としては、当面、法科大学院学生に対する奨学金の募金を幅広くお願いすることを検討することとなり、大高満範幹事長及び坂巻國男事務局長において、法科大学院首脳部と連絡をとっていただき、具体的な募金要綱を作成する予定となっています。そして、当面は、五月上旬までに呼びかけ賛同者応募案内を発送し、六月中には奨学金募金のお願いとともにより二五周年募金のお願いを併せて発送することを予定しています。

人事委員会活動報告

中央大学法曹会人事委員会事務局長

坂 卷 國 男

人事委員会は、学校法人中央大学、中央大学学会などの役員人事等の推薦案件につき審議する委員会であり、委員長には、前年度の中央大学法曹会幹事長が就任するのが慣例であり、当年度は、中津靖夫先生が委員長に就任され、前年度からの継続案件であった学校法人中央大学理事長選考が年度当初の重要人事であり、それに伴う学校法人中央大学常任理事案件があった。その他、学校法人中央大学および中央大学学会などの役員人事につき推薦したが、人事委員長中津靖夫先生が平成一九年三月二日ご逝去され、残任期間には幹事長大高満範先生が委員長代行に就任された。

このような状況のため、当職が人事委員会活動について、報告します。

平成一七、一八年度の主な人事関係は、次の通りである。

一、平成一七年七月一五日推薦

ホームカミンググディ実行委員

大 高 満 範

福 家 辰 夫

坂 卷 國 男

瀬 川 徹

林 勘 市

原 誠

二、平成一七年八月二〇日推薦

学校法人中央大学商議員候補者推薦委員

大 高 満 範

坂 卷 國 男

山 本 隆 幸

中 津 靖 夫

原 誠

三、平成一七年九月七日推薦

学校法人中央大学商議員

井上勝義

水津正臣

荒井清壽

菅重夫

木戸弘

門屋征郎

栃木敏明

伊達俊二

四、平成一七年九月三〇日推薦

中央大学総長選考委員

大高満範

石渡光一

坂巻國男

山本隆幸

奈良道博

中津靖夫

原誠

五、平成一八年三月三〇日推薦

中央大学多摩学生研究棟運営委員

大高満範

法科大学院進学対策特別委員

山本卓也

藤原力

法務研修特別委員

坂巻國男

小林喜浩

六、平成一八年七月一九日推薦

ホームカミングディ参与

大高満範

坂 卷 國 男

七、平成一九年四月二日推薦

学校法人中央大学評議員会正・副議長候補者推薦委員

大 高 満 範

八、平成一九年四月九日推薦

評議員候補者推薦委員

大 高 満 範

稲 田 寛

大 谷 隼 夫

横 溝 高 至

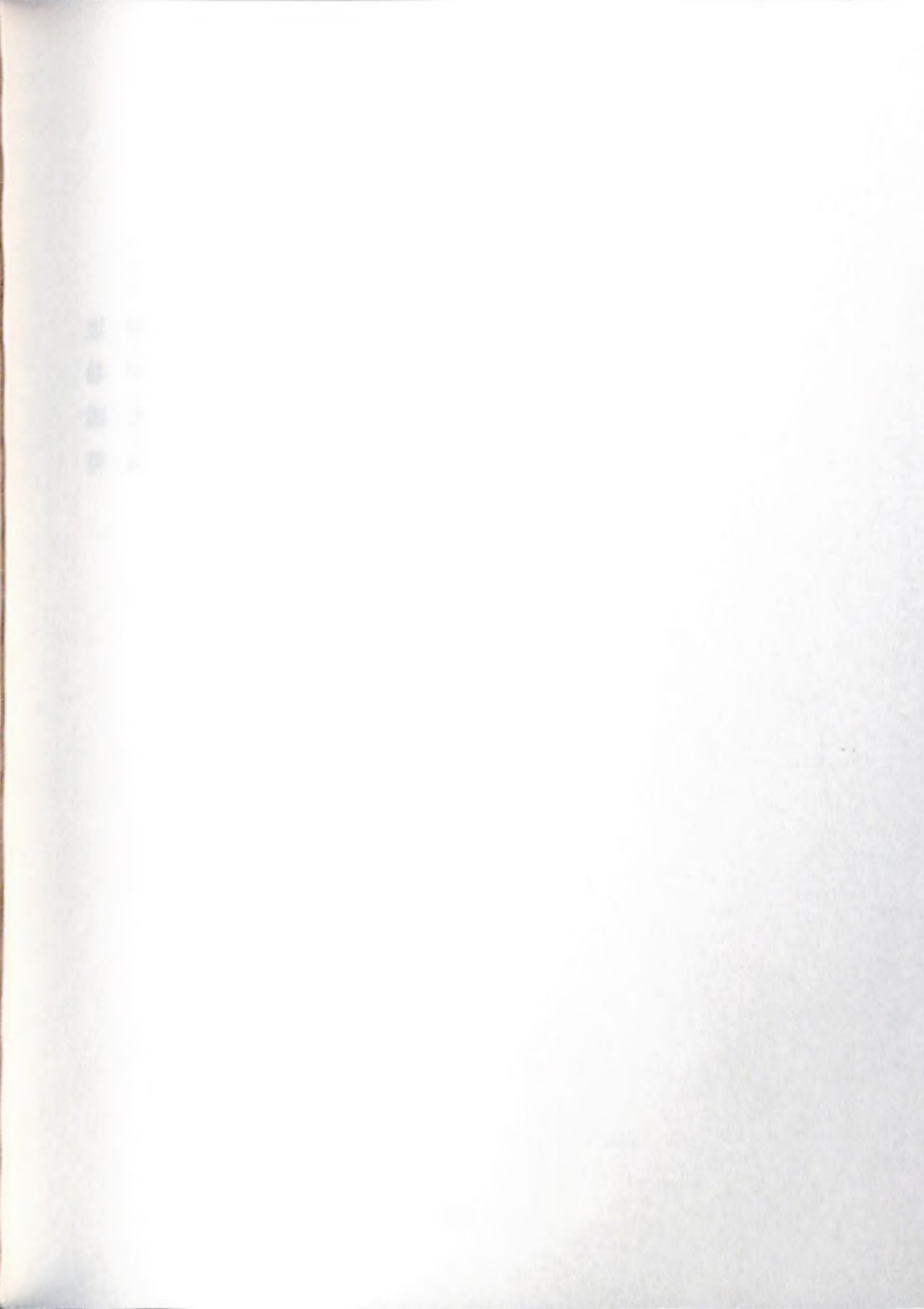
村 山 芳 朗

九、平成一九年四月九日推薦

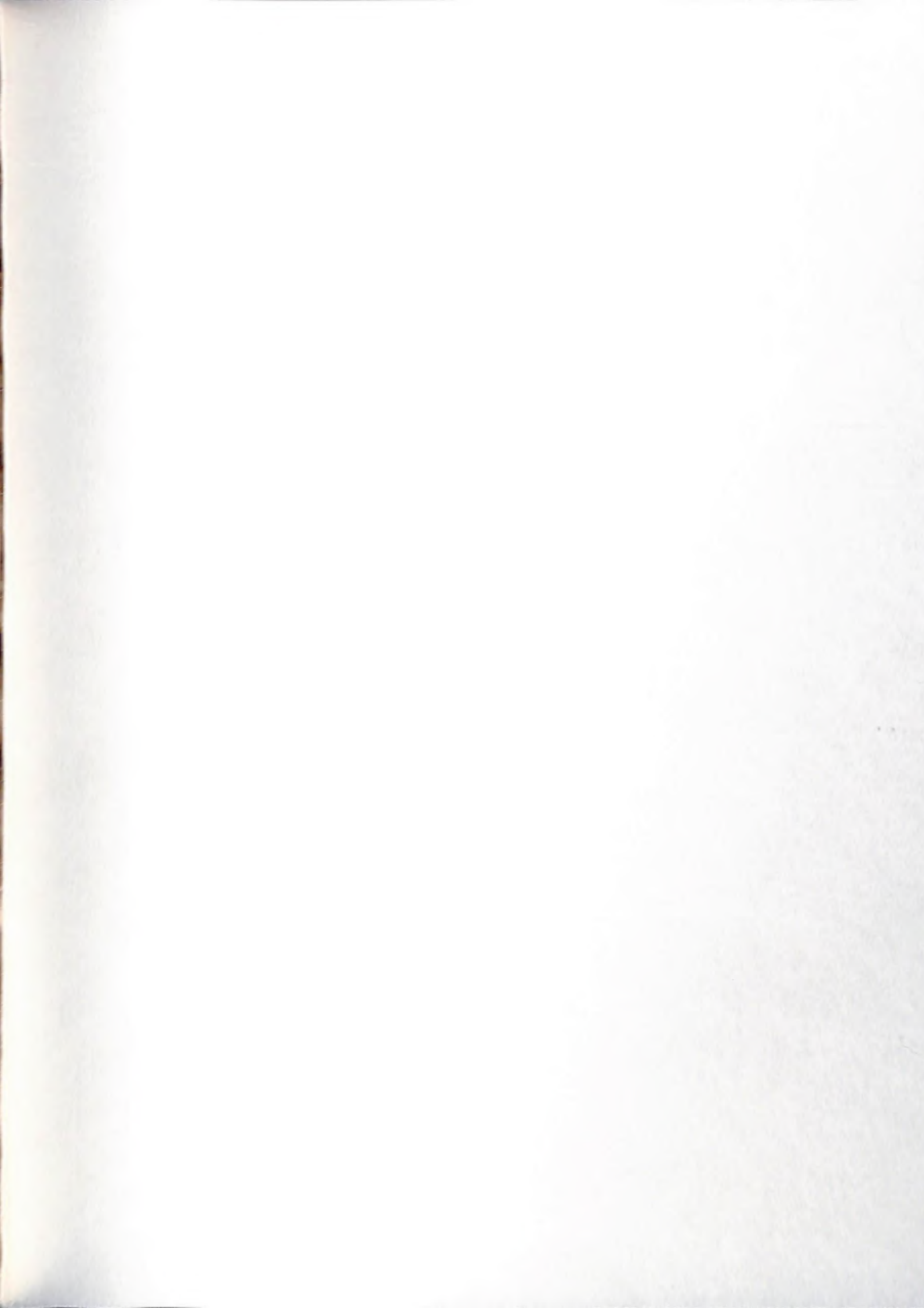
学校法人中央大学評議員

金 澤 恭 男

門 千 今 荻 丹 飯 安 御 坂
屋 葉 中 原 羽 沼 藤 園 卷
征 昭 美 静 健 良 賢 國
郎 雄 耶子 夫 介 允 一 治 男



会 務 報 告



平成一七・一八年度会務報告

中央大学法曹会事務局長

坂 卷 國 男

平成一七、平成一八年度の年度当初は、学校法人中央大学理事長選に追われ、中央大学法曹会としても、これに全力を傾注した。かかる中、ホームカミングデイの無料法律相談の実施、二回に亘る司法試験合格者祝賀会の開催、進路指導対策委員会の創設、中央大学学生会四団体との懇談会の開催等々、新たな活動を立ち上げた。又、平成一九年三月二日には、中央大学法曹会推薦の学校法人中央大学常任理事中津靖夫先生のご逝去という悲しい出来事にも遭遇した。

正に、この二年間は激務の連続であったが、反面、楽しく過ごさせてもらった。そして、その間、事務局長として大過なく過ごせたのも、大高幹事長の包容力、福家・林・原副幹事長の忍耐力、水庫・阿部・若江・加戸事務局次長のご協力があればこそと、ここに深く感謝し、お礼を申し上げます。

ところで、平成一七、平成一八年度の会務執行状況については、別稿で報告した通りですが、ここで

は、その中で、特に、印象深い出来事のいくつかにつき、ご報告します。

一、学校法人中央大学の理事長選について

学校法人中央大学の理事長選出は、学校法人中央大学基本規定によれば、理事の互選によるとされているが、実際には、理事選の時、理事長含みで理事を選出し、その理事が理事選出後、理事長となっており、今回は、理事長含みの理事として法曹会から松家里明先生、南甲倶楽部から鈴木敏文先生の名前があり、理事選考委員会で三分の二以上の得票を得た者が選出されるが、情勢からみて、投票を行えば、いづれの候補も三分の二以上の得票は難しい状況であり、膠着状態で推移したが、諸般の情勢を考慮し、松家里明先生が英断され、ようやく鈴木敏文先生に決定した。

二、学校法人中央大学基本規定の改訂について

今次の理事長選の現状を踏まえ、三分の二条項の見直しが検討され、第三次学校法人中央大学基本規定検討委員会で審議のうえ、同基本規定が改定され、原則は、三分の二以上の得票により決せられるが、それでも決せられない場合は、過半数により決せられると改訂された。この審議にあたっては、中央大学法曹会からの意見書に沿った改訂がなされた。

三、ホームカミングデイの無料法律相談の実施について

中央大学では、毎年一〇月にホームカミングデイを開催し、全卒業生を対象にイベントを開催しているが、平成一七年一〇月二三日に開催された第一六回ホームカミングデイに初めての無料法律相談を実施し、平成一八年一〇月二二日の第一七回ホームカミングデイでも無料法律相談を実施し、好評を得た。

法科の中大と言われ、実務家法曹約四二〇〇人を擁する中央大学法曹会としては、今後も、かかる活動を積極的に行っていくべきであろう。

四、年二回の合格者祝賀会の開催について

従前から、中央大学法曹会としては、司法試験合格者の合格および前途を祝して、合格者祝賀会を開催してきたが、平成一八年度は新司法試験が初めて実施されたため、新・旧の司法試験合格者が、それぞれ異なる時期に発表されたため、それぞれの合格者祝賀会を開催した。

五、進路指導対策委員会の立ち上げについて

司法試験の合格者枠が増大したことに伴い、司法研修所を修了し、新しく法曹となる者のうち、裁判官、検察官の採用枠にさほどの増加がみられず、結局、弁護士登録数が圧倒的に増加し、いわゆる二〇〇七年問題として、的確な対応を求められている現状を踏まえ、中央大学法科大学院修了者に、よもや就職浪人が出ることがないよう、中央大学法曹会としても、約四二〇〇人という中大法曹の全国ネットワークを有機的に活用し、研修所修了者の進路指導するための新委員会を立ち上げた。

六、南甲倶楽部などの懇談会開催について

学員会支部は、現在、職域支部、地域支部、学年支部など全部で二一三支部があるが、それぞれの支部で独自性があるが、支部の中で中心的役割を果たしている支部間で意見交換し、認識を共通化し、的確に活動するためには意見交換をする必要があるとの認識のもと、南甲倶楽部、国会白門会、白門体育会に呼びかけ、四支部の懇談会を平成一八年三月一八日に第一回の会合を開催し、以後、定期的に開催す

ることに決定され、第二回が平成一九年四月一二日に開催された。

七、若手会員との意見交換会開催について

会の活性化のためには若手会員に意識を持ってもらい、会に求心力を持たせねばとの考えから、若手会員に呼びかけ、平成一八年三月一日、中央大学法曹会を広報し、若手会員が求める会はどうあるべきかなどにつき、意見交換会を開催した。

八、会費徴収規定の改訂について

若手会員が中央大学法曹会に参加する意思があるのに、会費が障害となり、参加しにくくなっているかという観点から、会費規程を改訂し、新入会員は一年間に限り、会費を免除し、役員の年会費については、通常、年間一〇、〇〇〇円であるが、登録一〇年未満の役員の年会費は、その半分とする規程の改訂をした。

九、学校法人中央大学理事・監事との懇談会開催について

中央大学法曹会は、学校法人中央大学を支援すること等が目的であり、かかる目的を充分に果たすためには、学校法人中央大学の現状、問題点などにつき的確な認識を持つ必要があるため、学校法人中央大学の経営を担っている理事・監事と懇談会を持つ必要があると考え、理事・監事との懇談会を開催した。

一〇、中央大学法科大学院生との懇談会開催について

中央大学法科大学院生は、中央大学はじめ他大学卒業生が在院しているが、中央大学法科大学院修了

者は全て中央大学学員となる者であり、又、これらの者が後輩を面倒みていくという中大の伝統の家族的情味を受け継いでもらうためには、中央大学法曹会の会員と院生との懇親を通じ、中央大学法曹会に意識を持ってもらう必要があると考え、従前に従い、中央大学法科大学院生との懇談会を開催した。

一、その他の活動について

その他、年一回の総会、毎月一回の執行部会を、又、年四回の常任幹事会・幹事会を、又、時宜に応じ、叙勲受章者祝賀会、栄進者祝賀会、新入会員歓迎会の開催、法廷傍聴の開催、中央大学優秀学生への法曹会賞の授与、中央大学法科大学院入学式、修了式への参列、他の学員会支部総会などへの参列、等々、大学、学員会関係の諸行事に参加した。

中央大学法曹会平成一七・一八年度開催行事報告書

自 平成一七年五月一七日
至 平成一九年五月三〇日

中央大学法曹会事務局

年月日	行事
17・5・17	新旧執行部引継会
5・18	第1回拡大人事委員会
5・31	第1回執行部会
6・6	第2回拡大人事委員会
6・13	第2回拡大執行部会
6・30	各種合同委員会
7・12	第3回拡大人事委員会
7・14	17年度第1回常任幹事会・幹事会・叙勲受章者祝賀会
7・14	第3回執行部会

11・8	第2回大学問題委員会
11・2	法職教育検討委員会（②法廷傍聴会）
10・28	第3回法職教育検討委員会
10・19	第3回機構改革実行委員会
10・12	第5回執行部会
10・11	第1回大学問題委員会
9・30	第4回拡大人事委員会
9・21	第2回機構改革実行委員会
9・15	第2回法職教育検討委員会
9・14	第4回執行部会
9・13	第1回広報委員会
7・29	法職教育検討委員会（①法廷傍聴会）
7・28	比較法研究所と懇談会
7・22	第1回機構改革実行委員会
7・20	第1回法職教育検討委員会

2 ・ 14	2 ・ 8	1 ・ 26	1 ・ 26	1 ・ 24	1 ・ 18	18 ・ 1 ・ 17	12 ・ 21	12 ・ 13	12 ・ 6	11 ・ 25	11 ・ 24	11 ・ 24	11 ・ 16	11 ・ 16
第5回大学問題委員会	法科大学院生との懇親会	第8回執行部会	17年度第3回常任幹事会・幹事会・叙勲受章者・司法試験合格者祝賀会	第2回広報委員会	第6回機構改革実行委員会	第4回大学問題委員会	第5回機構改革実行委員会	第7回執行部会(兼忘年会)	第3回大学問題委員会	第4回法職教育検討委員会	第6回執行部会	17年度第2回常任幹事会・幹事会・新入会員歓迎会	第5回拡大人事委員会	第4回機構改革実行委員会

2・15	第7回機構改革実行委員会
2・20	第3回広報委員会
2・23	第9回執行部会
2・23	理事・監事等との懇談会
3・1	(機構改革) 若手会員との懇談会(第1回)
3・14	第6回大学問題委員会
3・15	第8回機構改革実行委員会
3・18	南甲倶楽部・国会白門会・体育会との懇談会
3・24	第10回執行部会
4・10	第4回広報委員会
4・10	第11回執行部会
4・11	第7回大学問題委員会
4・25	第9回機構改革実行委員会
5・11	17年度第4回常任幹事会・幹事会
	18年度定時総会・栄進者祝賀会

9 ・ 13	第15回執行部会
8 ・ 23	第6回広報委員会
7 ・ 31	第10回大学問題委員会
7 ・ 21	法職教育検討委員会（①法廷傍聴会）
7 ・ 14	第5回法職教育検討委員会
7 ・ 13	第14回執行部会
7 ・ 13	18年度第1回常任幹事会・幹事会・叙勲受章者祝賀会
7 ・ 11	第5回広報委員会
7 ・ 11	第11回機構改革実行委員会
6 ・ 26	第9回大学問題委員会
6 ・ 20	第10回機構改革実行委員会
6 ・ 19	第1回募金実行委員会（新・旧委員長、事務局長引継会）
6 ・ 14	第13回執行部会
5 ・ 23	第8回大学問題委員会
5 ・ 11	第12回執行部会

12 ・ 4	第15回機構改革実行委員会
11 ・ 27	第9回広報委員会
11 ・ 22	第17回執行部会
11 ・ 22	18年度第2回常任幹事会・幹事会・新入会員・司法試験合格者祝賀会
11 ・ 20	第12回大学問題委員会
11 ・ 15	第14回機構改革実行委員会
11 ・ 7	第2回募金実行委員会
11 ・ 2	法職教育検討委員会（②法廷傍聴会）
10 ・ 25	第8回広報委員会
10 ・ 17	第13回機構改革実行委員会
10 ・ 11	第16回執行部会
9 ・ 27	第7回広報委員会
9 ・ 26	第11回大学問題委員会
9 ・ 15	第12回機構改革実行委員会
9 ・ 14	第6回法職教育検討委員会

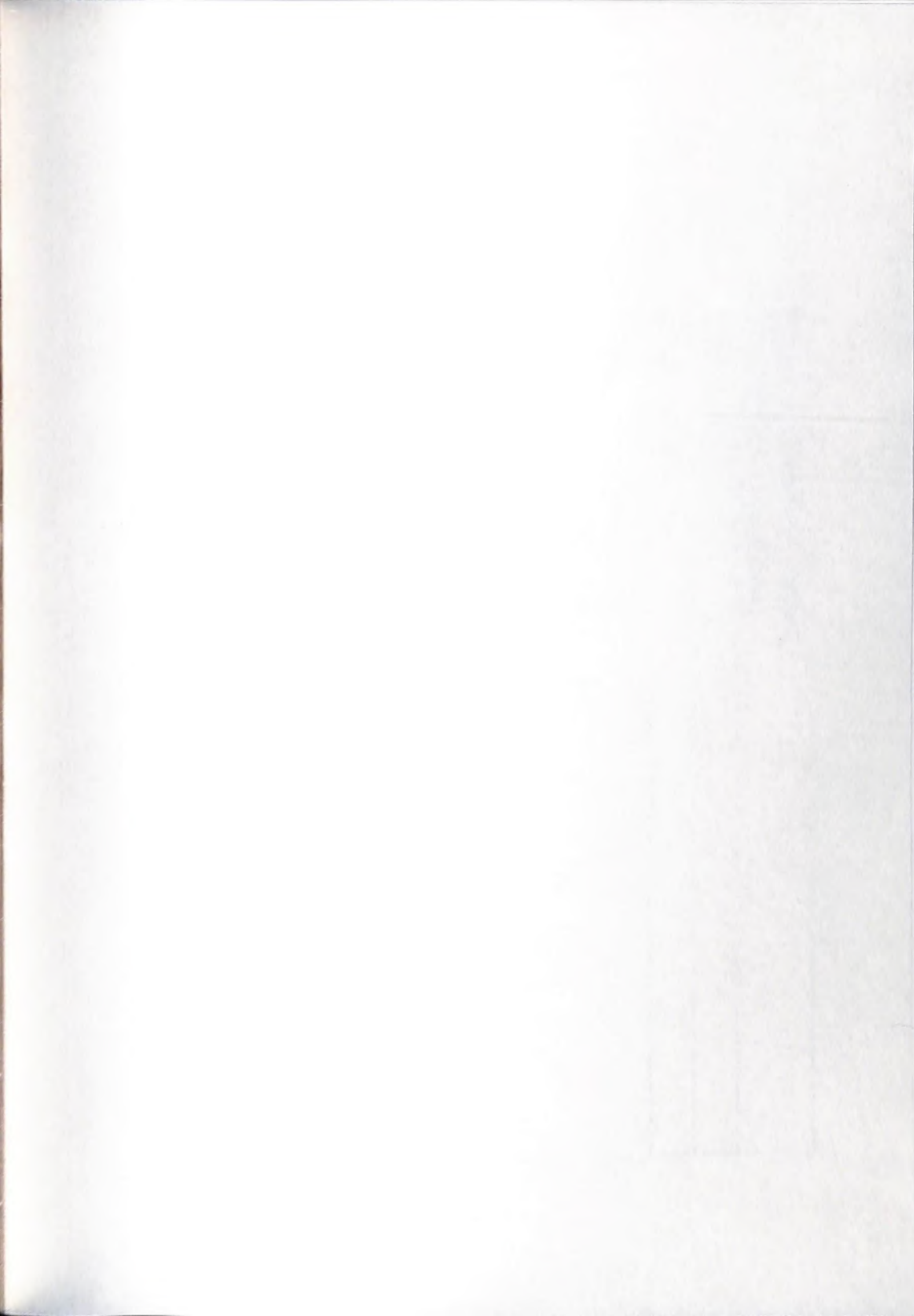
2 ・ 21	2 ・ 20	2 ・ 19	2 ・ 15	2 ・ 14	2 ・ 5	1 ・ 29	1 ・ 25	1 ・ 25	1 ・ 22	1 ・ 16	19 ・ 1 ・ 15	12 ・ 13	12 ・ 12	12 ・ 8
第17回機構改革実行委員会	南甲倶楽部との懇談会	第5回募金実行委員会	第15回大学問題委員会	第20回執行部会	法科大学院生との懇親会	第4回募金実行委員会	第19回執行部会	18年度第3回常任幹事会・幹事会・叙勲受章者・司法試験合格者祝賀会	第10回広報委員会	第14回大学問題委員会	第16回機構改革実行委員会	第18回執行部会	第13回大学問題委員会	第3回募金実行委員会

4 ・ 23	第7回募金実行委員会
4 ・ 18	第19回機構改革実行委員会
4 ・ 16	第17回大学問題委員会
4 ・ 12	南甲倶楽部・国会白門会・体育会との懇談会
4 ・ 11	第22回執行部会
3 ・ 22	第12回広報委員会
3 ・ 19	第6回募金実行委員会
3 ・ 19	第18回機構改革実行委員会
3 ・ 14	第6回人事委員会
3 ・ 14	第21回執行部会
3 ・ 13	第16回大学問題委員会
2 ・ 28	理事・監事等との懇談会
2 ・ 22	第11回広報委員会
2 ・ 21	第1回進路指導対策委員会

5 ・ 30	5 ・ 10	5 ・ 10
新旧執行部引継会	第23回執行部会	18年度第4回常任幹事会・幹事会 19年度定時総会・栄進者祝賀会

資

料



学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）	
第二章 総長（第四条—第十条）	
第三章 役員及び顧問（第十一条—第二十四条）	
第四章 理事会（第二十五条—第二十七条）	
第五章 評議員会（第二十八条—第三十九条）	
第六章 商議員会（第四十条）	
第七章 資産及び会計（第四十一条—第四十七条）	
第八章 収益事業（第四十八条・第四十九条）	
第九章 基本規定（寄附行為）の変更（第五十条）	
第十章 合併及び解散（第五十一条・第五十二条）	
第十一章 公告（第五十三条）	
附則	

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

（目的）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 学校

ア 中央大学

大学院 法学研究科・経済学研究科・

商学研究科・理工学研究科・

文学研究科・総合政策研究科・

国際会計研究科（専門職大学）

院)・法務研究科(専門職大学院)・法科大学院)・公共政策研究科

策研究科

法学部 法律学科・国際企業関係法学科・政治学科

科・政治学科

法学部二部 法律学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部 経済学科・経済情報システム学科・国際経済学科・公共・環境経済学科

学科・国際経済学科・公共・環境経済学科

環境経済学科

経済学部二部 経済学科・産業経済学科・国際経済学科

国際経済学科

商学部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科

貿易学科・金融学科

商学部二部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科

貿易学科

理工学部 数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気電子情報通信工学科・応用化学

科・精密機械工学科・電気電子情報通信工学科・応用化学

子情報通信工学科・応用化学

科・経営システム工学科・情報

工学科

理工学部二部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科

密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科

学科・応用化学科・経営システム工学科

テム工学科

文学部 文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科・人文社会学科

会学科・教育学科・人文社会学科

学科

文学部二部 文学科

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化

学科

イ 中央大学高等学校 定時制課程 普通科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

エ 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

- 2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

- 第四条 この法人に総長を置く。

- 2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

- 3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

- 第五条 総長は、総長選考委員会(以下この章において「選考委員会」という。)の選考した候補者について、理事会が選任する。

(選考委員会の構成)

- 第六条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 学長・研究所長及び高等学校長

- 二 学部長及び各学部教授会で互選した者各二人

- 三 大学院研究科長及び各大学院研究科教授会で互選した者各二人

- 四 理事会で互選した者五人

- 五 評議員会で互選した者若干人

- 六 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者二人

- 2 前項第五号に定める委員の員数は、第四号の員数と合算して第一号、第二号、第三号及び第六号の員数の合計と同数とする。

(選考委員会の議事)

- 第七条 選考委員会は、理事長が招集する。

- 2 選考委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

- 3 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

- 4 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第八条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第九条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第十条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十一条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。

一 理事 二十人以上二十四人以内

二 監事 二人又は三人

3 第十二条第一項第一号の理事において、総長と学長とが兼ねる場合には、前項第一号の規定にかかわ

らず、理事の定数は、十九人以上二十三人以内とする。

(理事の選任)

第十二条 次に掲げる者を、この法人の理事とする。

一 総長、学長、学部長及び事務局長

二 大学院研究科長で互選した者一人

三 評議員その他の者十人以上十四人以内

2 前項第三号の理事は、理事選考委員会（以下この章において「選考委員会」という。）の選考した候補者について、評議員会が選任する。

3 前項の規定は、第一項第三号の理事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

4 学長、学部長、大学院研究科長及び事務局長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

5 第一項第二号の理事の互選について必要な事項は、別に定める。

6 第一項第三号の理事には、その選任の際、この法人の役員又は教職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(選考委員会の構成)

第十三条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 総長

二 学長

三 各学部長及び各大学院研究科長

四 大学院研究科委員長で互選した者二人

五 研究所長（大学附置研究所の所長を含む。）で

互選した者一人

六 高等学校長で互選した者一人

七 評議員会議長・副議長

八 中央大学学員会会長

九 評議員会で互選した者十四人（この法人の専任

教職員を除く。）

十 事務局長

(理事候補者の推薦等)

第十四条 第十二条第一項第三号の理事候補者の推薦

については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第十五条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

6 前項の場合において、理事候補者の選考の際に、出席委員の三分の二以上の多数により決定することができないときは、委員総数の過半数により決定すること。ただし、委員総数の過半数により決定することができないときは、相対多数により決定することができる。

(理事長)

第十六条 理事長は、第十二条第一項第三号の理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。ただし、総長と学長とが兼ねる場合は、この限りでない。

- 3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(常任理事の選任)

- 第十七条 理事会は、第十二条第一項第三号の理事のうちから常任理事若干人を選任する。

(監事の選任)

- 第十八条 監事は、理事会が選出した候補者について、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、評議員又は教職員と兼ねることができない。

- 3 第一項の規定は、監事の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

- 4 理事会は、監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

- 第十九条 役員(第十二条第一項第一号及び第二号の理事を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役

員の残任期間とする。

- 2 役員(第十二条第一項第一号及び第二号の理事を除く。)は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

- 3 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会における理事総数の四分の三以上の議決及び評議員 会における出席評議員の三分の二以上の議決をもって、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの基本規定(寄附行為)に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 4 前項の役員が、第十二条第一項第一号又は第二号の理事であるときは、解任の審議に当たって、当該理事の選出又は選任機関(学部長又は研究科長については、当該理事の所属する教授会)の意見を求め

なければならない。

(理事長及び理事の職務権限)

第二十条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。

3 理事長以外の理事は、この法人を代表しない。

(理事長の職務委任)

第二十一条 理事長は、理事会の承認を得て、第四条第二項に規定する事項について総長たる理事に委任することができる。

2 理事長は、理事会の承認を得て、この法人の設置する大学に関する事項について学長たる理事に委任することができる。

3 理事長は、理事会の承認を得て、特定の事項について常任理事に委任することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十二条 常任理事は、理事長を補佐し、その担任事務を処理する。

(監事の職務権限)

第二十三条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(顧問)

第二十四条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は、重要な業務について、理事長の諮問に応え意見を述べることができる。

第四章 理事会

(理事会)

- 第二十五条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

- 2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

- 3 大学院研究科長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長（大学附置研究所の所長を含む。）、情報環境整備センター所長、保健センター所長、入試・広報センター所長、研究開発機構長、国際交流センター所長及び高等学校長は、

必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

- 第二十六条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。ただし、この法人の合併及び解散に関する議事は、理事の三分の二以上の多数によって決定する。
- 3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

- 4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

- 第二十七条 理事会は、この法人の一切の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

- 2 理事会は、その決定するところにより、特定の事項についての調査・検討を理事に担当させることが

できる。

3 理事会において決定した基本方針に基づき、教務事項の具体的施策に関して決定し、又は理事会に付議する事項について事前協議するため、教務役員会を置くことができる。

4 教務役員会に関する規則は、別に定める。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十八条 この法人に評議員会を置き、百五十人以上の評議員をもって組織する。

(評議員の選任区分等)

第二十九条 次に掲げる者をこの法人の評議員とする。

一 理事長、総長及び学長

二 学部長及び大学院研究科長

三 高等学校長

四 年齢二十五歳以上であるこの法人の専任教職員から選任された者四十七人以内

五 年齢二十五歳以上であるこの法人の学員から選

任された者八十七人以内

六 学識経験者その他の者から選任された者若干人
2 前項第五号の評議員には、現にこの法人の専任教職員である者を含まない。

3 第一項第五号の学員は、次に掲げる者とする。

一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者

二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・専門部・工業専門学校）の卒業生

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

4 監事は、その在任中評議員の被選資格を有しない。

5 第一項第四号から第六号までの評議員（以下「選

任評議員」という。)が、同項第一号、第二号又は第三号に定める職に就いたときは、選任評議員の地位を失うものとする。

(評議員の選任)

第三十条 選任評議員は、評議員選考委員会(以下この章において「選考委員会」という。)の選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

2 前項の規定は、選任評議員の補欠又は補充選任をする場合に準用する。

(選考委員会の構成)

第三十一条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

- 一 理事会で互選した者三人
- 二 学部長及び各学部教授会で選任した専任教授各一人

三 大学院研究科長及び各大学院研究科教授会で選任した専任教授各一人

四 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者

二人

五 評議員会議長・副議長

六 選任評議員で互選した者十六人

2 前項第六号の評議員には、この法人の専任教職員及び任期満了となる評議員を含まない。

(選任評議員候補者の推薦)

第三十二条 選任評議員候補者の推薦については、別に定める。

(選考委員会の議事)

第三十三条 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

2 選考委員会に、委員長を置く。

3 委員長は、評議員会議長が当たり、会議を主宰する。

4 選考委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定する。

(評議員の任期)

第三十四条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 評議員（第二十九条第一項第一号又は第二号に規定する者で、かつ、理事を兼ねる者を除く。）が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会における評議員総数の三分の二以上の議決をもって、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの基本規定（寄附行為）に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

5 前項の評議員が、第二十九条第一項第二号又は第三号に規定する者であるときは、解任の審議に当たつて、当該評議員の選出又は選任機関の意見を求めなければならない。

（議長及び副議長）

第三十五条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

（会議）

第三十六条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長（大学附置研究所の所長を含む。）、情報環境整備センター所長、保健センター所長、入試・広報センター所長、研究開発機構長及び国際交流センター所長は、評議員会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

7 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

（議決事項等）

第三十七条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 事業計画

三 基本規定（寄附行為）の変更

四 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

五 合併

六 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

七 残余財産の処分に関する事項

2 理事長は、毎会計年度終了後二カ月以内に、当該年度の事業の実績を評議員会に報告し、その意見を聞かなければならない。

3 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができる。

（委員会）

第三十八条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

（名誉評議員）

第三十九条 この法人に功績顕著であった者を名誉評

議員に委嘱することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、名誉評議員に関する事項については、別に定める。

第六章 商議員会

(商議員会)

第四十条 この法人に商議員会を置く。

- 2 商議員会は、理事長に対して意見を述べ、この法人の運営に寄与することを目的とする。

- 3 前二項に定めるもののほか、商議員会に関する事項は、別に定める。

第七章 資産及び会計

(資産)

第四十一条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

- 2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第四十二条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部科学大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

- 2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第四十三条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第四十四条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、

評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座部）の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

（決算）

第四十五条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月以内に、第二十三条第三号に定める監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

（財務諸表の備置等）

第四十六条 この法人は、毎会計年度終了後二カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第二十三条第三号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供しなければならない。

（会計年度）

第四十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章 収益事業

（種類）

第四十八条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

（利益金の処理）

第四十九条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第九章 基本規定（寄附行為）の変更

（議決の方法）

第五十条 この基本規定（寄附行為）の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第十章 合併及び解散

(議決の方法)

第五十一条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第五十二条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十一章 公告

(公告)

第五十三条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

附則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受け
た日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定(寄附行為)により選任された者とみなす。

附則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附則(規程第四百二十五号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受け
た日(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附則(規程第四百二十六号)

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三三号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け

た日（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第一千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（昭和六十三年五月十八日）から施行する。

附 則（規程第一千百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第一千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則（規程第一千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第一千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第一千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け

けた日（平成五年四月十九日）から施行する。

（経過措置）

- 2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によって新たに選任される理事から適用する。

附 則（規程第千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成六年四月十九日）から施行する。

附 則（規程第千四百五十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成七年七月四日）から施行する。

附 則（規程第千五百十一号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年七月二十二日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項

第一号に規定する理工学部一部・二部経営システム工学科については、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 理工学部一部・二部管理工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第千五百十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成八年十二月十九日）から施行する。

附 則（規程第千五百三十六号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成九年五月八日）から施行する。

附 則（規程第千六百二十六号）

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十年十二月二十一日）から施行する。（役員等に関する経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する役員及び評議員（監事及び改正前の基本規定（寄附行為）第二十九条の規定により評議員となった者を除く。）は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

（評議員会の定数に関する経過措置）

3 この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十一年五月二十四日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「二百四十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十九人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百二十一人以内」とし、成十一年五月二十五日から平成十三年五月三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるのは「百九十三人以内」と、第二十九条第二項第四号中「四十九人以内」とあるのは「七十人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「百九人以内」とし、平成十三年五月四日から平成十四年六月二十三日までの間は、第二十八条中「百五十人以内」とあるの

は「百七十人以内」と、第二十九条第一項第四号中「四十九人以内」とあるのは「五十八人以内」と、同項第五号中「八十七人以内」とあるのは「九十八人以内」とする。

（評議員の任期に関する特例）

4 第三十四条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月二十四日に就任する評議員のうち、二十二人以上については、その任期を平成十五年五月二十四日まで、十八人については、その任期を平成十七年五月三日までとして選任する。

附 則（規程第千六百九十二号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十一年九月二十七日）から施行する。

ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する法学部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科、経済学部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部数

学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科については、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 法学部一部法律学科・国際企業関係法学科・政治学科・経済学部一部経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科、商学部一部経営学科・会計学科・商業・貿易学科・金融学科、理工学部一部数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気・電子工学科・応用化学科・経営システム工学科・情報工学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第七百十四号）

平成十一年十二月二十二日所轄庁の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第七百九十八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十三年九月二十八日）から施行する。

附 則（規程第八百三号）

(施行期日)

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成十三年九月二十八日）から施行する。ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号に規定する文学部文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科については、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 文学部一部文学科・史学科・哲学科・社会学科・教育学科は、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（規程第八百一号）

平成十三年十二月二十日所轄庁の認可を受けたこの

基本規定（寄附行為）は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第九百三十五号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第九百四十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成十五年十一月二十七日）から施行する。
ただし、改正後の基本規定（寄附行為）第三条第一
項第一号に規定する法務研究科（専門職大学院・法
科大学院）については、平成十六年四月一日から施
行する。

附 則（規程第二千三十四号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受
けた日（平成十六年八月二十四日）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の基本規定（寄附行為）第十一条、第十二
条、第十六条及び第十九条の規定は、平成十七年五

月二十六日以降の役員について適用し、平成十七年
五月二十五日以前の役員については、なお従前の例
による。

3 改正後の基本規定（寄附行為）第十三条及び第十
四条の規定は、平成十七年五月二十六日以降に就任
する役員の選任について適用し、この基本規定（寄
附行為）の施行前に就任した役員の補欠選任につい
ては、なお従前の例による。

4 この基本規定（寄附行為）施行の日から平成十七
年五月二十五日までの間は、改正後の基本規定（寄
附行為）第二十五条の規定にかかわらず、学部長は、
必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、
その所管事項について意見を述べることができる。

附 則（規程第二千三十五号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十七年四月一日
から施行する。

附 則（規程第二千八十二号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受

けた日（平成十七年五月二日）から施行する。

（理事の選任に関する経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する理事及び平成十七年五月二十六日に就任する理事については、その任期中、この基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則（規程第二百百十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成十七年九月三十日）から施行する。

附 則（規程第二百百七号）

この基本規定（寄附行為）は、平成十八年四月一日
から施行する。

附 則（規程第二百百五十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受け
た日（平成十八年七月二十一日）から施行する。

附 則（規程第二百百四十一号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、平成十九年四月一
日から施行する。

（経過措置）

2 経済学部産業経済学科及び公共経済学科は、改正
後の基本規定（寄附行為）第三条第一項第一号の規
定にかかわらず、平成十九年三月三十一日に当該学
科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの
間、存続するものとする。

施行 昭和二六・三・八
改正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。

(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十一番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 七人以上十人以内

三 常任幹事 二十人以上二十五人以内

四 幹事 八十人以上百人以内

五 会計監事 四人又は五人

六 協議員 七百人以上八百人以内

2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。

3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員を選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第八条 役員任期は、三年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、

現任役員残任期間とする。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第十一条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(顧問)

第十二条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第十三条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があったと認めら

れる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は六十歳以上とし、任期は六年とする。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は六年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(総会)

第十四条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の二週間前までに學員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十五条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十六条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第十七条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第十八条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第十九条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、

委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第二十条 第三条第一号に定める事業を行うため、財

団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第二十一条 本会は、別に定める規程により、協議員

会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十二条 本会の経費は、学員会会費収入(以下

「会費」という)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第二十三条 会費は、三万円とし、第四条により学員となったときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第二十四条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第二十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三

月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十六条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十七条 本会に中央大学学員会本部事務局（以下「本部事務局」という。）を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十八条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならぬ。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十年六月三十日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条件第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

- 7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならぬ。

(昭和五十八年度の会計年度)

- 8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年3月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・二七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・三三、平一〇・五・一四、平一一・五・一三、平一二・五・一五)

第一条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学
員会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人
中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と司
法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与すること
を目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の
事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申す
ること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第四条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法

律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び

司法試験合格者、又は外国の法曹で本会
の目的に賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任幹
事会の承認を得なければならない。

第四条の二 会員は、幹事長に届け出て、退会するこ
とができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会
の議決によりこれを退会させることができる。

一 法曹の品位を失うべき非行があったとき

二 本会の秩序をみだしたとき

第五条 本会に、次の役員を置く。

一 幹事長 一名

二 副幹事長 十三名

三 常任幹事 百名以内

四 幹事 千名以内

五 会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。

但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

但し、副幹事長八名は、支部が選出した候補者の中から選任する。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し再選を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長の

諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第九条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年五月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は、年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第十三条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条の二 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において、出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第十七条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第六条第二項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したことをする。

第十八条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年一回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長三名以上の連署による請求を受

けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第一三条の二の改正規定は、平成二年五月一六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二三日から施行する。

附則

第四条第一項、第四条の二、第五条第三号、同第四号、第十四条の改正規定は、平成一〇年五月一四日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成一一年五月一三日か

ら施行する。

附 則

第五条第二号、第六条第二項但書、第十七条第四項並びに第五項の改正規定、第十八条の新設規定は、平成十三年五月一五日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならぬ。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第六条第一項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- 一 東京弁護士会所属会員中より 二五〇名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より一二五名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より一二五名以内
- 四 都内各裁判所所属会員
(判事出身の公証人を含む) 中より 四〇名以内
- 五 都内各検察庁所属会員
(検事出身の公証人を含む) 中より 四〇名以内
- 六 その他の正会員または準会員の中より 二二〇名以内

七 左記の各支部(分会を含む。)所属会員中より 四〇〇名以内

1 関 東 支部(仮称) 若干名

2 関西(近畿)支部(仮称) 若干名

3 中部支部(仮称) 若干名

4 中国支部(仮称) 若干名

5 九州支部(仮称) 若干名

6 東北支部(仮称) 若干名

7 北海道支部(仮称) 若干名

8 四国支部(仮称) 若干名

第三条 削除(昭和五五年六月一日施行)

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第二条各号の改正規程は、平成一〇年五月一四日から施行する。

附則

第二条第七号の新設規程は、平成一三年五月一五日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第一条 中央大学法曹会事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

一 事務局長 一名

二 事務局次長 若干名

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成二年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

第一条（趣旨）

この規程は、中央大学法曹会会則（以下「本会会則」という）第十四条第二項に基づき、会費の納入について定める。

第二条（会費）

一 会員の会費は、年額金三、〇〇〇円とする。

但、入会後一年目の会員の会費は無料とする。

尚、本会会則第十七条に基き設置された支部（以下「支部」という）に所属する会員の会費は、支部において定めるものとする。

二 前項にかかわらず、役員（本会会則第五条記載の者）の会費は、年額金一〇、〇〇〇円とする。

但、入会後一〇年未満の役員の会費は年額金五、〇〇〇円とする。

第三条（納入の時期・方法）

一 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

二 支部は、その支部に所属する会員の会費を支部

の責任で徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。

三 前項にかかわらず、支部は支部所属会員に対する会費徴収業務を幹事長と支部長の合意に基づき、本部に委任できるものとする。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金額のうち支部に送金する額を定める。

第四条（改正）

この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成九年二月四日から施行する。

附則

第二条の改正規則は、平成十三年五月十五日から施行する。

附 則

平成十六年十一月二十五日幹事会において改正した部分の規則は、平成一七年一月一日から施行する。

附 則

第二条の改正規則は、平成十九年五月十一日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

第一条（趣旨） この規程は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第十条七条第一項に基づき、本会の支部の設置について定める。

第二条（支部の設置） 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎に支部を設置することができる。

第三条（会員） 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第四条第二項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したことをとする。

1 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者。

2 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

第四条（支部長） 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

2 支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届け出る。

第五条（会費）

一 支部の会費は、会費規則第二条第一項但書に基づき支部において定める。

二 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。

三 前項にかかわらず、支部は会費規則第三条第三項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該

支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

第六条（会則等の準用） 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

第七条（改正） この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附則

この規程は、平成一三年五月一日から施行する。

附則

平成一六年一月二五日幹事会において改正した部分については、平成一七年一月一日から施行する。

2 旧第七条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

毎年度司法試験合格者に対する象牙印鑑贈呈等の内規

第一条（目的）

中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、中

央大学在学生及び卒業生にして、施行年度において司法試験第二次試験に合格した者に対して、中大法曹としての自覚を促し、その象徴として象牙印鑑を贈呈することによって、中大法曹としての誇りと榮譽を讃え、今後、後進の指導等の中央大学の新たな発展に寄与することを期待して本内規を創設する。

第二条（贈呈方法）

本会執行部は、大学または学会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者を駿河台記念館に招待し、前条の印鑑を贈呈する。

第三条（印刻）

前条の印鑑を受領した合格者は、交付当日、贈呈式に出席している印章店に対して、自己の希望する書体の印刻を無料にて注文することができる。

第四条（費用）

本会執行部は、毎年はじめ凡そ一〇〇個の予算を計上しておくものとする。

第五条（附則）

本内規は、平成一〇年五月から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

第一条（目的）

中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続くとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

第二条（表彰方法）

本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年三月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

第三条（選考方法）

大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

第四条（表彰内容）

第二条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

第五条（施行）

本内規は、平成一一年三月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

平成一五年五月一日 定時総会承認予定

第一条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第二条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環一個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第三条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環一個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第四条 幹事長は、前二条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前二条に準じ弔慰を表することが出来る。

第五条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第六条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第七条 幹事長は、前二条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附 則

この規程は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第一条 本会に、人事委員会（以下「本委員会」といふ）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学生会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|----|
| 一、東京弁護士会ブロック | 四名 |
| 二、第一東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 三、第二東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 六、裁判所、公証人ブロック | 一名 |
| 七、検察庁、公証人ブロック | 一名 |

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再選を妨

げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員長一名を置く、必要に応じ副委員長若干名を置くことができる。

委員長及び副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある

ときは、委員長に代わる。

(会議)

第六条 本委員会は、第二条の目的を達成するため随時招集し、審議答申する。

(幹事長等の出席)

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付則

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

(設置)

第一条 本会に、法職教育検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会推薦の

中央大学法職講座運営委員会委員

二名以内

二、中央大学法曹会推薦の

中央大学司法特設講座担当講師

六名以内

三、東京弁護士会ブロック

八名以内

四、第一東京弁護士会ブロック

四名以内

五、第二東京弁護士会ブロック

四名以内

六、裁判所ブロック

二名以内

七、検察庁

二名以内

(委員長、副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第六条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

附 則

この規程は、平成六年二月九日から施行する。

中央大学法曹会大学問題委員会規則

(設置)

第一条 本会に、大学問題委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会会則第三条第一号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会選出の

学校法人中央大学評議員

若干名

二、東京弁護士会ブロック

二四名以内

三、第一東京弁護士会ブロック

十一名以内

四、第二東京弁護士会ブロック

十一名以内

五、裁判所ブロック

二名以内

六、検察庁、公証人ブロック

二名以内

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長の指名により選出する。

(委員会)

第六条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長は、一〇名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。

(事務局)

第七条 本委員会に、事務局担当者を置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員

会の事務局担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、平成六年三月三日から施行する。

中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に、会則検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。委員長は、会議を主

催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細則)

第六条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。付則本規則は、平成六年三月三日から施行する。

中央大学法曹会広報委員会規則

(設置)

第一条 本会に、広報委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一五名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第六条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

付 則

本規則は、平成一二年五月一二日から施行する。

(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第四条の定めにかかわらず、平成一三年の本会幹事会において新委員が選任される日までとする。

中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第一条 中央大学法曹会(以下「本会」という)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学学生会と連繋して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第三条 前条の進路指導対象者は左記の者とする。

一 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

二 中央大学出身の旧司法試験合格者

三 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第四条 本委員会の委員は、一〇〇名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|-------|
| 一 東京弁護士会ブロック | 三〇名以内 |
| 二 第一東京弁護士会ブロック | 一六名以内 |
| 三 第二東京弁護士会ブロック | 一六名以内 |
| 四 裁判所ブロック | 六名以内 |
| 五 検察庁ブロック | 六名以内 |
| 六 地方支部ブロック | 二〇名以内 |
| 七 本会幹事長が指名する者 | 六名以内 |

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第六条 本委員会は、委員の互選により委員長一名、

副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第七条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第八条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

1 本規則は、平成一八年一月三日から施行する。

2 第五条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は一年とし、その余の委員の任期は二年とする。

中央大学法曹会福岡支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会福岡支部と称する。本会の事務所を福岡市内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学法曹会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の分会として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

(一) 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

(二) 福岡地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。

(三) 研究会、講演会及び座談会の開催

(四) その他必要と認める事業

第四条 本会は福岡地方裁判所管轄地内に住所又は勤

務場所を有する下記の者を持って組織する。

記

正会員 中央大学法曹会である法曹又は大学の法学を

教授している講師以上の者。

準会員 中央大学の法曹である司法修習生及び司法試

験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛

同して入会した者。

二 本会会員は当然に本部会の会員となる。

第五条 本会に次の役員を置く。

(一) 支部長 一名

(二) 副支部長 四名以内

(三) 連絡担当幹事 一名。但し、支部長が兼任することを妨げない。

(四) 会計担当幹事 一名

(五) 幹事 若干名

(六) 会計監事 二名以内

第六條 支部長、副支部長、幹事及び会計監事は總會において選任する。連絡担当幹事及び会計担当幹事は幹事の中から役員会で選任する。

第七條 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によつて選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八條 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は總會の議を経てこれを委嘱する。

2 顧問及び参与は、本会の管理運営につき、隨時その諮問に應えるほか、役員会に出席して意見を述べることができる。

第九條 支部長は本会を代表し会務を掌理する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時は予め定めた順序により職務を代行する

3 連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

4 会計担当幹事は、本会の会計を行う。

5 支部長、副支部長、連絡担当幹事、会計担当幹事及び幹事は、役員会を構成し、所定の職務を行うも

のとする。

6 会計監事は、本会の会計を監査するものとし、役員会に出席して意見を述べることができる。

第一〇條 總會は定時と臨時とに分ち、定時總會は毎年六月中に支部長がこれを招集する。

2 支部長が必要ありと認めたときは臨時總會を招集することができる。

3 支部長は、一〇名以上の会員が會議の目的たる事項を示して臨時總會の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

4 總會の議長は支部長がこれに当たる。

5 總會の議事は出席会員の過半数によつて決する。

第一一條 役員会は年二回以上支部長の招集によりこれを開く。

2 支部長は、過半数に当たる役員から請求を受けたときは、遅滞なく役員会を招集しなければならない。

3 役員会において支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の役員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役

職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 本会が必要に応じて、役員会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、役員会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は役員会の議を経て別に定める。

第十四条 本会の会計年度は毎年六月一日より翌年5月末日までとする。

2 予算及び決算は、役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、平成一五年七月二五日から施行する。

中央大学法曹会広島支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会広島支部と称し、「中央法曹広島支部」と略称する。

2 本会は、本会事務所を広島市内に置く。

第二条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学法曹会支部である中央大学法曹会（以下「本部」という。）の支部として学校法人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第四条 本会は、広島地方裁判所管内に住所又は勤務場所を有する者で次の二種の会員をもって組織する。

一 正会員 中央大学法曹会である法曹又は大学の法学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の法曹である司法修習生及び司法試験合格者、又は、外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

3 本会会員は、当然に本部会員となる。

第五条 本会に、次の役員を置く。

一 支部長 一名

二 副支部長 三名以内

三 連絡担当幹事 一名

但し、支部長が兼任することを妨げない。

四 幹事 若干名

五 会計監事

二名以内

第六条 幹事及び会計監事は、総会において、選任する。

2 支部長、副支部長及び連絡担当幹事は、いずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の議を経てこれを委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき随時その諮問に應えるほか、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第九条 支部長は、本会を代表し皆無を掌理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 連絡担当幹事は、本部並びに本会会員相互間の事

務連絡を行う。

4 支部長及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行う。

5 会計監事は、本会の会計を監査し、幹事会に出席し、意見を述べるができる。

第十条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年四月中に支部長が招集する。

2 支部長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 支部長は、一〇名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

4 総会の議長は、支部長がこれに当たる。

5 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は、年二回以上支部長の招集によりこれを開く。

2 支部長は、過半数に当たる幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、支部長が議長となり、本会の運営上重

要な事項及び本部から求められた事項、中央大学の理事、監事、評議員、商議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 本会は、必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は、幹事会の議を経て別に定める。

第十四条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、平成一六年一月二日から施行する。

中央大学法曹会北陸支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会北陸支部と称する。本会の事務所を金沢市内に置く。

2 その他、必要があるときは、必要な区域に別途事務所に置くことができる。

第二条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、中央大学法曹会（以下「本部会」という）北陸支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 北陸三県（福井県、石川県、富山県）における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を収集し、本部会に報告する。

三 研究会、講演会及び座談会等の開催

四 その他必要と認める事業

第四条 本会は北陸三県内に住所又は勤務場所を有する下記の者をもって組織する。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上のもの

二 準会員 中央大学学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

2 本会会員は当然に本部会の会員となる。

第五条 本会に次の役員を置く。

一 幹事長 一名

二 副幹事長 三名

三 連絡担当幹事 一名（但し、副幹事長が兼任する。）

四 幹事 若干名

五 会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任し、幹

事長、副幹事長及び連絡担当幹事は幹事の互選による。

2 幹事及び会計監事は、相互に兼ねることができない。

第七条 役員の任期は、二年とする。但し、補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第八条 役員にして、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第九条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

2 顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応える他、幹事会に出席して意見を述べる
ことができる。

第十条 幹事長は、本会を代表し、会務を掌握する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は予め定めた順序により職務を代行する

3 連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

4 幹事長、副幹事長、連絡担当幹事及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行うものとする。

5 会計監事は、本会の会計を監査するものとし、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十一条 本会の会議は、総会と幹事会とする。総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年四月に幹事長がこれを招集のうえ開催する。

2 幹事長が必要ありと認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 幹事長は、七名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

4 総会の議長は幹事長がこれにあたる。

5 総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十二条 幹事会は、年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、過半数にあたる幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の役員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

4 幹事会の議事は、出席幹事の過半数の同意をもって決する。

第十三条 本会は、必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十四条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議に出席した会員の数又は幹事の氏名

三 決議事項

2 議事録には、それぞれの会議において選出された議事録署名人が署名捺印しなければならない

第十五条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会費は、幹事会の議を経て定める。

第十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十七条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、平成一五年四月一日から施行する。

中央大学法曹会四国支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会四国支部と称し、「中大法曹四国支部」と略称する。

本会の事務所を幹事長の事務所に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学生会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、四国地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。

三、研究会、公演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は高松高等裁判所管轄地内に住所又は勤務場所を有する以下の者をもって組織する。

本会会員は当然に本部会の会員となる。

記

(一) 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者

(二) 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

第五条 本会に次の役員を置く。

一 幹事長 一名

二 連絡担当幹事 一名 但し、幹事長が兼任することを妨げない。

三 幹事 若干名

四 会計監事 二名以内

役員は四県持ち回りとする。

第六條 幹事及び會計監事は總會において選任する。

幹事長は幹事の互選による。

第七條 役員の任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八條 本會に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は總會の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本會の管理運営につき隨時その諮問に應えるほか、幹事會又は常任幹事會に出席して意見を述べることができる。

第九條 幹事長は本會を代表し会務を掌理する。

連絡担当幹事は、本部會並びに本會會員相互間の事務連絡に努めなければならない。

幹事長及び幹事は、幹事會を構成し、所定の職務を行うものとする。

會計監事は本會の會計を監査するものとし、幹事會に出席して意見を述べることができる。

第十條 總會は定時と臨時とに分ち、定時總會は毎年

十一月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時總會を招集することができる。

幹事長は、十名以上の會員が會議の目的たる事項を示して臨時總會の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

總會の議長は幹事長がこれに当たる。

總會の議事は出席會員の過半数によって決する。

第十一條 幹事會は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、過半数に當る幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事會を招集しなければならない。

幹事會において幹事長が議長となり、本會の運営上重要な事項及び本部會から求められた事項、本會の會員を中央大學の理事、監事、評議員その他並びに中央大學學員會の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第十二條 本會は必要に應じて、幹事會の議を経て委員會を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十四条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は、幹事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、平成十二年四月二日から施行する。

中央大学法曹会大阪支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会大阪支部と称し、「中大法曹大阪支部」と略称する。

本会の事務所を大阪市内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学学生会支部である中央大学法曹会（以下「本部会」という）の支部として中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、大阪地方における高等学校その他教育関係機関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告する。

三、研究会、後援会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は大阪高等裁判所管轄内に住所又は勤務場所を有する下記の者をもって組織する。

本会会員は当然に本部会の会員となる。

記

(一) 正会員 中央大学学生である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者

(二) 準会員 中央大学の学生である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者

第五条 本会に次の役員を置く。

一 幹事長 一名

二 副幹事長 三名以内

三 連絡担当幹事 一名 但し、幹事長は副幹事長が兼任することを妨げない。

四 幹事 若干名

五 会計監事 二名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。

幹事長、副幹事長及び連絡担当幹事は幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は管理運営につき随時その諮問に応えるほか、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条

一 幹事長は本会を代表し会務を掌理する。

二 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、予め定めた順序によりその職務を代行する。

三 連絡担当幹事は、本部会と本会の事務連絡を行うものとする。

四 幹事長、副幹事長、連絡担当幹事及び幹事は、幹事会を構成し、所定の職務を行うものとする。

五 会計監事は本会の会計を監査するものとし、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年四月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは随時総会を招集することができる。

幹事長は、十名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

総会の議長は幹事長がこれに当たる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長か、過半数に当る幹事から請求を受けたときは、遅滞なく幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び中央大学学会の役員の各候補者

に推薦する事項を議決する。

第十二条 本会は必要に応じて、幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第十三条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十四条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第十五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附則

この会則は、平成十三年二月十六日から施行する。

中央大学法曹会神奈川支部会則

第一条 本会は中央大学法曹会神奈川支部と称する。

本会の事務所を横浜市内に置く。

記

務場所を有する下記の者をもって組織する。

第二条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、中央

大学学員会支部である中央大学法曹会（以下「本部

会」という）の分会として中央大学の興隆と司法の

発展に寄与することを目的とする。

正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学
を教授している講師以上の者。
準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事

を行う。

試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的
に賛同して入会した者。

(一) 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申す

る。

第五条 本会に次の役員を置く。

(二) 神奈川地方における高等学校その他教育関係機

関の意見、要望等の情報を蒐集し、本部会に報告

する。

(三) 連絡担当幹事 一名。ただし、支部長が兼任す
ることを妨げない。

(三) 研究会、講演会および座談会の開催

(四) その他必要と認める事業

(四) 会計担当幹事 一名

(五) 幹事 若干名

第四条 本会は横浜地方裁判所管轄地内に住所又は勤

(六) 会計監事 二名以内

第六条 支部長、副支部長、監事及び会計監事は總會

において選任する。連絡担当幹事及び会計担当監事は幹事の中から役員会で選任する。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は總會の議を経てこれを委嘱する。

2 顧問及び参与は、本会の管理運営につき、随時その諮問に應えるほか、役員会に出席して意見を述べることができる。

第九条 本支部長は本会を代表し会務を掌理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め定めた順序により職務を代行する。

3 連絡担当幹事は、本部会並びに本会会員相互間の事務連絡に努めなければならない。

4 会計担当幹事は、本会の会計を行う。

5 支部長、副支部長、連絡担当幹事、会計担当幹事及び幹事は、役員会を構成し、所定の職務を行うも

のとする。

6 会計監事は、本会の会計を監査するものとし、役員会に出席して意見を述べることができる。

第一〇条 總會は定時と臨時とに分ち、定時總會は毎年六月中に支部長がこれを招集する。

2 支部長が必要ありと認めたときは臨時總會を収集することができる。

3 支部長は、一〇名以上の会員が会議の目的たる事項を示して臨時總會の招集を請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

4 總會の議長は支部長がこれに当たる。

5 總會の議事は出席会員の過半数によって決する。

第一条 役員会は年二回以上支部長の召集によりこれを開く。

2 支部長は、過半数に当たる役員から請求を受けたときは、遅滞なく役員会を召集しなければならない。

3 役員会において支部長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本部会から求められた事項、本会の役員を中央大学の理事、幹事、評議員その他の役

職員並びに中央大学学員会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第一二条 本会が必要に応じて、役員会の議を経て委員会を置くことができる。

二 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、役員会においてこれを定める。

第一三条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

二 会費は役員会の議を経て別に定める。

第一四条 本会の会計年度は毎年六月一日より翌年五月末日までとする。但し、初年度は平成一七年三月一日から同年五月三十一日までとする。

二 予算及び決算は、役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第一五条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

付則

この会則は、平成一七年三月一日から施工する。

中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

平成一五年五月一五日 定時総会承認予定

(設置)

第一条 本会に、機構改革実行特別委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は二〇名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名を置き、必要に応じ委員長代行一名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第六条 本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

(幹事長等の出席)

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第八条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名

する。

付 則

本規則は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会募金実行委員会規則

(平成一三年一月四日制定)

第一条 正副委員長は任期三年とする。

第二条 委員長は事務局を設置することができる。
事務局員の任期は三年とする。

第三条 期別責任者は三年毎に見直すものとする。

第四条 委員長は、少なくとも三ヶ月に一回委員会を
招集する。

委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第五条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進を
はからなければならない。

右会合の結果、募金の推進の結果について事務局
長に少なくとも二ヶ月に一度文書を以って報告しな
ければならない。

第六条 委員会は平成二十四年三月末を以って解散す
る。

中央大学法曹会テミスを育む会 運営委員会規則

平成一五年三月 四日 会則検討委員会承認

平成一五年五月一五日 定時総会承認予定

(設置)

第一条 本会に、テミスを育む会運営委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学及び本会大学問題委員会と協力しながら、中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援するとともに、中央大学法科大学院の設立・運営に協力し、同法科大学院の学生の勉学を支援することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は二〇名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨

げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により委員長一名を置き、必要に応じ委員長代行一名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第六条 本委員会は委員長がこれを招集し、議長となる。

(部会の編成)

第七条 本委員会は、その活動内容に従い、随時部会を置くことができる。

(基金の徴収)

第八条 委員会は、委員会の活動に必要と認められるときは、本会幹事会の承認を得て、会員から基金を

募ることができる。

(幹事長等の出席)

第九条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第一〇条 本委員会に事務局担当者置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

1 テミスを育む会の基金は、これを本会に繰り入れ特別会計とする。同特別会計の決算は定時総会の承認を得なければならない。

2 本規則は、平成一五年五月一六日から施行する。

中央大学法曹会執行部名簿（平成一七・一八年度）

一、正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長 大高満範（東弁）

副幹事長 福家辰夫（東弁）

同 林 勘市（一弁）

同 原 誠（二弁）

同 橋本和夫（裁判所）（平成一七年五月～平成一八年三月）

同 一宮和夫（裁判所）（平成一八年四月～平成一九年五月）

同 山下輝年（検察庁）（平成一七年五月～平成一七年九月）

同 千葉雄一郎（検察庁）（平成一七年一〇月～平成一八年三月）

同 錦織 聖（検察庁）（平成一八年四月～平成一九年五月）

事務局長 坂巻國男（東弁）

事務局次長 水庫正裕（東弁）

同 阿部 鋼（東弁）

同 若江健雄（一弁）

同 加戸茂樹（二弁）

同 一宮和夫（裁判所）（平成一七年五月～平成一八年三月）

二、會計監事

同 同

三角比呂（裁判所）（平成一八年四月～平成一九年五月）

森本和明（檢察庁）

大谷隼夫（東 弁）

横溝高至（一 弁）

中央大学法曹会役員名簿（平成一七・一八年度）

一、顧問・参与

(1) 顧問

東弁（四名）

小池 金市

瀧澤 國雄

堂野 達也

安原 正之

一弁（五名）

倉田 雅充

設楽 敏男

信部 高雄

松家 里明

柳澤 義信

二弁（五名）

大西 保

坂本 建之助

田宮 甫

野宮 利雄

松井 宣

(2) 参与

東弁（九名）

奥原 喜三郎

小竹 耕

木川 統一郎

児島 平

笹原 桂輔

篠原 千廣

鈴木 秀雄

深澤 武久

藤井 光春

一弁（二名）

竹村 照雄

依田 敬一郎

二弁（一名）

近藤 三代次

二、幹事（○は常任幹事）

東弁（二四八名）

神谷 咸吉郎	片岡 義広	加賀見 清七	小名 弦	大西 清	大川 實	大澤 一正	榎本 逸郎	宇田川 濱江	井上 聡	伊藤 まゆ	市川 照己	石川 秀樹	飯塚 孝	荒井 洋一	阿部 三郎	秋知 和憲
亀井 忠夫	勝野 義孝	笠井 浩二	小名 雄一郎	大森 八十香	大高 満範	大澤 成美	榎本 峰夫	内野 経一郎	岩井 重一	伊東 正	井手 慶祐	石田 茂	○飯沼 允	有馬 幸夫	阿部 正博	秋元 修二
川勝 勝則	河東 宗文	笠原 克美	小野 紘一	小川 信明	○大谷 隼夫	太田 孝久	海老原 覚	内丸 義昭	上野 廣元	○稲田 寛	伊藤 和夫	石葉 泰久	五十嵐 二葉	安藤 貞一	雨宮 眞也	浅見 昭一
川瀬 仁司	金井 孝雄	柏谷 秀男	小山田 辰男	奥野 善彦	大塚 一夫	太田 治夫	遠藤 晃	伯母 治之	植松 功	井上 章夫	伊藤 茂昭	○石渡 光一	池田 治	安藤 良一	新井 清志	我妻 真典
菅 重夫	○金澤 恭男	春日 寛	海法 幸平	小澤 治夫	大辻 正寛	太田 秀夫	○及川 昭二	海野 秀樹	宇佐見 方宏	井上 勝義	伊藤 孝雄	石山 治義	石井 芳光	○伊井 和彦	荒井 清壽	阿南 三千子

長	登	津	地	田	高	高	関	○鈴	白	島	佐	佐	近	小	黒	楠	木	○岸
井	坂	村	田	堰	橋	城	口	木	石	田	藤	藤	藤	林	須	本	村	
導	真	政	良	良	信	俊	博	康	道	修	義	正	智	秀	雅	博	晋	
夫	人	男	彦	三		郎		洋	泰	一	行	八	孝	正	博	志	介	巖
中	内	寺	千	○田	多	高	芹	鈴	水	島	真	佐	○坂	小	厚	楠	木	北
野	藤	井	葉	中	賀	木	澤	木	津	田	田	藤	卷	林	井		村	村
博	貴	一	憲	中	健	國	博	正	正	種	淡	隆	國	元	乃	忠	康	一
保	昭	弘	雄	三	三	郎	雄	貢	臣	次	史	男	男	治	武	義	定	夫
中	中	寺	千	田	竹	高	○曾	須	菅	清	志	佐	佐	小	古	久	木	北
村	島	口	葉	中	内	崎	田	藤	沼	水	賀	藤	々	林	賀	保	村	村
治	義	真	宗	敏	義	一	多	正	隆	紀	剛	真	木	喜	政	英	美	忠
郎	勝	夫	武	夫	則	夫	賀	彦	志	代	一	喜	敏	浩	治	幸	隆	彦
中	中	寺	塚	田	竹	高	○園	○瀬	菅	白	志	佐	笹	小	小	倉	久	木
村	陳	村	越	中	原	谷	田	川	野	井	澤	藤	浪	山	林	田	木	戸
生	秀	温		英	孝	圭	峯		谷	典			雅	明	大	利	野	口
秀	夫	雄	豊	雄	雄	一	生	徹	信	子	徹	勝	義	勲	彦	介	光	久
中	中	天	○堤	高	田	高	高	関	鈴	○白	穴	佐	佐	紺	小	黒	草	木
村	根	坂		氏	崎	橋	石	口	木	井	倉	藤	瀬	野	林	岩	川	下
浩	茂	辰	淳	信	信	崇	昌	德	修	正	秀	む	正	稔	信	哲		健
紹	夫	雄	一	幸	幸	雄	子	雄	司	明	男	み	俊	明	明	彦	健	治

一弁（一一一名）

伊藤忠敬
○飯田数美
青木一男

伊藤尚
池内雅利
青木康國

今村敬二
池田達郎
赤井文弥

○岩田豊
石田裕久
新谷謙一

梅澤和雄
市野澤裕子
安西愈

吉野徹
湯川將
山崎哲
安岡清夫
本島信
○村上昭夫
水庫正裕
松崎勝一
藤村義徳
平野雅幸
羽成守
野口和俊
縄稚登
中村茂八郎

吉原大吉
○横山昭
山田俊昭
矢田英一郎
百瀬和男
村上徹
溝口敬人
松嶋英機
船戸実
平松暁子
馬場栄次
橋本幸一
新津勇七
中村裕二

脇田輝次
好川弘之
山田八千子
矢吹誠
森公任
村田裕
溝口喜文
松本泰次
堀岩夫
平松和也
林史雄
長谷川武弘
西込明彦
中村玲子

吉澤敬夫
山地義之
山岸憲司
森徹
村田豊
源光信
圓山司
堀合辰夫
福家辰夫
平野智嘉義
八戸孝彦
西林経博
中山忠男

吉田幸一郎
山本剛嗣
山口博
森田太三
村田由美子
三羽正人
○御園賢治
牧野英之
藤井真人
平野大
服部邦彦
二瓶和敏
永松榮司

大崎康博 ○奥平力 金澤優 川辺直泰 窪木登志子 斎藤勝 柴田徹男 杉本秀夫 鈴木秀一 竹川忠芳 遠山信一郎 中野正人 羽田忠義 ○深澤守 藤原朋奈 宮崎万壽夫 守屋文雄 山本繁樹 葭葉昌司

大西昭一郎 ○小口隆夫 加毛修 川村延彦 小林美智子 齋藤祐一 島田一彦 杉山英巳 鈴木則佐 田中茂 友野喜一 奈良道博 林勘市 福吉實 辺見紀男 村下憲司 八木清文 山本隆幸 米林和吉

大山圭介 加藤慎 川崎直人 木戸弘 小屋敏一 酒屋伸夫 下山田聰明 鈴江辰男 鈴木英夫 鈴木邊勝巳 田邊泰介 ○豐田泰介 西坂信 平手啓一 藤本英介 細田良一 元木徹 矢部耕三 山本卓也 六田文秀

翁川雄一 金崎淳 川添丈 木ノ元直樹 後藤仁哉 酒屋憲郎 ○白河浩 鈴木和憲 高橋正則 綱取孝治 仲居健康 丹羽健介 廣渡鉄 藤本猛 松尾紀良 森田昌昭 ○山崎源三 横溝高至 若江健雄

荻原静夫 金澤均 川原史郎 木村宏 今野昭昌 篠原由宏 ○神洋明 鈴木喜久子 田口邦雄 寺本吉男 中井淳 萩原隆平 深澤隆之 藤本博史 萬羽了 森寿男 山田滋 吉川壽純 ○若林秀雄

渡邊洋一郎

二弁（一二二名）

○中 村鉄五郎	奈 良ルネ	辻 居幸一	田 中美登里	滝 田裕	篠 崎敬	齋 藤誠二	釘 澤知雄	門 屋征郎	小 野道久	上 原康弘	今 村健志	市 毛由美子	石 井芳夫	渥 美央二郎	相 川俊明
中 吉章一郎	中 川隆博	戸 谷雅美	谷 直樹	竹 上英夫	杉 井静子	坂 本行弘	小 海正勝	北 村晋治	香 川一雄	遠 藤英毅	入 倉卓志	伊 藤圭一	石 川幸吉	阿 部一夫	藍 谷邦雄
行 方美彦	中 川久義	土 井隆	田 宮武文	田 代則春	○鈴 木誠	佐 藤優	小 林幸夫	木 村雅暢	嘉 本益巳	岡 田弘隆	○岩 瀬外嗣雄	井 手大作	石 川宏	新 井弘二	相 原英俊
西 川忠良	中 所克博	○栃 木敏明	伊 達俊二	○多 田武	鈴 木雅芳	猿 山達郎	駒 沢孝	清 塚勝久	笠 井直人	尾 崎毅	岩 本公雄	井 野賢士	○石 黒竹男	新 井嘉昭	青 木二郎
西 本邦男	中 津靖夫	友 部富司	千 葉昭雄	田 中宏	高 野清	穴 戸金一郎	齋 喜要	切 貫総子	加 戸茂樹	小 川恵司	上 野操	今 中美耶子	石 黒康	池 田眞一郎	淺 見精二

渡	吉	山	山	○村	向	松	堀	羽
邊	田	本	岡	山	井	田	内	尾
三	和	和	義	芳	惣	政	幸	芳
樹	夫	敏	明	朗	太	行	夫	樹
男					郎			

○吉	山	山	森	村	丸	槇	原
野	本	崎		上	山	枝	
純		司	誠	智	輝	一	
一郎	實	平	一	裕	久	臣	誠

萬	雪	山	諸	村	三	○增	播
	下	下	永	重	木	田	磨
幸	伸	清	芳	慶		徑	源
男	松	兵	春	一	茂	子	二
		衛					

脇	横	山	安	村	水	松	船
坂	井	田	井	野	嶋	井	越
治	弘	明	桂	守	幸	る	
國	明	文	之	義	子	子	廣
			介				

和	吉	山	柳	村	宮	松	古
田	岡	田	澤	山	山	田	屋
敏	讓	忠		幸	雅		龜
夫	治	男	泰	男	行	啓	鶴

中央大学法曹会／各種委員会委員名簿（平成一七・一八年度）

一、人事委員会

委員長 中津 靖夫（二弁）
委員（東弁） 浅見 昭一 石渡 光一 岸 巖 久木野利光
委員（二弁） 荻原 静夫 松家 里明
委員（二弁） 田宮 甫 中津 靖夫

（裁判所） 橋本 和夫
（検察庁） 青沼 隆之

担当幹事長 大高 満範（東弁）
担当事務局長 坂巻 國男（東弁）

二、広報委員会

委員長 根岸 清一（二弁）
委員（東弁） 植松 功 瀬川 徹 高石 昌子
委員（一弁） 川崎 直人 窪木登志子 福吉 実
委員（二弁） 河野 浩 土屋耕太郎 根岸 清一
委員（裁判所） 寺尾 洋

(檢察庁) 山上 秀明

担当副幹事長 原 誠 (二弁)

担当事務局 加戸 茂樹 (二弁)

三、会則検討委員会

委員長 元木 徹 (一弁)

委員 (東弁) 稲田 寛 河東 宗文 瀬川 徹 森 徹

(一弁) 木戸 弘 元木 徹

(二弁) 新井 嘉昭 辻居 幸一

(裁判所) 橋本 和夫

(檢察庁) 青沼 隆之

担当副幹事長 林 勘市 (一弁)

担当事務局 若江 健雄 (一弁)

四、法職教育検討委員会

委員長 奈良 道博 (一弁)

委員 (東弁) 安藤 良一 石井 芳光 倉田 大介 小林 信明 清水紀代志

鈴木 康洋 曾田 多賀 安田 隆彦

(一弁) 島田 一彦 奈良 道博 矢部 耕三 横溝 高至

(二 弁) 門屋 征郎 中津 靖夫 水嶋 幸子 山本 和敏

(裁判所) 橋本 和夫 寺尾 洋

(検察庁) 青沼 隆之 山上 秀明

担当副幹事長 林 勘市 (一 弁)

担当事務局 阿部 鋼 (東 弁)

若江 健雄 (一 弁)

五、大学問題委員会

委員長 堀合 辰夫 (東 弁)

委員 阿部 三郎 荒井 洋一 安藤 良一 石井 芳光 稲田 寛

及川 昭二 太田 治夫 金澤 恭男 神谷威吉郎 木川統一郎

岸 巖 久木野利光 紺野 稔 清水紀代志 白井 正明

菅沼 隆志 鈴木 康洋 鈴木 正貢 高木 國雄 田中 紘三

平賀 陸夫 堀合 辰夫 松崎 勝一 村田 裕 安原 正之

山岸 憲司 山本 剛嗣 横山 昭 吉田幸一郎

(一 弁) 安西 愈 岩田 豊 大西昭一郎 設楽 敏男 信部 高雄

田中 茂 丹羽 健介 深澤 守 村下 憲司 柳澤 義信

若林 秀雄

(二 弁) 新井 弘二 大西 保 門屋 征郎 齊藤 誠二 杉井 静子

多田 武 田中美登里 千葉 昭雄 栃木 敏明 中津 靖夫

村山 芳朗

(裁判所) 橋本 和夫 寺尾 洋

(検察庁) 青沼 隆之 中津川 彰

担当幹事長 大高 満範 (東弁)

担当副幹事長 福家 辰夫 (東弁)

担当事務局長 坂巻 國男 (東弁)

担当事務局 水庫 正裕 (東弁)

六、機構改革実行委員会

委員長 三羽 正人 (東弁)

委員 飯沼 允 大谷 隼夫 菅 重夫 北村 忠彦 白井 典子

(東 弁) 中根 茂夫 圓山 司 三羽 正人

(一 弁) 小口 隆夫 神部 範生 竹川 忠芳 山本 隆幸

(二 弁) 今中美耶子 今村 健志 嘉本 益己 宮山 雅行

(裁判所) 橋本 和夫

(検察庁) 青沼 隆之

担当副幹事長 福家 辰夫 (東弁)

担当事務局 加戸 茂樹（二弁）

七、募金実行委員会

委員長 飯塚 孝（東弁）

副委員長 今井 勝（東弁）

中島 義勝（東弁）

山岸 憲司（東弁）

林 勘市（一弁）

中村鉄五郎（二弁）

根岸 清一（二弁）

事務局長 三羽 正人（東弁）

事務局員 好川 弘之（東弁）

担当幹事長 大高 満範（東弁）

担当副幹事長 福家 辰夫（東弁）

担当事務局長 坂巻 國男（東弁）

八、進路指導対策委員会

委員 山本 昌平

森 徹

内藤 貴昭

松村 卓治

佐藤 雅彦

藤原 力

石橋 克郎	松山 憲秀	金澤 賢一
大川 隆之	池田 友子	中井 淳
渥美央二郎	小川 恵司	加戸 茂樹
河野 浩	田中 宏	井上 朗
岡内 真哉	村上 智裕	亀井 真紀
飯塚 卓也	梅田 欣一	阿部 泰典
内田 喜久	千葉 達朗	遠藤 大助
星野 徹	佐々木泉顕	入江 寛
岡崎 信介	塩澄 哲也	塩見 渉
串田 正克		

(※現在全国に委員を委嘱作業中のため、現時点で委員に就任されている方のみを掲載しました。)

中央大学法曹会役員候補者名簿（平成一九・二〇年度）

（平成一九年五月一〇日承認予定）

正・副幹事長・事務局長・次長

幹事長 奈良道博（一弁）

副幹事長 坂巻國男（東弁）

林 勘市（一弁）

山崎 司平（二弁）

須藤 典明（裁判所）

錦織 聖（検察庁）

事務局長 横溝 高至（一弁）

事務局長 藤原 力（東弁）

阿部 鋼（東弁）

川添 丈（一弁）

熊谷 明彦（一弁）

大山 圭介（一弁）

秋定 和宏（一弁）

土井 隆（二弁）

上拂 大作（裁判所）

小橋 常和（検察庁）

中央大学法曹会各種委員会委員長候補者名簿（平成一九・二〇年度）

（平成一九年五月一〇日承認予定）

人事委員会

大高 満 範（東 弁）

広報委員会

大谷 隼 夫（東 弁）

募金実行委員会

飯塚 孝（東 弁）

進路指導対策委員会

水津 正 臣（東 弁）

機構改革実行委員会

若江 健 雄（一 弁）

法職教育検討委員会

伊達 俊 二（二 弁）

会則検討委員会

千葉 昭 雄（二 弁）

編集後記

法科大学院第一回卒業生向けの新司法試験において、母校は、合格者数第一位という輝かしい成績を収めました。もちろん、従来の司法試験の合格者も出ております。本号の特集の一つは、この合格体験記です。法科大学院の様子も垣間見えますので、ご覧下さい。この成果は、教職員、法人の方々のご努力、そして我が中大法曹会のバックアップの賜物であると存じております。

今後とも、法科大学院だけを出られた方も中大法曹としてお迎えし、切磋琢磨して、母校のプレゼンスを一層高めていくことが肝要でしょうし、少子化の中、母校の伝統ある特徴を輝かせなければならないのだと思います。（それにしても就職、研鑽の問題は頭痛となっておりますね。）

皆様の御健勝をお祈り申し上げます。

（窪木登志子）

主に、若手会員からの原稿集め担当でした。なるべく今までは中央大法曹会との関わりが少なかった先生にお願いしてみました。いつも同じような先生に同じようなことを書いてもらうのはつまりませんし。本当は、中大ロースクール出身、新司法試験「不」合格者匿名座談会『中大ロースクールのここが問題』というのをやりたかったのですが、試験に落ちた人に声を掛けるのはさすがに難しくて……。

平成一九年度からは、中大出身の修習生の就職のお世話係りをやります。「中央大学出身の修習生を採用しませんか!」をご覧下さい。こういって、就職のできない落ちこぼれの修習生の救済組織かと思われそうですが、そんなことはありません。みんな優秀な修習生です。断言できます。修習生の側も情報がなくて戸惑っているのです。インセンティブをお考えの先生方、是非お声かけ下さい。試しに会って見るだけでも良いですから。

（加戸茂樹）

第一回新司法試験の結果を受け、新司法試験特集については、五名の合格体験記も揃いましたので、先輩に現在の新司法試験についてご理解をいただければ幸いです。

若手法曹、女性法曹の中大法曹会の活動への誘導というテーマについては、今後の当会の活性化を左右する重要問題です。老・壮・青の交流・共働を如何に実現していくべきか。課せられた課題は大きいと思います。

全国に広がりつつある支部活動について、縦と横の連携を更に深く構築していくため、本誌が一助となるようこれからも努力して行かなければならないものと痛感しました。

編集作業中に、中津靖夫前幹事長の急逝という報に接し、中津先生の宿願でもあった中大法曹会の一層の飛躍を霊前にお誓いいたしました。

最後にバタバタして、高千穂印刷所の多大のご協力があった初めて発刊にこぎつけることができました。感謝。

(根岸清一)

中 大 法 曹 第 二 号

平成一九年五月 一日 印刷
平成一九年五月一〇日 発行 (非 売 品)

発行人 大 高 満 範
編集人 根 岸 清 一
発行所 中央大学法曹会
印刷所 株式会社 高千穂印刷所
東京都板橋区向原二一〇—一〇
電話 (三九五六) 六五五〇 (代)